

平成26年度版

八代市男女共同参画年次報告書



熊本県八代市

八代市男女共同参画都市宣言

わたしたちは、自然豊かな山、川、海、そして実り多き平野に恵まれたふるさとで、性別にかかわらず自分らしくいきいきと暮らせる、だれもが住みたい、住み続けたいまち“やつしろ”を希望と誇りを持って、次世代につないでいきます。

そのために、男女がともに認め合い、支え合う元気都市“やつしろ”を実現します。

- 一 わたしたちは、家庭・地域・学校・職場における男女共同参画に関する教育、学習を進めて、男女共同参画意識の高いまちをめざします。
- 一 わたしたちは、男女の人権を尊重し、性別による差別的扱いや暴力をなくすとともに、健康でいきいきと安心して暮らせるまちをめざします。
- 一 わたしたちは、男女がともに個性と能力を発揮でき、自分らしく多様な生き方が選択できるまちをめざします。
- 一 わたしたちは、男女が対等なパートナーとして、あらゆる分野へ参画し、喜びも責任も分かち合うことができるまちをめざします。
- 一 わたしたちは、男女共同参画社会の実現に向けて、市民・地域・事業所・行政が一体となって協働するまちをめざします。

ここに、八代市を「男女共同参画都市」とすることを宣言します。

平成21年6月19日

八代市

目 次

I	八代市男女共同参画計画の基本的な考え方	1
II	八代市男女共同参画計画の施策の体系	6
III	八代市男女共同参画計画の実施状況及び評価・課題	9
	基本的課題1 男女がともに育む男女共同参画の意識づくり	10
	基本的課題2 男女がともに互いの人権を尊重し安心して暮らせる社会づくり	18
	基本的課題3 男女がともに自分らしく多様な生き方が選択できる環境づくり	38
	基本的課題4 男女がともにあらゆる分野へ参画できるまちづくり	46
	基本的課題5 男女共同参画推進のための体制づくり	55
	平成25年度成果指標進捗状況	62
IV	平成25年度男女共同参画推進室の事業実績	63
V	データでみる八代市の男女共同参画の状況	80
	八代市における審議会等委員への女性の登用状況調査	81
	男女共同参画推進室への相談状況	83
VI	資 料	84
	八代市男女共同参画推進条例	85
	八代市男女共同参画推進条例施行規則	89
	八代市男女共同参画審議会委員名簿	92
	男女共同参画啓発用貸出ビデオ・DVD 一覧	93

I

八代市男女共同参画計画の基本的な考え方

1 計画策定の目的

- ◆ 男女共同参画社会基本法に男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と規定されており、男女共同参画社会の実現は21世紀のわが国社会を決定する最重要課題と位置づけられています。
- ◆ 21世紀は人権の世紀ともいわれており、男女間の不平等感や女性の人権侵害の解消が男女共同参画の根底をなすものですが、今世紀もますます進展することが予想される少子高齢化、国際化、地方分権及び地域自治などの社会経済情勢に的確に対応するためにも、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に男女が共同して参画することが必要不可欠となっています。
- ◆ このような状況を踏まえて、本市では男女が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現と地域の活性化をめざして、本市で取り組むべき男女共同参画の推進に関する様々な施策を体系化し、総合的かつ計画的に施策を推進するためにこの計画を策定するものです。
- ◆ この計画を具現化することにより、本市の総合計画の将来像である「やすらぎと活力にみちた魅力かがやく元気都市“やつしろ”」の実現につながります。

2 計画の性格

- ◆ この計画は、男女共同参画社会基本法第14条に基づく市町村男女共同参画計画であって、法の理念を踏まえ、国の男女共同参画基本計画（第3次）及び第3次熊本県男女共同参画計画（ハーモニープランくまもと21）との整合を図っています。
- ◆ この計画は、八代市男女共同参画推進条例第10条に基づく男女共同参画の推進に関する行動計画であって、八代市総合計画の部門計画となります。
- ◆ この計画は、「八代市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果、八代市男女共同参画審議会の意見・提言、市民ワークショップの作業結果及び市民のパブリックコメント（公募意見）を踏まえて、市民の意見を反映して策定しています。

- ◆ この計画は、全市的に男女共同参画社会づくりを推進するため、行政の取り組むべき施策のほか、市民、事業者の責務を掲げて、市民と行政が一体となって男女共同参画を進めるための指針となります。

3 計画の期間

この計画の期間については当初、「基本計画」が平成 21 年度から平成 30 年度までの 10 年間、「実施計画」については 5 年間と定められました。

このたび、実施計画の 5 年を経て国、県の動向をはじめ社会情勢の変化や計画の進捗状況により見直すこととしました。「実施計画」では平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間に重点的に取り組む施策について新たに定め、「基本計画」については、国の男女共同参画基本計画と県男女共同参画計画の改定状況を勘案しながら見直しを行いました。

4 基本目標（将来像）

《^{ひと}男女が性別にとらわれず、多様な価値観を認め合って、個性と能力を十分に発揮することにより、^{ひと}男女がともに支え合う 元気都市“やつしろ”の実現》

5 基本理念

基本目標を実現するため、次の基本的な考え方にに基づき、男女共同参画を推進します。

1 男女の人権の尊重と平等

個人の尊厳を重んじ、人権を尊重するとともに、女性に対するあらゆる暴力をなくし、性別による差別的取扱いをしないようにしましょう。そのためには、あらゆる場において人権尊重や男女平等を推進するための教育・学習を実施し、行動につなげましょう。

2 社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会のあらゆる活動に対して、影響を及ぼさないように配慮しましょう。そのためには、性別による偏見や固定化された役割分担意識の解消に努めましょう。

3 生涯を通じた健康への配慮

男女がそれぞれの性について理解を深めることで、妊娠や出産その他の性と生殖に関してお互いの意思が尊重され、かつ生涯にわたって心身ともに健康な生活が営まれるよう配慮しましょう。そのためには、発達段階に応じて性に関する正しい知識を身につけ、互いの心身の健康について思いやりをもちましょう。

4 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

家事、育児、介護その他の家庭生活における活動と仕事や地域活動、自己啓発など家庭生活以外の活動をバランスよく展開できるようにしましょう。そのためには、固定的な役割分担意識や働き方を含めた個人のライフスタイルを見直し、多様な価値観や生き方を認め合うようにしましょう。

5 政策・方針決定の場への男女共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして市その他の団体における政策又は方針の決定に共同して参画できるようにしましょう。そのためには、あらゆる分野への女性の参画を拡大するための環境整備や支援を行うとともに、男女とりわけ女性が意欲と行動力を高めるためのエンパワーメント（自己決定や主体的に行動できる力をつける）を図りましょう。社会のあらゆる分野への男女共同参画を推進することが、地域の活性化につながります。

6 国際的協調

男女共同参画社会の形成促進が国際社会における様々な取組と連動しながら進められていることをかんがみ、国際的な協調の下に国際的な視点をもって男女共同参画を進めましょう。

6 実現したい姿

1 家庭では

- ・ 「男らしさ」「女らしさ」ととらわれず、「自分らしさ」を大切にする教育を行い、個性と多様な生き方を認め合っています。
- ・ 「男は仕事」「女は家庭」という固定化された役割分担意識にとらわれず、家族全員が家事、育児、介護などに協力し合って、明るく元気で充実した家庭生活を送っています。
- ・ 家庭内のあらゆる暴力行為がなく、家族一人一人が互いの人権と健康を尊重し合う家庭となっています。

2 学校では

- ・ 「男の子だから」「女の子だから」という性別にとらわれることなく、一人の人間として、個性を認め、能力を伸ばし、自立心を育む教育が行われています。
- ・ 人権を尊重し、男女が互いに思いやり、協力し合う力が育ち、元気な学校生活を送っています。
- ・ 進学や就職では、性別にとらわれることなく、本人の意思が尊重され、多様な選択ができるようキャリア教育が行われています。

3 地域では

- ・ 男女が対等に地域活動の企画や方針決定に関わることにより、住みよい地域づくりに貢献しています。
- ・ 性別による固定的な役割分担意識にとらわれた古い慣習やしきたりが見直され、男女がともに心豊かに暮らせる地域となっています。
- ・ 子ども、高齢者、障がい者に対する支援が地域活動として活発に取り組み、子ども、高齢者、障がい者が地域の人々と一緒に安心していきいきと暮らし、元気のある地域となっています。

4 職場では

- ・ 採用、配置、賃金、昇任などの男女格差が解消され、個人の能力、個性、意欲等が十分に発揮され、いきいきと働くことができ、活気のある職場となっています。
- ・ 育児休業、介護休業等を男女ともに取得しやすい環境が整備され、男女がともに子育てしながら働き続けることができるとともに、家庭や地域活動とバランスのとれた働き方ができるようになっています。
- ・ セクシュアル・ハラスメントやマタニティー・ハラスメント、パワー・ハラスメントがなくなり、安心して快適な職場環境となっています。

5 全体では

- ・ 家庭、学校、地域及び職場などあらゆる場において、人権、男女平等など男女共同参画社会の実現に向けた教育、学習が行われるまちなになっています。
- ・ 個人の尊厳が重んじられ、男女の人権が確立されて性別による差別的取り扱いがなくなっています。また、女性に対するあらゆる暴力がなくなるとともに、生涯を通じた健康支援が図られ、安心していきいきと暮らせるまちなになっています。
- ・ 女性が自らの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在になるためのエンパワーメントやチャレンジ支援が図られ、社会のあらゆる場で活躍しているまちなになっています。
- ・ 男女がその能力を発揮し、対等なパートナーとして社会のあらゆる分野に共同して参画することにより、やすらぎと活力にみちた魅力かがやく元気都市“やつしろ”になっています。

II

八代市男女共同参画計画の施策の体系

7 施策の体系

基本的課題	施策の方向	施策の内容
1 男女がともに育む男女共同参画の意識づくり (男女共同参画理念の浸透)	(1)男女共同参画に関する意識の高揚	①家庭、地域、職場における男女共同参画の意識づくり
		②男女共同参画の視点に立った学校等における男女平等を推進する教育の充実
		③男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進
	(2)性別による固定的な役割分担意識の解消	①ジェンダーの視点に基づいた、男女共同参画社会の形成を阻害する慣習・慣行の気づき、見直し
		②固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識改革
	(3)国際的視点に立った男女共同参画の意識づくり	①男女共同参画に関する国際的な動向に対して理解し、認識を持つための情報の収集及び提供
②国際交流等による多文化理解を深める機会提供		
2 男女がともに互いの人権を尊重し、安心して暮らせる社会づくり (人権の確立)	(1)女性に対するあらゆる暴力の予防及び根絶	①ドメスティック・バイオレンス(DV)の予防及び根絶
		②セクシュアル・ハラスメント、マタニティー・ハラスメント等の予防及び根絶
		③メディアにおける女性の人権への配慮
		④被害女性の保護及び支援体制の充実
	(2)生涯にわたる女性の健康づくり支援	①リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透
		②発達段階に応じた性と生殖に関する啓発
		③ライフステージに応じたところとからだの健康づくりの推進
	(3)男性・子どもにとっての男女共同参画の推進★	①男性・子どもにとっての男女共同参画の意義の啓発★
		②ところとからだの健康づくりへの支援と相談体制の充実★
	(4)高齢者、障がい者、外国人、ひとり親家庭等の社会参画及び自立支援	①高齢者の生きがいづくりと社会参画の促進
		②障がい者の自立支援と社会参画の促進
		③外国人の自立支援と社会参画の促進★
		④ひとり親家庭、及び経済的困難に直面する人々の自立支援と社会参画の促進 ★
		⑤女性であることでさらに困難な状況に置かれている人々等についての理解を深める人権啓発の推進★

3 男女がともに自分らしく、多様な生き方が選択できる環境づくり (ワーク・ライフ・バランスの推進)	(1)仕事と家庭生活、地域活動との両立支援	①家庭生活における男女共同参画の促進
		②地域活動における男女共同参画の促進
		③働き方の見直し支援
	(2)男女が働きやすく、働き続けられる就労環境づくり	①雇用における男女の均等な機会と待遇の確保
		②働きやすい就労環境の整備
		③子育て支援・介護支援の充実
4 男女がともにあらゆる分野へ参画できるまちづくり (男女共同参画によるまちづくり)	(1)政策・方針決定の場への女性の参画拡大	①女性のエンパワーメント支援
		②市の審議会・委員会等への女性の積極的登用
		③地域活動における方針決定の場への女性の参画促進
		④民間企業・団体等における方針決定の場への女性の参画促進
	(2)農林水産業・商工業など自営業における男女共同参画の推進	①女性の経営への参画促進
		②女性の起業に対する支援
(3)男女共同参画の視点に立った地域活動の推進★	①男女共同参画の視点に立ったまちづくり、地域おこしを通じた地域活性化★	
	②防災・復興・防犯活動等における男女共同参画の推進★	
5 男女共同参画推進のための体制づくり (男女共同参画計画の推進)	(1)推進体制の充実	①庁内推進体制の強化
		②市職員の意識の向上
		③計画の適正な推進のための進行管理
		④国・県・他自治体との連携強化
	(2)市民等との協働による推進	①市民活動団体の育成及び支援
		②男女共同参画活動の拠点づくり
③民間企業・NPO等との連携		

★は後期計画による新設項目

III

八代市男女共同参画計画の
実施状況及び評価・課題

基本的課題1

《男女がともに育む男女共同参画の意識づくり(男女共同参画理念の浸透)》

【施策の方向】

(1)男女共同参画に関する意識の高揚

① 家庭、地域、職場における男女共同参画の意識づくり

No.	具体的施策	取組内容	担当課	25年度取組み	各課の評価と課題	26年度以降の取組み	八代市男女共同参画審議会意見・提案
1	市民団体等が主催する講座、研修会などの男女共同参画推進活動の支援	地域、職場、学校などの団体が主催する講座、研修会などに講師を派遣するなど、啓発活動を支援する。	人権政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・市内事業所や団体・学校で実施した男女共同参画研修会に講師派遣を実施(3回)。高校におけるデートDVの学習に伴い講師を派遣(5回) ・アドバイザー派遣事業についての案内文を市内事業所・学校に郵送(100件)。 ・出前講座を実施(2回) 	講師派遣により、受講者の啓発へ寄与した。さらに事業の周知を図ることが必要。	更に制度の周知を図るとともに事業を継続し、男女共同参画意識の浸透を図る。 ・アドバイザー派遣事業について案内発送 H26年度 100件	
			生涯学習課	家庭教育学級・公民館講座・高齢者教室・婦人学級等への講師派遣について、八代市生涯学習指導者名簿から選定し受講者へ紹介した。	各種講座、学習会等に男性の参加しやすい環境を作り、啓発を進める必要がある。	各種講座、学習会等の開催を通じて引き続き啓発を図る。	
			学校教育課	八代地域人権子ども集会フェスティバル in やつしろを八代市総合体育館で実施し、部落差別をはじめ、すべての差別をなくす取組を行う。平成25年度の八代地域人権子ども集会フェスティバル in やつしろでは、1000人を超える参加者があった。(園児、児童生徒、保護者、教職員、市民等)	年々回を重ねるごとに、内容の充実が見られ、参加人員の増加で八代地域人権子ども集会フェスティバル in やつしろの趣旨である、部落差別をはじめ、すべての差別をなくす取組の充実を図ることができた。 また、人権同和教育の周知啓発の広がりにつながっている。	部落差別をはじめすべての差別をなくす取組を推進するため、八代地域人権子どもフェスティバル in やつしろを八代市総合体育館で実施する。	
2	男女共同参画週間の周知・啓発	広く市民の男女共同参画についての関心と理解を深め、男女共同参画に関する活動への参加を促すため、男女共同参画週間の周知と趣旨に沿った啓発活動を行う。	人権政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・6月23日～29日の男女共同参画週間において市広報紙、市民課前情報モニター、ケーブルテレビ、HPで周知・啓発を行った。 ・市庁舎ロビーでポスターや男女共同参画活動状況を展示するとともに庁内GWを活用し、市職員に周知・啓発を行った。 	各種広報媒体を利用した啓発ができた。	<ul style="list-style-type: none"> ・6月23日～29日の男女共同参画週間にあわせ、広報誌やホームページ、ケーブルテレビ等を利用し情報を提供する。 ・市役所ロビーでの展示による啓発を行う。 	

3	市立図書館における関係資料の充実	男女共同参画に関する図書資料等の充実を図り、市民に情報の提供を行うとともに、男女共同参画社会に対する市民の関心と理解を深めるため、男女共同参画週間に合わせて資料展示を行う。	図書館	図書館全体での資料数を300冊程度を目標に、25年度は、22冊の図書を収集し、現在271冊。 また、2週間程度、男女共同参画についての特別展示及び貸出を行った。	男女共同参画に関する特別展示により、市民への情報の提供を行うことができた。 また、男女共同参画に関する資料を従来からの蔵書数を含め図書館全体で271冊収集しているが、関係資料の発行が少なく、資料の情報収集が課題である。	26年度も2週間程度の男女共同参画の特別展示、貸出を行う。 また、図書館全体での資料数を300冊程度を目標に収集する。	
4	啓発用教材の貸出し	男女共同参画に関する啓発用ビデオ、DVD等の充実を図り、家庭、地域、職場等での学習や研修の教材として貸出しを行う。	人権政策課	人権啓発資料:127本 うち男女共同参画関係:22本 25年度人権啓発資料の貸出し実績:53回、うち男女共同参画に関する実績:5回	さらに貸出し制度の周知が必要。	さらに貸出し制度の周知を図るとともに、資料の充実を図っていく。	

② 男女共同参画の視点に立った学校等における男女平等を推進する教育の充実

No.	具体的施策	取組内容	担当課	25年度の実績	各課の評価と課題	26年度以降の取り組み	八代市男女共同参画審議会意見・提案
5	男女共同参画標語掲示板による啓発	各学校に設置した男女共同参画標語掲示板により児童・生徒・保護者への啓発を行う。	人権政策課	平成24年度までの3カ年計画により、市内全小・中・特別支援学校への設置が完了している。	各校とも校門近くに設置しており、児童・生徒・保護者・地域への啓発に役立っている。	学校への設置により、児童・生徒・保護者はもとより地域住民への啓発に繋がっている。今後は経年後の改修について検討が必要。	
6	個性と能力を認めるキャリア教育の推進	児童、生徒一人一人が自らの生き方を考え、主体的に進路を選択する能力を身に付けるキャリア教育を推進する。また、性別による固定的な役割分担意識にとらわれない進路指導を行う。	学校教育課	キャリア教育の学習プログラムの作成率及び校内研修実施率100%を目標とする。	キャリア教育の学習プログラムの作成率の100%は達成できている。また、校内研修で実施率については、100%まで行かないが、多くの学校で実施している状況にある。今後は、100%実施に向けて周知する必要がある。	キャリア教育の校内研修を全ての学校で実施できるようにする。また、各学校で作成のキャリア教育の学習プログラムを確実に実施するように働きかける。	
7	教職員、保育士に対する意識啓発	教職員や保育士などに対し、男女共同参画、男女平等の視点に立った研修の機会を提供し意識啓発を図る。	学校教育課	男女共同参画をテーマにした校内研修の実施率80%は達成しているが、更に実施率が上がるように機会を捉えて呼びかける。	男女共同参画をテーマにした校内研修の実施率80%以上は達成できたが、100パーセントに近づくように機会を捉えて呼びかける。	男女共同参画をテーマにした校内研修を全ての学校・園で取り組むように働きかけを行う。	
			こども未来課	25年度中は5回延べ56名の保育士が人権研修へ参加した。	研修に参加することにより職員意識啓発が図られた。	25年度同様取り組んでいく	

8	保護者等に対する意識啓発	PTA や後援会に対して、男女共同参画、男女平等に資する情報や学習の機会を提供し、意識啓発を図る。	生涯学習課	家庭教育学級で保護者の意識啓発を推進した。 PTA 研究大会における意識啓発を推進した。	家庭教育学級への男性の参加が少ない。 PTA 役員への女性参画、女性リーダー育成に努めるが、副会長には女性が多くなったが、会長には 39 単位 PTA で 4 名。	単位 PTA・家庭教育学級等で役員の選出時、男女共同参画の男女平等の意識の啓発を図ると共に各種事業の開催等を通じ、今後も更に男女共同参画・男女平等の啓発を図っていく。	市PTA連合会理事の男女数を同程度にするため、各校区からの選出を会長に限らず、副会長からも出せるよう指導してほしい。
			こども未来課	—	—	関係機関等と取り組み方法について検討する。	
9	男女平等教育及び男女共同参画に関する教育の充実	学校等において、男女平等を推進する教育や男女共同参画に関する授業に積極的に取り組む。	学校教育課	各学校の年間計画に明確に位置付け、女性の人権や男女平等に関する授業を実施する。	各学校の年間計画に明確に位置付け、女性の人権や男女平等に関する授業を実施率が上がってきている。今後は、更に実施率が上がるように働きかけを行う。	各学校の年間計画に位置づけ、女性の人権や男女平等に関する授業を計画的に行うように働きかけを行う。	
10	男女共同参画に関する教材の活用及び作成	学校教育における男女共同参画や男女平等を推進するため、国及び県で作成している教材を活用するとともに、独自の教材を作成し、授業に活用する。	学校教育課	本年度も男女共同参画資料「一人一人が輝く未来へ」(熊本県)を中学1年生全員に配布するとともに、職場体験学習をとおして、性別にとられない生き方指導を一層推進する。	本年度も男女共同参画資料「一人一人が輝く未来へ」(熊本県)を中学1年生全員に配布するとともに、資料の積極的な活用を働きかけができた。 また、職場体験学習をとおして、性別にとられない生き方指導の推進を図ることができた。	熊本県が配付する男女共同参画資料「一人一人が輝く未来へ」を中学1年生に全員配付し、資料の積極的な活用を図る また、職場体験をとおして性別にとられない生き方指導するようにはたらきかける。	
			教育サポートセンター	郷土学習資料(やつしろ行って見マップ、わたしたちの八代市、未来につなごう美しき八代)を改訂するにあたり、研究部員間で男女共同参画の共通理解を図った。	日々児童が使用する郷土学習資料に男女共同参画の理念に立った改訂ができた。	男女共同参画を意識した研究・教材開発を目指す。	

③男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進

No.	具体的施策	取組内容	担当課	25年度の実績	各課の評価と課題	26年度以降の取組	八代市男女共同参画審議会意見・提案
11	情報誌発行による啓発	男女共同参画情報誌を発行、全世帯に配布し、市民へ男女共同参画に関する啓発を行う。	人権政策課	・市民ボランティアと協働で作成し、12月発行の市報と同時に市内全世帯配布した。 A4サイズ4面2色刷り:49,000部 ・内容:・男女共同参画って何だろう ・育児休業体験記 ほか	男女共同参画意識の啓発に有効だった。	今後も親しみやすく、インパクトのある紙面で市民への広報を行っていく。 情報誌Mi☆Rai H26年度 49,000部発行予定	

12	広報紙等による啓発	市の広報紙、市のホームページ、ケーブルテレビを通して、男女共同参画に関する情報を提供し、市民の男女共同参画意識の高揚を図る。	人権政策課	・広報やつしろへの男女共同に関する記事掲載:9回 ・市HPへの記事掲載 18回 ・市ケーブルテレビ、市民課前行政情報モニターでの男女共同参画週間のPR	広報紙の情報量も増加していることから、内容を工夫して掲載することが必要。	広報誌、ホームページ、ケーブルテレビ等、さまざまな媒体を使って、市民の男女共同参画意識の高揚を図る。	【若い世代への啓発・参加・行動につなげる方策として】 ・紙だけでなくネットを活用した啓発も有効。 ・男女共同参画の難しい言葉や考え方を、身近な言葉にして伝える。
13	イベント、講演会、講座等による啓発	市民を対象にしたイベント、講演会、講座等を開催し、男女共同参画に関する啓発を図る。	人権政策課	・いっそDEフェスタ:1/26開催 参加者280名 ・アドバイザー派遣事業による研修会:3回、出前講座:2回	市民への意識啓発につながった。いっそDEフェスタについては若年層への広報に工夫が必要。	「いっそ DE フェスタ」をはじめとして、各種イベント、研修会等による啓発に取り組む。また内容の充実、集客のための工夫に取り組む。	・八代市は若い世代に関係する社会問題が大きい。人工妊娠中絶・性感染症・子育てサポート等の問題について、まずは情報を共有する場を設ける。参加し情報を伝えあうことから、その後の活動につながっていく。
14	八代市男女共同参画宣言都市宣言文による啓発	出前講座やイベント開催時、展示やホームページ等を通して、宣言都市であることを周知し、宣言文による男女共同参画意識の高揚を図る。	人権政策課	(出前講座において宣言文を用いた。また、男女共同参画週間の展示や計画書概要版パンフレット、八代みらいネットパンフレットに掲載し周知を図った。)	(宣言文を活用した啓発ができた。)	男女共同参画計画概要版パンフレットを利用した啓発や、ホームページへの掲載、イベントや男女共同参画週間での掲示など、あらゆる機会を通じて、宣言文による男女共同参画意識の高揚を図る。	・八代みらいネットへの若者の加入促進。 ・若者が集まる講師選定。 ・子育て世代では運営にかかわっていくことは難しい。イベントも大事だが、当事者が自分の思いを聞いてもらえる居場所づくりを同時に進めてほしい。
15	市民意識の把握	男女共同参画に関する市民の意識を把握し、施策の基礎資料とするため定期的に意識調査を実施する。	人権政策課	平成24年度に実施。次回は平成29年度予定。	-	本市男女参画計画における実施計画の期間を5年としていることから、5年毎に調査することとしており、次回は平成29年度に実施予定。	
16	情報の収集及び提供	男女共同参画に関する資料や情報を収集し、市民に情報を提供する。	人権政策課	国や他自治体から統計や情報誌等の収集、提供を受けるとともに、希望者への提供や人権コーナーへの設置を行った。また国、県からの情報を市HPや広報紙、情報誌「Mi☆Rai」を通じて周知を図った。	情報提供の場としての、人権啓発センターでの啓発方法と利用拡大のための方策を検討していくことが必要。	国や県等からの情報を積極的に収集し、ホームページや情報誌等を通じて、市民に提供していく。	

【施策の方向】

(2) 性別による固定的な役割分担意識の解消

① ジェンダーの視点に基づいた男女共同参画社会の形成を阻害する慣習、慣行の気づき、見直し

No.	具体的施策	取組内容	担当課	25年度の実績	各課の評価と課題	26年度以降の取り組み	八代市男女共同参画審議会意見・提案
17	男女共同参画を阻害する慣習、慣行の見直しのための啓発	男女共同参画を阻害する慣習や慣行などに気づき、見直ししていくために、家庭、学校、地域、職場等に学習機会を提供する。また、慣習や慣行に関する実態及び意識調査を行う。	人権政策課	<ul style="list-style-type: none"> 市内事業所、団体等で開催された研修会へ講師を派遣。 八代市男女共同参画社会づくりネットワーク会員学習会、いっそDEフェスタなど実施した。 市民意識調査は平成29年度予定。 	男女共同参画に関して、わかりやすく正確な情報を継続的に提供していくことが重要。	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画アドバイザー派遣や八代みらいネットによる出前講座などの学習機会を提供する。 市民意識調査は、次回29年度を予定。 	男女混合名簿実施を推進してほしい。
			学校教育課	男女混合名簿未実施校に対し、引き続きできる部分からの実施を目指す。	男女混合名簿未実施校に対し、引き続きできる部分からの男女混合名簿の実施を働きかけたが、依然として男女別名簿が残っており、今後も働きかけの継続を行う。	男女混合名簿については、引き続きできるところからの男女混合名簿実施を各学校へ働きかける。	
			生涯学習課	家庭教育学級・公民館講座・高齢者教室・婦人学級等教育の場での男女平等の推進を図り、人々がジェンダーにとらわれない意識をもつ活動を推進した。	現在も男女共同参画について、誤った認識が見られることから、わかり易く正確な情報を継続的に提供して慣習や慣行の見直しに努めて行かなければならない。	家庭教育学級・公民館講座・高齢者教室・婦人学級等教育の場での男女平等を推進し、人々がジェンダーにとらわれない意識をもつ活動をさらに推進する。	
18	ジェンダーに関する分かりやすい広報、啓発活動の推進	社会的・文化的に形成された性別「ジェンダー」について正しく理解されるよう、分かりやすい広報・啓発活動を行う。	人権政策課	<ul style="list-style-type: none"> 各種セミナーやいっそDEフェスタ、情報誌「Mi☆Rai」、市HPなどにより情報発信を行った。 また八代市男女共同参画社会づくりネットワーク作成の「ジェンダーかるた」を使ったワークショップの実施や、男女共同参画週間、イベント時に展示して啓発を行った。 	男女共同参画に関して、わかりやすく正確な情報を継続的に提供していくことが重要。	情報誌Mi☆Raiやホームページ等での広報、八代みらいネットによる出前講座などによる啓発活動を行う。	

③ 固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識改革

No.	具体的施策	取組内容	担当課	25年度の実績	各課の評価と課題	26年度以降の取組	八代市男女共同参画審議会意見・提案
19	性別による固定的な役割分担意識の解消のための広報啓発	性別による固定的な役割分担意識の解消に向け市民や事業主、地域リーダー、指導者などに対して啓発活動及び学習機会の提供を行う。	人権政策課	各種セミナーやいっそDEフェスタ、情報誌「Mi☆Rai」、市HPなどにより情報発信を行った。 また八代市男女共同参画社会づくりネットワーク作成の「ジェンダーかるた」を使ったワークショップの実施や、男女共同参画週間、イベント時に展示して啓発を行った。	各種団体へのアドバイザー派遣事業の周知をさらに進め、学習機会を提供することが必要。	・男女共同参画アドバイザー派遣事業や出前講座等を通じて、更に啓発機会の拡大を図る。 ・事業主・地域リーダー等対象については、他部署とも連携して啓発を進める。 ・市民じんけんサポーター育成講座に男女共同参画をテーマとして取り上げる。	
			生涯学習課	高齢者教室等(健康づくり、レクリエーション、人権教育、世代間交流事業)の実施を通して学習機会を提供した。	高齢者の各種事業で夫婦での参加が増えてきた。	今後も、各種行事に参加を呼び掛け学習機会の提供に努め、啓発を図る。	
			商工振興課	新入社員や、人事担当者など、様々な役職を対象にしたセミナーを県が毎年実施しており、セミナーに関するチラシを窓口を設置し、更に八代市工業振興協議会会員へチラシを郵送するなどの周知を図った。	八代工業振興協議会会員へも周知したため、広く周知ができたと思う。今後も更なる周知を図っていく。	八代工業振興協議会会員へも周知したため、広く周知ができたと思う	
			(人事課)	・性別にこだわることなく人事異動を実施することで、職員の性別による固定的な役割分担意識の解消に努めた。 ・職員に向けては「人権を確かめ合う日」の周知に合わせて、啓発資料を配付し、啓発を行った。	業務を離れた役割(湯呑み洗いなど)についても、各課において性別による役割分担意識の解消を図っていく必要がある。	No.109 に統合	

【施策の方向】

(3)国際的視点に立った男女共同参画の意識づくり

① 男女共同参画に関する国際的な動向に対して理解し、認識を持つための情報の収集及び提供

No.	具体的施策	取組内容	担当課	25年度取組み	各課の評価と課題	26年度以降の取組み	八代市男女共同参画審議会意見・提案
20	国際的な情報の提供	男女共同参画に関する国連の動きや先進国の状況等の情報を収集し、男女共同参画情報誌や市ホームページで提供する。	人権政策課	情報誌Mi☆Raiで、ジェンダーギャップ指数の日本の地位を掲載。	国際的な情報収集とホームページ等による情報提供が必要。	国際的な情報に関しても、積極的に情報を収集し、ホームページ等で情報を提供していく。	

② 国際交流等による多文化理解を深める機会提供

No.	具体的施策	取組内容	担当課	24年度取組み	各課の評価と課題	25年度以降の取組み	八代市男女共同参画審議会意見・提案
21	在住・滞在外国人との交流	学校、地域などで市民と在住、滞在外国人とが交流することにより、異文化を体験しながら、男女の人権や男女共同参画に関する文化、慣習等を学ぶ機会を提供する。	秘書課	<p>(1)「世界の料理教室(ウズベキスタン編)」の開催 平成 25 年 10 月 27 日市保健センターにて、ウズベキスタン出身の方 2 名を講師に迎え、料理教室を開催した。参加者は 36 名。</p> <p>(2)「おしえて青年海外協力隊」の開催 ①八代小 11/5 5~6 年生 120 名 ②二見小 1/23 全校生 58 名 ③植柳小 1/24 6 年生 57 名 ④泉第二小 1/27 全校生+保護者 49 名 ⑤昭和小 1/28 4~6 年生 27 名 ⑥高田小 2/25 6 年生 32 名</p> <p>(3)「多文化共生講演会」の開催 7/13 ハーモニーホールにて八代市出身の観光コンサルタント竹永一則氏を講師に迎え、自身のアメリカでの体験や、今後八代市を観光地として外国に売り出すために何が必要であるかをお話頂いた。</p> <p>(4)「通訳ボランティアガイド研修会」の実施 9/22 代陽公民館にて八代の歴史について、八代城跡、松濱軒及び博物館にて実地研修として実際に英語でのガイドの仕方を学ぶ。27 名参加</p>	<p>(1)実施したアンケート結果では、94%の参加者に料理教室の内容が期待どおりで楽しかったという感想を頂き、市民の方が料理を通じて異文化理解を深めることにつながった。 近年は参加者が固定化してきていることが課題であり、もっと幅広く参加してもらえよう周知方法等の改善が必要。 (2)経験者の生の声を聞くことで、開発途上国に対する子どもたちの現状を学び、開発途上国と日本の関わりへの理解を深めることに寄与した。 (3)竹永さんの講演を通じて、外国の方が日本へ観光する際に何を求めているのか、八代はどのようにPRしていくのか、気づかないところにどれほど魅力があるのかを改めて考える機会となった。 (4)今後外国人観光客が増えることを予想し、市民の方に通訳ガイドとして即戦力となってもらえるよう、今後とも開催していきたい。参加した方からは、大変勉強になったという声がある一方で、「もっと参加者が発言できる場が多くほしかった」、「1カ所あたりの</p>	<p>昨年に引き続き、「世界の料理教室(1回)」と「おしえて青年海外協力隊(6回程度)」、「通訳ボランティアガイド研修会(2回)」を実施予定。</p>	

					時間をもっとゆっくり取ってほしい」といった意見も見られた。今後、活躍の場が必ずしも保証されているわけではなく、研修した内容を、どのような形で実践してもらうかが課題となっている。		
			学校教育課	今後とも、ALT(外国語指導助手)を活用することで、異文化を体験しながら、男女の人権や男女の人権や男女共同参画に関する文化、慣習等を学ぶ機会を保障する。	ALT(外国語指導助手)を活用することで、異文化を体験しながら、男女の人権や男女共同参画に関する文化、慣習等を学ぶ機会を得ることができた。今後もこの取組の継続と充実を図る。	ALT(外国語指導助手)を活用することを今後も進め、異文化の体験や男女の人権、男女共同参画に関する文化、慣習などを学ぶ機会の充実を図る。	
22	国や県、国際交流団体などが行う国際交流活動への協力・支援	国や県、国際交流団体などが実施する国際交流活動に対し、協力・支援を行うことにより、市民が外国人とふれあい、さまざまな文化に対する理解と認識を深める機会を提供する。	秘書課	国際協力機構(JICA)のパネル展を春・秋1回ずつ開催し、青年海外協力隊・シニア海外ボランティアの周知、募集説明会の案内等を行った。	発展途上国や支援の必要な地域に対して、JICAがどのような活動を行っているのか、私たちに何ができるのかを市民の方にも考えて頂くいい機会になっている。説明会には多くの市民の方が参加されたと聞いている。	昨年に引き続き、JICA パネル展を春・秋に本庁ロビーで行う予定。	

基本的課題 2

《男女がともに互いの人権を尊重し、安心して暮らせる社会づくり(人権の確立)》

【施策の方向】

(1) 女性に対するあらゆる暴力の予防及び根絶

① ドメスティック・バイオレンス(DV)の予防及び根絶

No.	具体的施策	取組内容	担当課	25年度取組み	各課の評価と課題	26年度以降の取組み	八代市男女共同参画審議会意見・提案
24	ドメスティック・バイオレンスの予防及び根絶に向けた啓発活動の推進		人権政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・県 DV 相談カードを市人権コーナー及び庁舎各階の女性トイレに設置。 ・人権相談窓口・ヤングテレホン案内カードを市内学校全児童・生徒・学生へ配布、市施設へ配置した。 ・「家庭から暴力をなくすキャンペーン」では市HPで PR すると共にチラシ、ポスターを関係施設に設置。 ・出前講座により市内団体に学習会を開催した(1回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座等により学習機会を提供できた。より多くの学校や団体に啓発が進むよう取り組みが必要。 ・あらゆる機会を利用して相談窓口を周知することが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・デートDV防止教育実践団体との協働による教育の推進を図る。 ・人権相談窓口・ヤングテレホン案内カードを効率的に配置し、相談窓口の周知を図る。 	
			こども未来課	<ul style="list-style-type: none"> FMやつしろやホームページを活用して、DV予防の啓発及び相談できる場所等の周知を行った。 配偶者等からの暴力に関する相談は29人。 	<ul style="list-style-type: none"> DVを防止するまでには至っていないが、相談ができる場所等の周知はできていると思われる。 	25年度同様取り組んでいく	
			長寿支援課	<ul style="list-style-type: none"> 権利擁護事業研修会「成年後見制度等について」 期日 平成25年9月17日 場所 ハーモニーホール大会議室 対象者 民生・児童委員、介護保険事業所、地域包括支援センター職員等 参加者 59名 	<ul style="list-style-type: none"> 民生・児童委員、介護保険事業所職員等多数の参加があり、事業内容の周知につなげることができた。また、市民を対象とした出前講座等を活用し、啓発活動に努めた 	No.55に統合	
			障がい者支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・FMやつしろや広報やつしろにて、「障がい者週間と障がい者虐待」について周知を行った。 ・障がい福祉関係者の会議等において、虐待防止マニュアル(簡易版)と市民への啓発チラシの配布を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者の人権について、広く一般への周知とともに障がい福祉関係者へ周知を図ることで、早期に対応することができた。今後も、様々な機会を通じ、継続的な啓発活動が必要である。 	No.57に統合	

24	デートDV防止教育の推進	若年層、特に中高生のデートDVを防止するため、学校における教育・啓発活動を強化する。	学校教育課	すべての学校においていじめアンケートを実施するとともに、いじめ根絶月間を設け、各種取組を実施し、いじめの早期発見・早期対応を目指す。	すべての学校においていじめアンケートを実施するとともに、いじめ根絶月間を設け、各種取組を実施を行った。今後ともいじめの早期発見・早期対応を目指す取組の日常・計画的な取組を行う。また、人権教育・性教育の一環として中高生のデートDV防止教育の基礎を学校で学習することを今後とも推進して行く。	すべての学校にいじめアンケートを実施するとともに、「こころの絆を深める月間」を設け、各学校で各種取組を行うことで、いじめの早期発見・早期対応を図る日常的・計画的な取組を行う。さらに、人権教育・性教育の一環として中高生のデートDV防止教育の基礎学習の取組を進める。	
			人権政策課	・アドバイザー派遣事業として市内高校でデートDV防止学習会を開催(5回)。 ・出前講座により中学校で学習会を開催した(1回)	・アドバイザー派遣により高校生への学習機会が提供できた。学校に対しデートDV防止教育の必要性を理解してもらうことと、さらに事業を周知していくことが必要。	デートDV防止教育実践団体や学校と協力して、啓発活動を強化していく。	
25	男女間における暴力の実態・意識の把握	男女間における暴力の実態を把握し、明らかにするとともに啓発、予防対策の基礎資料とするため、定期的な調査を行う。	人権政策課	平成24年度に市民意識調査を実施。次回は平成29年度予定。	—	H29年度実施予定の男女共同参画に関する市民意識調査において、パートナー間の暴力についても調査する。	
26	要保護児童等への対応	児童虐待、ドメスティック・バイオレンス、その他の虐待の発生予防の強化及び未然防止並びに早期対応のために、八代市要保護児童対策地域協議会や、関係機関と連携を図りながら要保護児童等の対応に取り組む。	こども未来課	要保護児童対策地域協議会開催 ①代表者会 1回開催 ②実務者会議 2回開催 ③個別ケース検討会議 28回開催(20世帯)	要保護児童への対応について、関係機関における連携や情報の共有化を行い、多様な支援方法の検討や対応が図られた。	25年度同様取り組んでいく	

② セクシュアル・ハラスメント、マタニティー・ハラスメント等の予防及び根絶

No.	具体的施策	取組内容	担当課	25年度の実績	各課の評価と課題	26年度以降の取り組み	八代市男女共同参画審議会意見・提案
28	ハラスメント等の防止に向けた広報啓発の推進	セクシュアル・ハラスメントやマタニティー・ハラスメント、パワー・ハラスメント、ストーカー行為等の防止に向けた情報提供及び啓発活動を民間企業等に働きかける。	商工振興課	21世紀職業財団より、企業や事業所を対象とした「パワー・ハラスメント対策取組支援セミナー」のパンフレットと申請書の提供があり、窓口へ設置するなどの周知を図った。	窓口設置のみの周知であったため、幅広く周知できなかった。更なる周知を図るため、八代市工業振興協議会会員企業への周知や市内企業訪問活動時に周知	幅広く周知するため、八代市工業振興協議会会員企業への周知や市内企業訪問活動時に周知。	
			(人事課)	・「人権を確かめ合う日」の周知に合わせて、「ハラスメント防止」をテーマにした資料を配付し、啓発を行った。 ・管理監督職員を対象にハラスメント研修を実施し意識啓発を図った。(H23～25年度、3カ年計画)	各課がい1名以上参加することとして管理監督者向けの研修を実施したが、管理監督者だけでなく研修の効果や情報を各課がい共有できるよう、職場内研修をより活性化し、職員の意識改革を図っていく必要がある。	No.109に統合	

			人権政策課	・市アドバイザー派遣事業についての案内を市内事業所に郵送し、研修会の開催を呼びかけ、市内事業所(2か所)に講師を派遣した。	さらに事業所への啓発が必要。	アドバイザー派遣事業や事業所表彰制度の案内等、関係課と連携して、事業所等に意識啓発を働きかける。 H26 年度案内発送件数 ・アドバイザー派遣事業 100 件 ・事業所表彰制度 200 件	
--	--	--	-------	---	----------------	---	--

③ メディアにおける女性の人権への配慮

No.	具体的施策	取組内容	担当課	25 年度の取組み	各課の評価と課題	26 年度以降の取組み	八代市男女共同参画審議会意見・提案
28	人権尊重、互いの性を尊重する意識づくりのための教育・啓発活動の推進	男女共同参画を推進するための基本となる男女の人権尊重・平等意識を高めるため、「人権教育推進に係る八代地域行動計画」に基づき、人権教育及び人権啓発活動を推進する。また、八代市人権問題啓発推進協議会をはじめ関係団体の講演会・啓発イベントの開催や啓発用冊子作成等に係る連携及び支援を行う。	人権政策課	・12/7 人権子ども集会フェスティバル(1,700 人参加) ・1~2 月 人権セミナー計 3 回(延 375 人参加) ・3 月 地域講演会 2 回 坂本校区(75 人)、千丁校区(82 人) ・人権作品の募集、展示(2,984 点出品) ・広報しあわせを市内各世帯に発行 ・人権啓発センター平成 23 年 4 月に開設し、人権啓発事業を行った。市民じんけんサポーター育成講座8回・延べ 176 人参加、センターだより 1 回発行。	・各種セミナーやイベントの開催により、人権尊重・平等意識向上のための教育・啓発ができた。 ・人権啓発センターの利用・活用を促進するため、機能の充実を図ることが必要。	・人権教育・啓発事業については、さらに充実を図る。 ・人権啓発センターの機能の充実を図り、家庭や地域、職場における研修・学習を促進する。	
29	男女共同参画の視点に立った行政刊行物等における表現の配慮	広報紙、市ホームページ、公文書などにおいては、女性の人権、男女平等に配慮した表現及び内容に留意する。また、市民との電話や窓口対応においても留意する。	(広報広聴課)	前年度と同様、広報紙作成にあたっては、各課かいから提出された原稿を精査し、男女平等に配慮した表現及び内容に留意するように取り組んだ。	目標に掲げた取り組みはできた。今後も取り組みを継続する。	全課かいでの取組へ	
			(人権政策課)	男女共同参画情報紙「Mi☆Rai」、広報しあわせ、人権啓発センターだより「かたらんね」、青少年室だより「あめ・くもりのちはれ」、広報やつしろ・市ホームページへの掲載記事など人権政策課が発行、作成する刊行物は、当然ながら人権・男女平等に配慮した適切な表現に努めた。	行政が発行する刊行物であり、適切な表現・対応を、全庁的に意識をもって取り組むことが必要。	全課かいでの取組へ	
			全課かい	—	—	全職員が男女共同参画の視点に立った表現に努めるよう、八代市男女共同参画行政推進委員会において確認する。	

30	性に関する有害環境の整備	有害図書やアダルトビデオ等の性に関する有害環境の浄化活動を支援する。	人権政策課	青少年室による街頭指導を実施し、有害図書等の販売機を発見した場合には、県に通報している。	—	引き続き、県と連携しながら有害環境の浄化に努める。	。
31	メディア情報の読解及び発信能力向上のための学習機会の提供・啓発	情報化社会の中で、情報を受け取る側がその内容を主体的に読み解き、発信することができるよう、メディア・リテラシーについての講座の開催や情報提供を行う。あわせて、情報の発信者としてのモラル向上のための啓発を行う。	人権政策課	・人権セミナーや講演会を通じて、基本となることを理解してもらい、情報を選択・活用できる能力や知識を習得してもらうことに努めている。 ・青少年だより「あめ・くもりのちはれ」に有害情報から子どもを守りためにフィルタリングサービスの活用と家庭内でのコミュニケーションについて掲載し、啓発を図った。	近年、インターネットを通じた差別事象が起きていることから、さらに意識啓発が必要。	引き続き、情報を選択する能力や知識習得に向けて、正しい情報提供、意識啓発を行っていく。 ・市民じんけんサポーター育成講座において、「情報化社会と人権」について予定。 ・人権啓発センターだより「かたらんね」や青少年室だより「あめくもりのちはれ」での啓発。	

④ 被害女性の保護及び支援体制の充実

No.	具体的施策	取組内容	担当課	25年度取組み	各課の評価と課題	26年度以降の取組み	八代市男女共同参画審議会意見・提案
32	相談窓口の充実強化	相談員の資質及びスキルの向上を図るとともに、関連窓口の連携を図り、迅速で適切な相談体制を整備する。	市民活動支援課	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談員の研修参加支援 県養成研修及びレベルアップ研修 国民生活センター大阪・福岡研修 各種相談との連携強化 一日合同行政相談所への出席 	<ul style="list-style-type: none"> 研修で習得した相談技術等を相談対応に活かされている。今後もさらなるスキルアップのための研修参加が必要。 各種相談との連携が図られ、速やかな対応ができています。 	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談員の研修参加支援の継続 県養成研修及びレベルアップ研修、国民生活センター中央、福岡研修 各種相談との連携強化 市民相談員連絡協議会等への出席 一日合同行政相談所への出席 	
			こども未来課	婦人相談員研修実績研修会参加 4回 ※婦人相談員による相談対応:延601件(実人数 311人)	関係する研修会等へ積極的に参加し、相談員のスキルアップにつながった。	25年度同様取り組んでいく	
			教育サポートセンター	教育サポーター、子ども支援相談室が相互に連携しながら、相談者に対してきめ細かな相談体制を確立する。	組織内の連絡・調整を行うことで迅速で適切な相談業務を行うことができた。	多様化する相談ニーズに応えるため、教育サポートセンターだけでなく、関係機関とも連携を深めながら質の高い相談業務を行う。	
			人権政策課	<ul style="list-style-type: none"> 女性相談研修への相談員の参加(3回) 庁内相談業務連絡会を実施し、関係各課との連携を図り、適切な相談業務に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> スキルアップを図るための研修会にはできるだけ参加できるように、相談体制も整えていく。 庁内相談業務連絡会を開催することで、より連携できるようになった。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き他課との連携を図り相談対応を図っていく。(庁内相談業務連絡会の開催) 研修会等への参加によるスキルアップに努める。(H26:女性相談業務研修への参加 4回予定) 	

33	相談体制の充実	ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントなど人権侵害等の相談に専門的に対応するため、男女共同参画専門委員を配置する。	人権政策課	・男女共同参画専門委員として弁護士2名、臨床心理士1名を配置。 ・人権啓発センターでのDV、セクハラ、その他女性相談対応:33件 うち、男女共同参画専門委員での対応:3件	さらに相談窓口の周知に努めることが必要。	専門的な対応が必要な事案については男女共同参画専門委員へつなぐとともに、相談窓口の周知に努める。	
34	関係機関との連携強化	県・警察・法務局・医療機関等の関係機関との連携強化を図り、DV被害者への対応を迅速に行うことができるように取り組む。	こども未来課	女性相談センターや警察署との連携により、被害者の対応はスムーズに図られている。	関係機関との連携を今後も強化していく。	25年度同様取り組んでいく	
			人権政策課	ケースによっては警察、裁判所、医療機関と連携を行い、相談者への対応を行っている。	DVの早期発見・早期対応のために、さらに連携していく。	関係機関と連携し、DV被害者への迅速な対応を図る。	
35	被害女性への支援体制の強化	自立支援に向けて支援体制の強化を図り、安心して生活ができるように取り組む。	こども未来課	女性相談センターや警察署との連携により、被害者の一時保護や、母子生活支援施設への入所など対応はスムーズに図られている。	NPOや民間のシェルターは本市にはないため、他市のNPOなどの情報を把握し、今後連携を図っていく必要がある。	引き続き、関係機関との連携を図るとともに、職員の対応のスキルアップに努める。	

【施策の方向】

(2)生涯にわたる女性の健康づくり支援

① リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識の浸透

No.	具体的施策	取組内容	担当課	25年度の実績	各課の評価と課題	26年度以降の取組	八代市男女共同参画審議会意見・提案
36	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する正しい理解と認識を深めるための情報を提供する。	人権政策課	市ホームページにリプロダクティブ・ヘルス／ライツについて掲載し、女性の健康情報については、詳しく掲載した県等のホームページにリンクできるようにしている。	情報内容、提供方法等、関係課と連携し検討する必要がある。	関係課と連携しホームページ等での情報提供に努める。	
38	妊産婦に対する健康支援、相談体制の充実	安心して子どもを産み育てることができるよう、妊婦健康診査や健康教育の充実、妊産婦訪問指導及び相談体制の充実を図る。	はつらつ健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・母子手帳交付 1,082人、早期届出 91.1% ・妊婦健康診査実受診者数 1,650人 ・妊婦健康診査(14回助成)延べ 13,028件受診 ・妊産婦訪問 998件 育児相談 7,622件 ・両親学級 173組の夫婦出席 ・出産後の親子 34組が子育てをアドバイス。 ・H24年 低出生体重児割合 7.6% ・H24年 早産率 5.3% 	出生率はさらに減少し、少子化が進んでいる。一方で低出生体重児については、2,000～2,500g未満の割合は減少しているが、2,000g未満、さらに 1,500g未満の割合は増加している。極低出生体重児は、長期入院を要し、疾病や障害等のハイリスク状態でもあるため、関係機関と連携しながら、児の成長発達と保護者への継続支援が必要。出産後の子育てに問題を抱えた家庭は増加傾向で、妊娠期からの相談・教育体制の充実が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健康診査(14回助成)継続 ・ハイリスク妊婦への電話・訪問等による保健指導の徹底 ・妊娠 11週以内妊娠届出割合の向上 ・ハイリスク妊婦への保健指導件数の増加 ・特定妊婦に対する訪問支援(若年妊婦、望まない妊娠、妊婦健康診査未受診、心身や家庭環境に問題を抱える妊婦等を対象とする)を行う。妊娠期からより安定して過ごすことで、その後の出産・育児に前向きに取り組めるような支援を目指す。 	

② 発達段階に応じた性と生殖に関する意識の啓発

No.	具体的施策	取組内容	担当課	25年度の実績	各課の評価と課題	26年度以降の取り組み	八代市男女共同参画審議会意見・提案
38	学校における適切な性教育の推進	学校における性教育については、学習指導要領に基づき、発達段階に応じて、心のつながりや命の尊厳を重視した適切な性教育を推進する。特に思春期における性教育の機会を充実する。	学校教育課	すべての学校において、各学年の発達段階に応じた性に関する指導を実施した。実施率100%であった。	学習指導要領に基づき、発達段階に応じて、心のつながりや命の尊厳を重視した適切な性に関する指導を推進することができた。	以下の性に関する指導における留意点を念頭に、学校における「性に関する指導」を進める。 (1)指導計画に基づく組織的・計画的な指導であること (2)教育的価値のある内容であること (3)発達段階に応じた指導であること (4)保護者の理解を得られること (5)集団指導と個別指導を相互に補完すること	
39	性に関する学習機会の提供	妊娠前の健やかな生活習慣や命を大切にするための情報提供を行う。	はつらつ健康課	・母子手帳交付時やポスター掲示等でのマタニティマーク周知 ・両親学級で夫や家族の妊娠子育てに理解と協力をもらえるような妊婦疑似体験や子育て体験等の内容を取り入れている。 ・中学校性教育2校130人、事業所での性教育1ヶ所15人 ・24年人工死産率26.3(出産千対)。	減少傾向にあった人工死産率が、増加し、依然として県平均より多い状況である。望まない妊娠や出産後の産後うつや育児不安、育児環境に問題抱えた家庭も増加傾向にあることから、さらに学校保健と連携した性教育や地域における妊娠前の健康教育が必要。	・広報誌・HP等を通じた命の大切さの特集号掲載、マタニティマーク周知。 ・両親学級内容充実(仲間作りや子育て体験)・中学・高校生への子育て体験や妊娠子育てに関する健康教育の充実。保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校、医療機関等との連携 26年度目標:人工死産17.0%	

② ライフステージに応じたこころとからだの健康づくりの推進

No.	具体的施策	取組内容	担当課	24年度の実績	各課の評価と課題	25年度以降の取り組み	八代市男女共同参画審議会意見・提案
40	家庭、学校などにおける食育の推進	子どものときから食べることの楽しみや大切さを理解し、望ましい食習慣を身に付けられるように家庭、学校・幼稚園、保育所などが連携し、成長・発達段階に応じた食育を推進する。	はつらつ健康課	・乳幼児健康診査時栄養相談集団指導4,033人、個別指導1,501人・離乳食教室年14回、参加者174組・食育教室(保育園・学校等の依頼により実施)53回 2,111人	・各種乳幼児健康診査の栄養相談では、食事について困っている保護者は減少したが、まだ半数以上を占めている。離乳食教室の充実や保育所などと連携した食育の推進が必要。	・乳幼児健康診査時栄養相談…25年度と同様、さらに肥満児への栄養指導は個別相談を充実。 ・離乳食教室…年14回実施 ・食育教室…保育園、幼稚園、小中学校、高校と連携し調理など体験を通じた食育の取組。	

			<p>学校教育課</p> <p>食育体験活動育成事業「食育推進校」有佐小学校委嘱。 ○平成26年1月24日(金)、6年生は中村市長と一緒に給食を食べた。 ○親子調理実習。 ○八代版「食育ランチオンマット」の家庭での活用。 ○ゲストティーチャーを活用した調理。</p>	<p>○食育推進委員会を中心に、学校教育活動全体を通して食育を推進した。 ○平成26年度熊本県学校給食研究協議大会、平成26年度八代市学校給食研究協議大会で発表予定である。平成25年度の取組をさらに発信していくことが課題である。</p>	<p>平成26年度食育体験活動育成事業「食育推進校」代陽小学校委嘱。家庭や地域との連携を効果的に進めるために ○学校は、家庭や地域の協力を得て、児童生徒の食生活の状況等の課題を把握し、それらの情報を家庭や地域に発信する。 ○学校における食に関する指導の目標や各教科等における食に関する指導内容、学校給食の意義等について、家庭や地域に公開、発信する。</p>	
			<p>こども未来課</p> <p>保育園で行っている主な食育 ・菜園活動：児童が自分たちで大根等の野菜を栽培し、食物を身近に感じてもらう。 ・クッキング活動：自分たちで栽培した食物を料理する。 ・食に関する絵本の読み聞かせ(食に関する紙芝居、エプロンシアター・パネルシアター、歌や手遊び) ・4つのお皿ランチオンマットの使用 ・食育ボードの活用：材料、タンパク質、ビタミンなどの栄養素の学習 ・老人会や婦人会、JA、ヘルスメイトとの交流活動・保護者に対する給食試食会 ・入園児の離乳食や食物アレルギーに関する調査 ・幼小中高との食育交流</p>	<p>各園において食育が推進されており、今後も継続していく。</p>	<p>25年度同様取り組んでいく</p>	
			<p>農業政策課</p> <p>農業政策課は、食育の窓口となり、問合せの回答や文書のやり取りを主に行っている。 実際の活動は各担当課で実施。</p>		<p>今年度も食育の窓口として問合せの回答や文書のやり取りを行う。また、食育関係の情報収集に努め、関係団体等との連絡調整をはじめ、支援体制を強化する。</p>	

41	食生活改善活動の推進	生活習慣病予防のため、ライフステージに応じた食育の普及啓発を図る。また、地域での食育を推進するため、食生活改善推進員の養成や活動の支援を行う。	はつらつ健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・食生活改善推進員養成講座の実施 6名受講 ・各地区食生活改善推進活動への支援 ・食育パネル展(市立図書館) ・広報誌への特集号掲載(毎月のヘルシーメニュー、食育特集号) 	<p>養成講座受講生のうち 6 名(前年度比 5 名減)が推進員として入会し、食生活改善活動の推進が図られた。</p> <p>各地区の食生活改善活動 4,938 回、延べ 12,440 人(前年度比 2,657 回増、4,690 人増)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・養成講座…25 年度と同様に実施するが、今までより食生活改善推進員になりやすい仕組みを導入する。 ・食育パネル展、広報誌への掲載…25 年度と同様に実施 ・高齢者の低栄養予防事業の実施 	
42	各種健診事業の充実及び受診率の向上	妊婦健診、がん検診(特に女性特有の子宮がん・乳がん)、特定健診、基本健診その他ライフステージに応じた健診体制の充実を図り、健康づくりを推進する。	はつらつ健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤング健診受診者(基本健診) 400 人 ・特定健診 8,773 人(受診率速報値 31.9%) ・胃がん検診 4,799 人(受診率 10.1%) ・肺がん検診 7,793 人(受診率 16.4%) ・大腸がん検診 8,301 人(受診率 17.5%) ・働き盛りの 40 歳代後半より罹患患者数、死亡者数が増加している現状より、40 歳～60 歳の 5 歳刻みの年齢の方を対象に無料クーポン券を送付した。無料クーポン利用の大腸がん検診 2,412 人(27.9%) ・肝炎ウイルス検査の促進を図るため 40 歳～70 歳の 5 歳刻みの年齢の方で過去に検査を実施したことがない方に対し、無料で肝炎ウイルス検査を実施した。2,558 人 ・子宮頸がん 6,158 人(受診率 25.4%) ・乳がん検診 5,408 人(受診率 26.67%) ・女性のがんによる死亡者の減少を図る目的に、特定の年齢に無料クーポンを送付する女性特有のがん検診事業を実施した。 無料クーポンによる子宮頸がん検診(20 歳～40 歳までの 5 歳刻み) 982 人(利用率 27.9%) 無料クーポンによる乳がん検診(40 歳～60 歳までの 5 歳刻み) 1,617 人(利用率 36.3%) ・前立腺がん ・妊婦健診受診者 実人員 1,650 人 延べ件数 13,028 件 	<p>女性特有のがん検診事業と母子手帳交付時や乳幼児健診等の様々な機会を捉え受診勧奨を図ったことにより、子宮がん検診、乳がん検診の受診率向上に繋がった。</p> <p>しかしながら特定健診や他のがん検診は、電話等による受診勧奨や健診 PR 会等の受診率向上のための取り組みを行っているにも関わらず、受診率が伸び悩んでいる。</p> <p>市民へがん検診や特定健診の目的や意義に対する理解を深めてもらうよう引き続きの周知啓発が必要である。</p> <p>検診申込申し込み方法がわからないという声も聞かれるため、申し込み方法等の PR をより一層実施し、受診率向上に努めていく。</p>	妊婦健診、がん検診、特定健診、基本健診その他ライフステージに応じた健診体制の充実を図り、健康づくりを推進する。	

43	生活習慣病、 こころの病の 予防に関する 知識の普及 及び啓発	ライフステージに応じた健 康教育、健康相談をととし て生活習慣病やこころの 病気の予防及び早期発 見、対応についての意識 を高める。	はつらつ健康課	<p>乳幼児健診や赤ちゃん広場などの健康教育を通じて、子供のころからの生活習慣病予防の必要性や方法について保健指導を実施。2歳児歯科健診時の保護者330名に対し体組成計測定及び保健指導実施。</p> <p>・広報やつしろ9月、10月特集号掲載</p> <p>・40歳以上健康教育1,360人、健康相談4,978人、ヤング健診後の健診結果に基づく保健指導132人、特定保健指導727人</p> <p>・こころの健康講演会62人、ゲートキーパー養成講座120人、こころの健康相談(心理士54人、保健師408人)</p>	<p>・保護者が自分や家族に対して、生活習慣改善に取り組めるよう個別での指導を取り入れていることで、健康的な食事や運動の実践について関心を持ち取り組もうとしている保護者は増加傾向にある。今後は、妊娠時期も含めさらに若い世代に、生活習慣病予防のための健康教育・健康相談の充実に取り組んでいくことが必要。</p> <p>・自殺に傾いた人などへの早期発見や対応についての理解が深まった。</p> <p>・こころの健康づくりにおける支援体制や啓発活動の充実。</p>	<p>・妊娠期間を健やかに過ごすことが、こどもの将来の生活習慣病予防につながることから、妊婦健診結果に応じた健康相談の充実と母子健康手帳交付時の健康教育の充実に努める。</p> <p>・こどもの発達や生活リズム、生活習慣病予防の関連について、乳幼児健診全体をととして一貫した保健指導の充実に努める。</p> <p>・広報誌特集7月、10月号</p> <p>・ヤング健診、特定健診、がん検診等、健診結果に応じた個別指導の充実。</p> <p>・こころの健康講演会・研修会及び健康相談・支援の充実。</p>	
44	育児不安への 適切な対応	両親、特に母親の育児不安を軽減し、産後うつに適切に対応するとともに、保護者が子どもの発達段階に応じた健康的なかかわりができるよう、訪問指導、乳幼児健診、育児相談等を充実する。	はつらつ健康課	<p>生後4か月までを対象とした乳児家庭全戸訪問事業を998件(98.7%)に実施し、産後の母子の健康支援とともに育児情報の提供を行った。さらに支援が必要な乳幼児や保護者に対して、901件(延)に対して訪問等による相談支援を実施。</p> <p>初産を対象とした赤ちゃん広場では、223組の親子に、子育て情報や仲間作りの場を提供した。</p>	<p>望まない妊娠、出産後の産後うつや育児不安、育児環境に問題抱えた家庭は増加傾向にあることから、妊娠前の健康教育とともに、妊娠中から産後へと継続した個別支援や各教室の充実が必要。</p> <p>産後うつや育児不安が強い場合、こころの相談や医療機関の利用、その他関係機関と連携した早期支援が必要。</p>	<p>・生後4か月までを対象とした乳児家庭全戸訪問事業(目標:100%)、及び養育支援訪問事業の充実</p> <p>・医療機関、民生委員・主任児童委員、子育て支援センター等育児支援関係者との妊娠中から連携した相談支援の充実</p> <p>・産後うつや不安が特に強い場合、早期からこころの相談や医療機関受診を勧める等、関係機関と連携をとりながら、継続して電話や訪問支援を行う</p>	

45	スポーツによる健康づくりの推進	子どもから大人まで、日常のかつ継続的に運動ができるよう体力測定やスポーツ活動の場の提供を行う。またスポーツ推進委員や地域スポーツ団体等と連携を図り運動の奨励と活動の支援を行う。	いきいきスポーツ課	<p>①ニュースポーツ普及事業 内容：校区スポーツ推進委員が主体となり開催 成果：10 校区（10 回）で開催され 732 名が参加。</p> <p>②ニュースポーツルールブック・DVD 配布 内容：スポーツ推進委員協議会により H24 末に作成したニュースポーツルールブック及び DVD を市内小・中学校に配布した。</p> <p>③スポーツ推進委員派遣事業 内容：学校や社会教育団体等のレクリエーション活動や体力測定の指導を行った。 成果：48 件、2,614 名が参加。</p> <p>④ニュースポーツ大会 内容：ニュースポーツの普及推進のため大会を開催。 成果：29 チーム 159 名が参加。</p> <p>⑤チャレンジ・ザ・ゲーム大会 内容：遊び感覚で気軽に参加できるスポーツの推進のため大会を開催。 成果：61 名が参加。</p>	<p>ニュースポーツ大会は毎年継続開催している大会であるが、年々参加人数が減少傾向にあるため、ニュースポーツ普及事業や年々依頼増加傾向にあるスポーツ推進委員派遣事業と連携させることで普及推進を図り、参加者の増加に努めたい。 チャレンジ・ザ・ゲーム大会は今年度より取り組んだ事業であり、参加者からは好評を得た内容であったので、引き続き継続開催したい。</p>	<p>①ニュースポーツ大会の普及事業・・・市内全校区での開催を目指す。</p> <p>②スポーツ推進委員派遣事業・・・派遣依頼に対応しながらニュースポーツの指導力向上に努める。</p> <p>③ニュースポーツ大会・・・参加チーム数の増加に努める。</p> <p>③ チャレンジ・ザ・ゲーム大会・・・種目数を増やし、継続開催に努める。</p>	
----	-----------------	--	-----------	--	--	--	--

【施策の方向】

(3) 男性・子どもにとっての男女共同参画の推進

① 男性・子どもにとっての男女共同参画の意義の啓発

No.	具体的施策	取組内容	担当課	25年度の実績	各課の評価と課題	26年度以降の取組	八代市男女共同参画審議会意見・提案
46	男性や子どもにとっての男女共同参画についての啓発	男女共同参画の推進は、男性や子どもにとっても意義があることを、ワークライフバランスの推進のための研修会やさまざまな情報提供の機会をとらえて啓発する。	人権政策課	—	—	アドバイザー派遣事業や八代みらいネットによる出前講座の活用を周知するとともに、男女共同参画情報誌Mi☆Raiや男女共同参画週間での掲示などでの啓発を行う。	
47	デートDV防止教育の推進(再掲)	若年層、特に中高生のデートDVを防止するため、学校における教育・啓発活動を強化する。	学校教育課	すべての学校においていじめアンケートを実施するとともに、いじめ根絶月間を設け、各種取組を実施し、いじめの早期発見・早期対応を目指す。	すべての学校においていじめアンケートを実施するとともに、いじめ根絶月間を設け、各種取組を実施を行った。今後ともいじめの早期発見・早期対応を目指す取組の日常・計画的な取組を行う。また、人権教育・性教育の一環として中高生のデートDV防止教育の基礎を学校で学習することを今後とも推進して行く。	すべての学校にいじめアンケートを実施するとともに、「こころの絆を深める月間」を設け、各学校で各種取組を行うことで、いじめの早期発見・早期対応を図る日常的・計画的な取組を行う。さらに、人権教育・性教育の一環として中高生のデートDV防止教育の基礎学習の取組を進める。	
			人権政策課	・アドバイザー派遣事業として市内高校でデートDV防止学習会を開催(5回)。 ・出前講座により中学校で学習会を開催した(1回)	・アドバイザー派遣により高校生への学習機会が提供できた。学校に対しデートDV防止教育の必要性を理解してもらうことと、さらに事業を周知していくことが必要。	デートDV防止教育実践団体や学校と協力して、啓発活動を強化していく。	

② ころとからだの健康づくりへの支援と相談体制の充実

No.	具体的施策	取組内容	担当課	25年度取組み	各課の評価と課題	26年度以降の取組み	八代市男女共同参画審議会意見・提案
48	ころとからだの健康づくりの普及	自殺者の減少を図るための、ころの健康づくりの普及啓発を行う。また、ライフステージに応じた健康教育・健康相談を通して生活習慣病の予防及び早期発見、対応についての意識を高める。	はつらつ健康課	—	—	・ころの健康相談、ゲートキーパー養成研修やころの健康づくり講演会の実施。生活習慣病予防講演会の開催。	男性にとつての男女共同参画の推進という視点では、自殺の問題が最も大きな課題となる。ゲートキーパー養成は、自殺の問題を個人の問題とするのではなく、社会で支える仕組みを作っていこうというもの。多くの方の養成を期待。
49	相談体制の充実	相談機関の周知を図るとともに、相談しやすい環境づくり、市民の相談に応じる人材の育成、相談員の資質及びスキルの向上、心理士等による相談支援を充実する。また、中高年齢者を対象とした職業相談を実施する。	市民活動支援課	—	—	・身近な相談員育成セミナー(年2回) ・多重債務問題庁内連絡会議(16課)	
			はつらつ健康課	—	—	広報誌やHP、リーフレット等を通じたころの相談機関の周知を図るとともに、ゲートキーパー養成等、市民の相談に応じる人材の育成、相談員の資質及びスキルの向上、心理士等による相談支援の充実。自殺者数28人より減少を目指す	
			人権政策課	—	—	・自殺予防ゲートキーパー養成講座をはじめとする各種相談業務研修会への相談員の派遣によるスキル向上や、相談しやすい環境づくりに努める。 ・相談窓口の周知を積極的に行う。	
			商工振興課	—	—	幅広く周知するため、八代市工業振興協議会会員企業への周知や市内企業訪問活動時に周知。	
50	要保護児童等への対応(再掲)	児童虐待、ドメスティック・バイオレンス、その他の虐待の発生予防の強化及び未然防止並びに早期対応のために、八代市要保護児童対策地域協議会や、関係機関と連携を図りながら要保護児童等の対応に取り組む。	こども未来課	要保護児童対策地域協議会開催 ①代表者会 1回開催 ② 務者会議 2回開催 ③個別ケース検討会議 28回開催(20世帯)	要保護児童への対応について、関係機関における連携や情報の共有化を行い、多様な支援方法の検討や対応が図られた。	25年度同様取り組んでいく	

51	性に関する有害環境の整備 (再掲)	有害図書やアダルトビデオ等の性に関する有害環境の浄化活動を支援する。	人権政策課	青少年室による街頭指導を実施し、有害図書等の販売機を発見した場合には、県に通報している。	—	引き続き、県と連携しながら有害環境の浄化に努める。	
52	学校における適切な性教育の推進 (再掲)	学校における性教育については、学習指導要領に基づき、発達段階に応じて、心のつながりや命の尊厳を重視した適切な性教育を推進する。特に思春期における性教育の機会を充実する。	学校教育課	すべての学校において、各学年の発達段階に応じた性に関する指導を実施した。実施率100%であった。	学習指導要領に基づき、発達段階に応じて、心のつながりや命の尊厳を重視した適切な性に関する指導を推進することができた。	以下の性に関する指導における留意点を念頭に、学校における「性に関する指導」を進める。 (1)指導計画に基づく組織的・計画的な指導であること (2)教育的価値のある内容であること (3)発達段階に応じた指導であること (4)保護者の理解を得られること (5)集団指導と個別指導を相互に補完すること	

【施策の方向】

(3) 高齢者、障がい者、外国人、ひとり親家庭等の社会参画及び自立支援

① 高齢者の生きがいづくりと社会参画

No.	具体的施策	取組内容	担当課	25年度の実績	各課の評価と課題	26年度以降の取組	八代市男女共同参画審議会意見・提案
53	高齢者の就労、市民活動及び地域活動への参加の支援	高齢者の経験や技術を生かすとともに、生きがいを持って生活できるよう、就労の場の確保を図るなど、社会参画を推進し、市民活動及び地域活動への参加を促進する。	健康福祉政策課(長寿支援課)	高齢者就業機会確保事業等補助 シルバー人材センターに会員登録している定年退職者等の高齢者に、臨時的・短期的な就業機会の提供を行う活動を支援。 シルバー人材センター会員数 925名(平成26年3月31日現在)	高齢者が生きがいを持って働くことができる場が確保されているが、会員数は減少傾向にある。	八代市シルバー人材センターに運営補助を行うことで、高齢者の就労機会の確保、生きがいづくり及び健康づくりを支援する。	
			市民活動支援課	「市民活動団体一覧」作成・情報提供	ボランティア活動等の参考になる情報提供ができています。	「市民活動団体一覧」作成・情報提供	
			商工振興課	—	—	前年度では有効求人倍率の好転などにより、前年度に比べ助成金の利用者は減少。引き続き各種の媒体を利用した広報を実施し、広く周知する。	
54	高齢者の学習、スポーツ、レクリエーションの機会の提供	高齢者が地域の中でいきいきと暮らせるよう、交流や学習、スポーツ、レクリエーション活動の場を提供し、活動を支援する。	長寿支援課	<ul style="list-style-type: none"> いきいきサロン事業 設置数 218箇所 延べ参加者数 46,200名 老人社会参加事業 趣味講座 500回 ふれあい高齢者訪問奉仕事業 シルバーヘルパー実働者数 543名 老人クラブ助成事業 老人クラブ数 151クラブ 会員数 7,580名 	<ul style="list-style-type: none"> いきいきサロン事業 地域において、自主的な介護予防に資する活動が広く実施され、高齢者の支援につながっている。サロンの設置箇所数は、増加傾向にあるが、参加者数が減少傾向にある。 老人社会参加事業 趣味講座・文化伝承活動は、地域での世代間交流に寄与している。 ふれあい高齢者訪問奉仕事業 地域における高齢者の自主的な活動を支援することで、在宅高齢者の支援につながっている。 老人クラブ助成事業 健康づくり活動や閉じこもりがちな高齢者に対する訪問活動など地域福祉の推進役として大きな役割を果たしているが、各地区の単位老人クラブの解散や新規加入者の減少で、クラブ数、会員数ともに減少傾向にある。 	<ul style="list-style-type: none"> いきいきサロン事業 老人社会参加事業 地域の高齢者が、自主的に活動に参加することにより、効果的な介護予防につなげていく。 ふれあい高齢者訪問奉仕事業 高齢者に対する生活支援の担い手としてのボランティア育成を支援していく。 老人クラブ助成事業 老人クラブへの加入促進に向け、活動支援を今後も継続していく。 未設置町内への新設推進及び参加者数増加のための事業内容を検討する。 	

			生涯学習課	高齢者教室等（健康づくり、レクリエーション、人権教育、世代間交流）の実施を通して、地域住民とのふれあいの場を提供した。行事予定表にいきいきサロンの開催日を掲載し参加を呼びかけた。	地域住民とのふれあいの場を設けることができたが、参加する人の固定化が見られるためさらに多くの皆様が参加できるよう活動を支援する	今後もスポーツ、レクリエーション、世代間交流活動等を開催し、引き続き交流の場として提供できるよう支援を図っていく。	
			いきいきスポーツ課	<p>①ニューススポーツ大会の普及事業 内容：校区スポーツ推進委員が主体となり開催 成果：10 校区（10 回）で開催され 732 名が参加。</p> <p>②ニューススポーツルールブック・DVD 配布 内容：スポーツ推進委員協議会により H24 末に作成したニューススポーツルールブック及び DVD を市内小・中学校に配布した。</p> <p>③スポーツ推進委員派遣事業 内容：学校や社会教育団体等のレクリエーション活動や体力測定の指導を行った。 成果：48 件、2,614 名が参加。</p> <p>④ニューススポーツ大会 内容：ニューススポーツの普及推進のため大会を開催。 成果：29 チーム 159 名が参加。</p> <p>⑤チャレンジ・ザ・ゲーム大会 内容：遊び感覚で気軽に参加できるスポーツの推進のため大会を開催。 成果：61 名が参加。</p>	<p>ニューススポーツ大会は毎年継続開催している大会であるが、年々参加人数が減少傾向にあるため、ニューススポーツ普及事業や年々依頼増加傾向にあるスポーツ推進委員派遣事業と連携させることで普及推進を図り、参加者の増加に努めたい。</p> <p>チャレンジ・ザ・ゲーム大会は今年度より取り組んだ事業であり、参加者からは好評を得た内容であったので、引き続き継続開催したい。</p>	<p>①ニューススポーツ大会の普及事業・・・市内全校区での開催を目指す。</p> <p>②スポーツ推進委員派遣事業・・・派遣依頼に対応しながらニューススポーツの指導力向上に努める。</p> <p>③ニューススポーツ大会・・・参加チーム数の増加に努める。</p> <p>④ チャレンジ・ザ・ゲーム大会・・・種目数を増やし、継続開催に努める。</p>	

55	介護予防の啓発と健康及び生活支援	高齢者が要介護状態にならないように、介護予防に関する講座の開催及び啓発活動を行うとともに、地域支援事業として介護予防に資する取り組み(運動機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、閉じこもり予防等)を実施する。また、地域の総合相談、権利擁護事業、家族介護支援事業等を行うことにより、介護負担の軽減及び高齢者の自立支援を推進する。	長寿支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防教室 開催回数 227 回 延べ参加者数 3,610 名 ・二次予防事業 生活機能評価実施者数 8 名 運動器の機能向上教室延べ参加者数 58 名 口腔機能向上教室延べ参加者数 14 名 ・家族介護者交流教室 開催回数 18 回 延べ参加者数 171 名 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防教室 高齢者が自らの介護予防についての知識と方法を取得することで、要支援・要介護状態になることの予防や、高齢者の自立した生活の継続につながっている。 ・二次予防事業 対象者それぞれの状況に応じた柔軟な対応が可能となり、高齢者が介護予防状態となることの予防につながっているが、事業参加者が少ない状況にある。 ・家族介護者交流教室 要介護者を介護する家族に対し、介護に関する情報提供等を行い、家族介護力を高め、在宅介護の継続に役立っているが、参加者数が減少傾向にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防教室 参加者に介護予防に関する理解促進を図り、二次予防事業参加につながるよう努めていく。 ・二次予防事業 介護予防教室や元気体操教室及びいきいきサロンにおいて、事業に関する理解促進を図るとともに、事業参加につながるような効果的な事業内容を検討する。 ・家族介護者交流教室 在宅介護者に対する家族への支援を維持しながら、参加者数の増加につながる事業内容を検討する。
----	------------------	---	-------	--	---	--

② 障がい者の自立支援と社会参画の促進

No.	具体的施策	取組内容	担当課	25 年度の取組み	各課の評価と課題	26 年度以降の取組み	八代市男女共同参画審議会意見・提案
56	障がい者の就労及び社会参画の支援	関係機関と連携し、就労情報の提供や就労の場の確保、就労に必要な知識の習得、能力向上のための訓練等への支援を拡充する。また、社会参画を進めるため、地域活動に関する情報提供や参画する機会を提供する。	障がい者支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自立支援協議会が中心となり、障がい者雇用促進セミナーを開催した。 参加者 126 名(一般企業・個人 66 名、障がい関係事業所・団体・スタッフ 60 名) ・就労支援事業所関係に関わるスタッフの質の向上と連携強化を図るために、地域自立支援協議会就労支援部会を毎月開催した。 ・八代支援学校において、卒業後の就労に向けたサービス利用について、講話を行った。参加者 約 80 名(職員及び保護者) ・障がいのある方やその家族等を対象に、相談支援事業を実施した。支援の内訳をみると就労及び社会参加・余暇活動に関する支援が全体の 17%を占めている。福祉サービスの利用に関する支援を含めると 41%である。 ・自動車免許取得・改造助成事業 	<ul style="list-style-type: none"> 雇用促進セミナーは、一般企業の障がい者雇用に対する理解を深める機会となった。また、就労継続支援事業所が 4 事業所新設され、福祉的就労の受け皿が拡大している。 相談の場についても、以前から市が委託している相談支援事業所に加え、福祉サービス利用計画を作成する特定相談支援事業所も増加しており、充実してきた。 このように、障がい者の就労支援は充実してきているが、個々の事業所ごとにみると長引く不況の中、商品の開発や販路の拡充など、安定した事業所経営を継続していくことが大きな課題となっている。 また、各種スポーツ大会の開催などにより、社会参画の機会 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者への理解と雇用促進を図るため、事業者へのアピールの場である障がい者雇用促進セミナーを継続的に実施する。 就労支援事業所関係に関わるスタッフの質の向上と連携強化を図るために、就労支援部会を継続して実施する。 また、障がい者の更なる社会参画を促進するため、自動車免許取得・改造助成の利用やスポーツ大会等の参加促進を図っていく。 	

				(2件) ・いきいきふくしスポーツ大会(307人参加)、スポーツ交流会(11団体75名参加)の開催	がより拡大されたが、自動車免許取得・改造助成事業の利用については、利用者が少なく、更に周知を行う必要がある。		
			商工振興課	民間事業所が実施する、企業向けの「障がい者雇用セミナー開催」について、チラシ提供があり窓口に設置するなどの周知を図った。	窓口設置のみの周知であったため、幅広く周知できなかった。更なる周知を図るため、八代市工業振興協議会会員企業への周知や市内企業訪問活動時に周知	幅広く周知するため、八代市工業振興協議会会員企業への周知や市内企業訪問活動時に周知。	
57	八代市障がい者計画及び障がい福祉計画の推進	八代市における障がい者のための施策に関する基本的な計画である「八代市障がい者計画」及び八代市障がい福祉計画の推進を図る。	障がい者支援課	・第2期障がい者計画(H24～28)及び第3期障がい福祉計画(H24～26)について、八代市障がい者計画等評価委員会を開催し、各事業の実施状況の点検・評価を実施し、計画の推進を図った。 開催日：平成26年2月21日	評価委員会では、医療、教育、福祉等の其々の立場から幅広い意見を聴取することができた。関係課や関係機関と協力しながら今後の事業実施に生かすことで、障がい福祉の充実に繋がると考える。	引き続き、八代市障がい者計画等評価委員会を開催し、各種事業の実施状況の点検・評価を行い、計画の推進を図る。 第3期障がい福祉計画(平成24年度～平成26年度)を見直し、平成26年度中に第4期障がい福祉計画(平成27年度～平成29年度)を策定する。 障がい者支援協議会においても、計画推進のために必要な社会資源の開発等の検討を行っていく。	
58	ユニバーサルデザイン化、バリアフリー化の推進	障がい者の安全・安心な生活環境の確保、社会的自立及び社会参画を促進するため、各種公共施設や道路、住宅等のユニバーサルデザイン化やバリアフリー化を推進する。	障がい者支援課	・障がい者の在宅での安全・安心な生活環境を確保するために、住宅改修・改造の助成を実施した。 実績：改修6件、改造3件 ・社会生活を円滑にし、自立した生活を行えるよう作成したバリアフリーマップの更新と利用促進のため、市報3月号と市HPに新規事業所及び内容変更等の情報提供依頼を行った。	住宅改造・改修に助成を行うことで、障がい者の経済的負担の軽減と安全・安心な在宅生活に繋がった。 バリアフリーマップの更新については、広報紙と市HPを通じ、対象企業等に依頼したが、情報提供がなかったことから、企業等に個別に依頼するなど情報収集方法の検討が必要である。	住宅改造・改修の助成の利用促進を図るため、周知を強化していく。 バリアフリーマップについては、掲載企業の新規登録や既存情報の更新がほとんどできていないことから、直接対象企業に働きかける等、周知啓発方法を検討する。 また、更なる障がい者の自立と社会参画を促進するために、ユニバーサルデザイン化やバリアフリー化に関する障がい福祉制度等の情報提供を行うなど、公共施設設備及び住宅建設担当部局と連携を図っていく。	

③ 外国人の自立支援と社会参画の促進

No.	具体的施策	取組内容	担当課	25年度の実績	各課の評価と課題	26年度以降の取組	八代市男女共同参画審議会意見・提案
59	在住・滞在外国人に対する人権の配慮	在住・滞在外国人の不安や悩みを解消するため、人権に配慮しながら、暮らしに関する情報を提供するとともに、各種相談に適切に対応する。	秘書課	「行政書士による入国管理問題無料相談会」を2カ月に1回開催。	無料相談会を通じて、在住・滞在外国人に在留資格やその他問題について適切なアドバイス、情報提供を行うことで、在住・滞在外国人の安心した暮らしへとつながることができた。今後とも継続していきたい。	昨年に引き続き、2ヶ月に1回の無料相談会を実施する予定。	農業実習生・研修生に対するアドバイスや情報提供、相談への体制も整えてほしい。
			人権政策課	・人権相談員や男女共同参画専門員による相談対応。 ・人権教育冊子・資料等による多民族社会に関する広報・啓発を行った。	外国人が安心して暮らせるよう取組みを継続する。		

④ ひとり親家庭及び経済的困難に直面する人々の自立支援と社会参画の促進

No.	具体的施策	取組内容	担当課	25年度の実績	各課の評価と課題	26年度以降の取組	八代市男女共同参画審議会意見・提案
60	ひとり親家庭に対する経済的支援	ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進、健康保持を図るため、手当の支給や医療費の助成などの経済的支援を行う。	こども未来課	・児童扶養手当(受給者数:1,604人うち父子世帯136人) 父母の離婚等により父または母と生計を同じくしていない児童を養育する母子家庭、父子家庭に対し、手当を支給する。 ・ひとり親家庭等医療費助成(助成延件数:19,380件) ひとり親家庭における父または母及びその児童の健康を保持し、家庭の経済的負担を軽減するため、医療費の一部を助成する。	制度の周知に努める。	25年度同様取り組んでいく	
61	ひとり親家庭の就労支援	ひとり親家庭の就労率向上を目的に、関係機関と連携し、就労情報の提供を行うとともに、就労に必要な知識習得、能力向上のための訓練等への給付事業を行うなど、支援を拡充する。また、母子自立支援員により就労等に関する相談などの自立支援を行う。	こども未来課	・母子家庭等自立支援対策事業(相談件数:延288件) 市民相談室に母子自立支援員を配置し、自立支援のための就労相談等を実施 ・ひとり親家庭等日常生活支援事業(活動件数:延19件) 離婚等による生活環境の激変を緩和し、仕事等に専念できる環境を支援する。 ・母子家庭等自立支援教育訓練給付金(受給者:3人) ・母子家庭等高等職業訓練促進給付	母子家庭等自立支援対策事業の実施及び母子自立支援員による就労相談を実施することにより、資格や技能等の習得が図られ、自立した生活の実現につながることを期待される。	25年度同様取り組んでいく	

				金(受給者:23人) 資格取得のための訓練に要する費用の一部を給付することにより、母の就労等による経済的な自立を支援する。			
			商工振興課	「八代市資格取得支援助成金事業」を継続して実施。ラジオ放送や広報などを利用し周知。また、ハローワーク窓口や各種就職面接会会場まで周知を図った。	有効求人倍率の好転などにより、前年度に比べ助成金の利用者は減少。引き続き各種の媒体を利用した広報を実施し、広く周知を図る。	幅広く周知するため、八代市工業振興協議会会員企業への周知や市内企業訪問活動時に周知。	
62	制度の周知及び相談体制の充実	ひとり親家庭に対して、経済的・精神的自立のための各種支援策についての情報を提供し、相談体制の充実を図る。	こども未来課	・母子家庭等自立支援対策事業(相談件数:延288件) 市民相談室に母子自立支援員を配置し、自立支援のための就労相談等を実施	本人の希望する就職先が見つからず、就労が難しい状況がある。	25年度同様取り組んでいく	
63	経済的な困難に直面する人への支援	民生委員やふれあい委員等の見守り活動により、経済的な困難による地域社会からの孤立を防ぐ。	健康福祉政策課			引き続き、民生委員やふれあい委員による見守り活動を行い、経済的な理由等で地域社会から孤立する人の把握に努め、孤立死等を防ぐ。	

⑤ 女性であることでさらに困難な状況に置かれている人々等についての理解を深める人権啓発の推進

No.	具体的施策	取組内容	担当課	25年度の実績	各課の評価と課題	26年度以降の取組み	八代市男女共同参画審議会意見・提案
64	さまざまな困難な状況に置かれている人々についての人権啓発	セミナーや出前講座の開催、情報誌の発行などにより、HIVや同和問題、性的指向や性同一性障害など、さまざまな困難な状況に置かれている人々への理解を深め、差別や偏見をなくすための啓発を行う。	人権啓発課	—	—	人権セミナーや各種研修会・出前講座の実施や、人権作品の募集・表彰、人権センターだより「かたらんね」等による広報などにより、あらゆる差別や偏見をなくすための啓発を行う。	

基本的課題 3

《男女がともに自分らしく、多様な生き方が選択できる環境づくり(ワーク・ライフ・バランスの推進)》

【施策の方向】

(1)仕事と家庭生活、地域活動との両立支援

① 家庭生活における男女共同参画の促進

No.	具体的施策	取組内容	担当課	25年度の取組み	各課の評価と課題	26年度以降の取組み	八代市男女共同参画審議会意見・提案
65	男性の家庭生活への参画を促進するための広報啓発	性別による固定的な役割分担意識を是正し、男性の家庭生活への参画を促進するため、「男女共同参画週間」、「人権週間」等を通じた広報・啓発活動や学習機会の提供を行う。	人権政策課	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画週間」で市役所ロビーにおいてジェンダーかるた等を展示し広報啓発を行った。 情報誌「Mi☆Rai」でイクメンをテーマにした記事を掲載した。 	あらゆる機会での広報・啓発が必要。	男女共同参画週間等の様々な機会・媒体を通じて、男性の家庭生活への参画について啓発していく。	
			生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> 食育講座を開催した。4回で80名の参加があった。 各校区の行事予定、公民館だより等にて人権・男女共同参画の啓発標語を掲載。 	食育講座への父親の参加が少ないので参加しやすい環境づくりが必要になる。	引き続き情報の提供を行い、市民の学習の支援を行っていく。	
66	男性の家庭生活での自立支援	男性が家庭生活中で自立できるようにするために家事・育児・介護など家庭生活中で役立つ講習会等を開催する。	人権政策課	家庭生活中に特化した講習会等は行わなかったが、いっそDEフェスタのワークショップ「育休パパと語ろう子育て体験記」において、休業中の育児や家事についてのトークショーを行った。	取組方法の検討が必要。	今後も、幅広い年代に男性のワークライフバランス、家事参加を促す啓発活動を検討していく。	
			生涯学習課	校区公民館で行われる校区福祉会・健康づくり推進協議会が実施する、「男の料理教室」・「栄養教室」を校区だよりで紹介し多くの参加を募る。13公民館で29回の開催。総参加者、625名	男性が積極的に参加できるような環境づくりや講座の内容を工夫する必要がある。	今後も男性が家事を行い自立が出来るように、講座の参加人員を増やすと共に学習を通して啓発に努める。	
			はつらつ健康課	生活習慣改善対策事業における食生活改善推進員の活動において「男性料理教室」を実施。8回開催、参加者156名 <ul style="list-style-type: none"> 両親学級 173組の夫婦出席 夫婦で子育ての必要性や子どもの健康についての学習とともに、妊婦疑似体験・赤ちゃん抱っこ等の育児体験も実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 食生活改善の意識を高めると同時に、家庭での性別役割分担意識の解消にも寄与。 両親学級の充実 	生活習慣改善対策事業における食生活改善推進員の活動において「男性料理教室」を実施。	

67	男性の育児・介護休業の取得促進	男性の育児・介護休業取得率向上のため、情報誌等による広報のほか、事業所等を対象に情報提供及び啓発活動を実施する。	商工振興課	国・県から関連するセミナーや説明会などの情報提供が毎に、窓口を設置するなどの周知を図った。	窓口設置のみの周知であったため、幅広く周知できなかった。更なる周知を図るため、八代市工業振興協議会会員企業への周知や市内企業訪問活動時に周知	セミナー受講者からも好評であった。今後も機会があるごとに周知し、啓発を図っていく。
			人権政策課	・情報誌「Mi☆Rai」において、イクメンをテーマにした記事や、育児休業法の解説を掲載した。 ・いっそDEフェスタのワークショップ「育児パパと語ろう子育て体験記」において、育児休業取得者と家族によるトークショーを行った(参加者 20名)。	事業所等に広く波及させていくための啓発方法が課題。	市アドバイザー派遣事業や県表彰制度などを周知しながら事業所等に対して、啓発を図っていく。 H26年度:約200事業所へチラシ配付。ホームページ・広報やつしろでの周知

② 地域活動における男女共同参画の促進

No.	具体的施策	取組内容	担当課	25年度取組み	各課の評価と課題	26年度以降の取組み	八代市男女共同参画審議会意見・提案
68	男女がともに担う地域活動の促進	男女が地域活動に参加しやすい環境を作るため、男性のライフスタイルの見直しなどについて、あらゆる機会を通して啓発する。	人権政策課	・情報誌「Mi☆Rai」において、男性のライフスタイル見直しについて啓発。 ・イベント開催時にジェンダーかるたを展示。 ・男女共同参画週間において、ロビーにて啓発資料を展示。	地域活動の促進という観点からの啓発が今後も必要。	男女共同参画週間等の様々な機会を通して啓発していく。	
69	市民活動等の参加促進のための環境整備	多くの人が地域の活動や行事等に参加できるように、情報紙や市ホームページによる情報提供を行うとともに、それぞれの広報活動を支援する。	市民活動支援課	・「やつしろ NPO 情報！」(NPO 情報誌)の発行(4、7、10、1月発行) ・「市民活動団体一覧」の作成	○情報誌は定期的に発行できている。内容については、県の施策や研修案内、団体の情報等、より市民の興味を引くような記事掲載に努めている。	・「やつしろ NPO 情報！」(NPO 情報誌)の発行(4、7、10、1月発行) ・「市民活動団体一覧」の作成	

③ 働き方の見直し支援

No.	具体的施策	取組内容	担当課	25年度取組み	各課の評価と課題	26年度以降の取組み	八代市男女共同参画審議会意見・提案
70	ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及・浸透	ワーク・ライフ・バランスの普及に向け、事業所等をはじめ広く市民に対し情報提供及び啓発活動を実施する。	人権政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画週間」で市役所ロビーにおいてジェンダーかるた等を展示し広報啓発を行った。 ・情報誌「Mi☆Rai」において、ワークライフバランスについて解説。 ・アドバイザー派遣事業についての案内を市内事業所等へ郵送し、研修会の開催を呼びかけた。(開催件数1件) 	さらに広く周知を図っていくことが必要。	男女共同参画週間等の様々な機会を通して啓発していく。	
			商工振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・国・県から関連するセミナーや説明会などの情報提供があるごとに、窓口に設置するなどの周知を図った。 	窓口設置のみの周知であったため、幅広く周知できなかった。更なる周知を図るため、八代市工業振興協議会会員企業への周知や市内企業訪問活動時に周知	幅広く周知するため、八代市工業振興協議会会員企業への周知や市内企業訪問活動時に周知。	
71	男性の働き方に対する意識改革	仕事と同様に家庭生活や地域活動の重要性を認識し、働き方に対する意識改革を図るための啓発を行う。	人権政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画週間」で市役所ロビーにおいてジェンダーかるた等を展示し広報啓発を行った。 ・情報誌「Mi☆Rai」において、男性の働き方等について掲載し、広報啓発を行った。 ・アドバイザー派遣事業についての案内を市内事業所へ郵送し、研修会の開催を呼びかけた。 	さらに広く周知を図っていくことが必要。	男女共同参画週間等の様々な機会を通して啓発していく。	
			商工振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・八代市工業振興協議会で開催しているセミナーで、「メンタルヘルスケア」を実施。セミナーの、内容には仕事と家庭生活の両立の重要性についてを話された。 	セミナー受講者からも好評であった。今後も機会があるごと周知し、啓発を図っていく。	八代市工業振興協議会で開催しているセミナーで、施策に関連する内容のセミナーを開催。受講者からも好評であり、今後も機会があるごとに周知し、啓発を図っていく。	
72	仕事と子育ての両立支援	事業者、就労者に対し、制度等の情報を提供し、働き方についての意識改革を図る。また、働く婦人の家にて女性の就業活動サポートを行う。	こども未来課	<ul style="list-style-type: none"> ・八代市次世代育成支援後期行動計画評価委員会の開催(H26.3.14) 	目標値まで達していない事業について、内容も精査し、現在のニーズに合う形での実施に向けた検討が必要。	今後も行動計画の取り組みを推進する。	
			商工振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・国・県から関連するセミナーや説明会などの情報提供が毎に、窓口に設置するなどの周知を図った。 	窓口設置のみの周知であったため、幅広く周知できなかった。更なる周知を図るため、八代市工業振興協議会会員企業への周知や市内企業訪問活動時に周知。	セミナー受講者からも好評であった。今後も機会があるごとに周知し、啓発を図っていく。	

【施策の方向】

(2) 男女が働きやすく、働き続けられる就労環境づくり

① 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保

No.	具体的施策	取組内容	担当課	25年度の実績	各課の評価と課題	26年度以降の取組	八代市男女共同参画審議会意見・提案
73	男女雇用機会均等法の周知徹底	国・県、21世紀職業財団、商工会議所、商工会等と連携をとり、事業所に対し男女雇用機会均等法や制度、施策の周知啓発を行い、ポジティブ・アクションの推進を働きかける。	商工振興課	厚生労働省から提供される「男女雇用機会均等法のあらまし」を、情報コーナーに配布するなどして周知を図った。	窓口設置のみの周知であったため、幅広く周知できなかった。更なる周知を図るため、八代市工業振興協議会会員企業への周知や市内企業訪問活動時に周知。	事業主へ周知等が不十分であった。更なる周知を図るため、窓口への設置や機会があるごとに企業等へチラシ配布などの周知を行う。	
74	女性の職業能力開発と就労支援	女性の能力開発のための講座等の実施や再就職を支援するための情報の収集、提供及び相談の支援を行う。	商工振興課	厚生労働省の委託事業より、企業向けの「女性の活躍推進」に関するパンフレットの提供があり、窓口等へ設置し周知を図った。	窓口設置のみの周知であったため、幅広く周知できなかった。更なる周知を図るため、八代市工業振興協議会会員企業への周知や市内企業訪問活動時に周知。	幅広く周知するため、八代市工業振興協議会会員企業への周知や市内企業訪問活動時に周知。	
			人権政策課	女性のエンパワーメント、スキルアップという観点から、ステップアップセミナーを開催。	参加者アンケートからも、概ね好評であった。H24年度4回からH25年度3回となっているので、テーマを厳選し開催することが必要。	女性の意識改革・スキルアップを目的としてステップアップセミナーを開催する。毎年度、テーマを設定し効果的なセミナーとなるよう企画する。 H26年度：10月に3回シリーズで開催予定。	

② 働きやすい就労環境の整備

No.	具体的施策	取組内容	担当課	25年度の実績	各課の評価と課題	26年度以降の取組	八代市男女共同参画審議会意見・提案
75	セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント防止のための広報・啓発	事業所に対し、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント防止対策のための情報提供を実施するとともに、防止に向けた働きかけを実施する。また、教材の貸出しや講師派遣を行う。	商工振興課	国・県から提供されるチラシや情報を課の窓口を設置しするなどの周知を図った。	窓口への設置だけであったため、事業主へ周知等が不十分であった。更なる周知を図るため、啓発活動を検討中。	幅広く周知するため、八代市工業振興協議会会員企業への周知や市内企業訪問活動時に周知。	
			人権政策課	・アドバイザー派遣事業によりハラスメント防止について2事業所で研修を実施。 ・DVD貸出：2件	さらに事業の周知が必要。	市アドバイザー派遣事業や教材内容の周知等を積極的に行っていく。市内事業所通知数：H26年度約200通	

76	男女共同参画推進優良事業所の推奨	男女共同参画の視点に立った就労環境づくり、セクシュアル・ハラスメントやマタニティー・ハラスメントの防止対策、ポジティブ・アクションの推進など男女共同参画推進に積極的に取り組む事業所を県の男女共同参画推進事業者表彰へ推薦するとともに、取組内容を情報誌等で公表する。	商工振興課	厚生労働省から提供される「男女雇用機会均等法のあらまし」を、企業向けパンフレット置き場へ設置するなどの周知を図った。	窓口への設置だけであったため、事業主へ周知等が不十分であった。更なる周知を図るための周知を図った。	事業主へ周知等が不十分であった。更なる周知を図るため、窓口への設置や機会があるごとに企業等へチラシ配布などの周知を行う。	
			人権政策課	・表彰制度について、ホームページや市内事業所へのチラシ送付(100件)により取組を呼びかけた。表彰事業所なし。	・表彰制度に関する啓発と情報の収集が必要。	表彰制度の周知を通して、積極的な取組を促す。 市内事業所通知数：H26 年度約200通	
77	パートタイム労働者、派遣労働者の就労環境の改善のための情報提供	関係機関と連携して、パートタイム労働指針などパートタイム労働者、派遣労働者の就労環境の改善のための情報を事業者提供するとともに周知啓発を図る	商工振興課	県が実施する「派遣先における派遣・請負適正化セミナー」のパンフレットの提供があり、八代工業振興協議会会員へメールで情報を提供するなどの周知を図った。	八代工業振興協議会会員へメールで周知したため、広く周知ができたと考える。今後も更なる周知を図っていく。	前年度に引き続き八代工業振興協議会会員へメールで周知を行う。	
78	育児・介護等により離職した者に対する再就職支援	育児・介護等により離職した者に対して、関係機関と連携し、就職情報、相談・助言、職業能力開発等の再就職のための情報を提供する。また、働く婦人の家にて女性の就業活動サポートを行う。	商工振興課	県が主催の「育児・介護休業制度等に関する講習会」に関するチラシの提供と、「育児・介護休業法のあらまし」の提供があり、情報コーナーへ配布するなどして周知を図った。	窓口設置のみの周知であったため、幅広く周知できなかった。更なる周知を図るため、八代市工業振興協議会会員企業への周知や市内企業訪問活動時に周知	幅広く周知するため、八代市工業振興協議会会員企業への周知や市内企業訪問活動時に周知。	

79	農林水産業 や自営業に おける女性の 役割の評価	農林水産業等の家族経営 における女性の役割を正 当に評価するとともに、女 性の仕事と家庭生活にお いて過度の負担を少なく し、女性の就労環境を改 善する。	農業政策課	家族経営協定の締結の中で、仕事の 役割分担の明確化を促進した。	家族経営協定を結んでいない農 家においては、漠然とした役割 分担しか行われていない。JA・ 行政・協定締結者で情報を共有 し、参加したい人や話を聞きたい 人を掘り起こし懇談する機会を 設け、少しずつ輪を広げていき たい。	引き続き家族経営協定の締結内容 について、女性と男性の役割分担 を推奨する。	
			水産林務課	農業経営における家族経営協定に 準じて、普及のための啓発を行った。	漁業者・林業者においては、家 族経営協定の認知度・関心度と もに依然として低く、引き続き啓 発が必要である。	引き続き、漁協・森林組合を通じ て、随時、家族経営協定等の情報 を提供し、組合員に対して、女性の 役割の評価と就労環境の改善につ いての啓発を行う。 これにより、長く続いてきた家庭で の女性の負担を少なくし、就労改 善を図る。	
80	農林水産業 における男女 共同参画意 識の浸透	国、県と連携して、農林水 産業における男女共同参 画意識の浸透を図るた め、情報提供を行う。	農業政策課	25年度は女性農業者講座を行い、健 康づくりに関する研修を行った。22名 が参加した。	今後も、女性農業者を対象に研 修会を開催したい。	女性農業者講座等の開催を行う。	JA が実施している女性大学と 連携し、カリキュラムに組み込 んだり、講師派遣してほしい。 女性だけでなくJA理事会・青 壮年部会等も含め、男女共同 参画意識の浸透を図ってほし い。
			水産林務課	各種のイベントに際して、女性スタッ フを登用し、企画・運営への参画を図 った。 ・みなと八代フェスティバル 8名 ・水とみどりのふれあいスクール 11 名 (森林インストラクター 1名)	イベントの企画・運営にあたって は、女性の意見や発想は貴重か つ重要である。 今後も積極的な参画を促す必要 がある。	引き続き、漁協・森林組合を通じ て、随時、意識啓発のための情報 提供に努め、女性でも対応可能 であったにも関わらず、これまで男性 中心で実施してきたイベントやイ ベントにおけるブースなど積極的な 参画を促し、男女共同参画意識の 浸透を図る。 また、県や市が行う男女共同参 画に関する講演会等には、重ねて 案内を行う。	

③ 子育て支援・介護支援の充実

No.	具体的施策	取組内容	担当課	25年度の実績	各課の評価と課題	26年度以降の取組み	八代市男女共同参画審議会意見・提案
81	多様な保育サービスの充実	働き方の多様化に伴い、延長保育や休日保育、病児・病後児保育などの利用者のニーズに応じた保育サービスの充実を図る。	こども未来課	<ul style="list-style-type: none"> ・延長保育:46園(公立2園、私立44園) ・障がい児保育(軽度含む):43園(公立10園、私立33園) ・一時預かり:5園(私立)※その他私立33園が独自で一時保育を実施 ・休日保育:2園(私立) ・夜間保育:1園(私立) ・病児病後児保育:2ヶ所 	事業メニュー及び実施箇所数については、市民のニーズに応えていると思われる。	引き続き、働き方の多様化に応じた保育サービスの充実を図っていく。	
82	放課後子ども対策の拡充	放課後等に子どもが安心して活動できる居場所の確保と子どもの健全育成を支援するため、地域住民の協力と連携を図り、適切な遊びの場や生活の場を提供する放課後児童クラブや放課後子ども教室の充実を図る。	こども未来課	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブの実施委託 17小学校区 26クラブ ・夏休み特別学童クラブの実施委託 2小学校区 2クラブ 	放課後子ども教室と併せて、未実施小学校区における事業実施のための検討が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブの実施委託 17小学校区 26クラブ ・夏休み特別学童クラブの実施委託 2小学校区 2クラブ 	
			生涯学習課	<p>郡築小学校・昭和小学校・東陽小学校、泉小学校において「放課後子ども教室」を開催し子どもの居場所作りを図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郡築小 ……25名参加 ・昭和小 ……19名参加 ・東陽小 ……12名参加 ・泉小 ……15名参加 	順調に実施しているが、指導者やスタッフの人員の確保が困難である。今後も地域社会の学習力向上を目指し指導者を育成し後継者確保に努めて行かなければならない。	平成26年度も引き続き実施する。泉第一小学校と泉第二小学校の統廃合で泉小学校となりスタッフが総入れ替えになるが、スタッフの募集をかけて実施する。	
83	子育てに関する相談体制の充実	学校、幼稚園、保育所、地域子育て支援センター及びつどいの広場、民生委員・児童委員、家庭児童相談員等の関係機関が情報を共有し、連携を図り、子育てに関する相談体制の充実を図る。	こども未来課	<ul style="list-style-type: none"> ・幼・保・小・中連携協議会での情報交換の実施(中学校区ごと) ・地域子育て支援センターでの子育て相談の実施(市内6ヶ所) 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼・保・小・中連携協議会の設置により、就学前教育の連携が図られるようになった。 ・地域子育て支援センターが設置されていることにより、子育てをする親への相談支援等が図られるとともに、保健センターとの連携も取られている。 	幼・保・小・中連携推進の充実を図るとともに、平成25年度同様に取り組む。	

			はつらつ健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・母子手帳交付や乳児家庭訪問時に主任児童委員や各相談機関の周知を徹底した。 ・家庭訪問や各種健診、育児相談等を通じて、保護者の育児不安を解消するための子育て情報を発信するとともに、さらに支援が必要なケースに関しては、保健所・保育園・幼稚園・学校・地域子育て支援センター・民生委員・主任児童委員等と連携を図り支援を行った。 ・25年度育児不安の割合 38.7%。 	<ul style="list-style-type: none"> ・望まない妊娠、出産後の産後うつや育児不安、育児環境に問題抱えた家庭は増加傾向にあることから、妊娠前の健康教育とともに、妊娠中からの連携した個別支援や育児相談・育児支援の継続及び充実が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・育児相談の充実、生後4か月までの乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の充実。 ・医療機関・民生委員・主任児童委員、子育て支援センター等育児支援関係者との連携した相談支援の充実 ・3歳児健診育児不安の割合 36% 	<ul style="list-style-type: none"> ・産後うつは虐待やDVにつながる恐れもある。産後うつ予防のため、今後も乳児家庭への全戸訪問を継続してほしい。 ・本当に不安をかかえた親は外に出て行けないので、不安割合はもっと高いかもしれない。 ・高齢者にも言えることだが、本当に必要な人に出てきてもらうのは難しい。そういったとき、民生委員を活用してほしい。
84	子育て支援ネットワークづくりの推進	地域の子育て家庭に対する育児支援を行う市民及び団体の活動を支援するとともに、子育て支援ネットワークづくりを推進する。	こども未来課	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもプラザ、子育て支援センターにおいて、子育てに関する情報の収集と、子育て世帯への情報提供を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民団体等でのネットワークづくりは、市民団体である「八代子育てサークルネットワーク・レイナー」において行われているが、市として活動支援は行っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後、市民団体等を含めた、ネットワークづくりを推進する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援ネットワークについて、こども未来課委託の事業者以外の子育て支援団体とのつながりが少ない。県が「公民館は地域と繋がるべきである」としているので、生涯学習課とも連携してほしい。保健センターを利用する活動もある。関係課で連携してほしい
85	仕事と子育て、介護等の両立のための広報啓発及び制度の周知	子育てや家族の介護をしながら働き続けられるように、育児・介護休業制度や次世代育成支援対策推進法などの育児・介護に関する法や制度、支援策について、出前講座や研修会、窓口等で情報提供を行う。	こども未来課	<ul style="list-style-type: none"> ・八代市次世代育成支援後期行動計画により、推進している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事と子育てを支援する事業（保育や子育て支援事業）については、周知等の情報提供は行っているが、育児休業制度等については、周知が不十分である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も、仕事と子育てを支援する各種事業、育児休業制度等について周知、情報提供を図る。 	
			長寿支援課	<ul style="list-style-type: none"> 八代市独自の介護保険パンフレットを作成し、出前講座、各種研修会、窓口等で市民に広く周知している。 	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険制度について、わかりやすく情報提供することに努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も介護保険制度の周知について、出前講座、各種研修会、窓口等において、丁寧な対応に努めていく。 	
86	家族介護者に対する支援	介護サービスの充実を図るとともに、高齢者に関する相談機能を持つ地域包括支援センター等において、家族介護者に対する支援を行う。	長寿支援課	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の福祉や医療、介護予防そして権利を守るために、専門のスタッフが配置された「地域包括支援センター」を市内6箇所に設置している。また、センターのランチである山間地相談窓口として泉・坂本地区に各1箇所「あんしん相談センター」を設置している。 	<ul style="list-style-type: none"> 「地域包括支援センター」「あんしん相談センター」に対する市民の認知度は、年々高まってきており、相談件数も増加傾向にある。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も継続して、市民に対して周知を図るとともに、市民に身近な地域の地域ケアの拠点となるよう地域包括支援センターの機能強化を図る。 	

基本的課題 4

《男女がともにあらゆる分野へ参画できるまちづくり(男女共同参画によるまちづくり)》

(1)政策・方針決定の場への女性の参画拡大

① 女性のエンパワーメント支援

No.	具体的施策	取組内容	担当課	25年度の実績	各課の評価と課題	26年度以降の取組	八代市男女共同参画審議会意見・提案
87	女性のエンパワーメントのための意識改革及び能力開発	政策、方針決定の場への女性の参画を促進するため、固定的性別役割分担意識の解消、女性の意識改革及び能力向上をめざしたセミナー、講座等を開催する。	人権政策課	・女性のエンパワーメント、スキルアップという観点から、ステップアップセミナーを開催。 テーマ：つながりがもたらすパワーあなたを輝かせる3ステップ 参加者数：49人 ・女性人材リスト登録者等を対象にフォローアップセミナーを開催した。 テーマ：地域力を引き出す あなたが地域を輝かせる 参加者数：22人	地域とのかかわりの中で、他を認めながら自分も表現していくといったスキルを身につけられる内容で、参加者アンケートからも好評であった。	女性の意識改革・スキルアップを目的としてステップアップセミナーを、また、女性人材リスト登録者等を対象としたフォローアップセミナーを開催する。毎年度、テーマを設定し効果的なセミナーとなるよう企画する。 H26年度：ステップアップセミナーを10月に3回シリーズで開催予定。50人募集。 フォローアップセミナーを11月に開催する。対象者 女性人材リスト登録者等。	
88	女性のチャレンジ支援	政策・方針決定の場や女性の進出が少なかった分野への女性の参画を推進するため、情報や学習機会の提供を行い、女性の意欲を高めて、女性のチャレンジを支援する。	人権政策課	・政策・方針決定の場への参画促進のため、ステップアップセミナー修了者及び希望者は女性人材リストに登録し、各種審議会や委員会委員への就任要請などを行った。 ・リスト登録者へは、地域リーダー育成事業等の情報提供を行った。	審議会委員等の更新時期に、女性人材リスト登録者からの登用が行われており、今後もさらに活用を促していくことが必要。	・政策・方針決定の場への女性の参画を進めるために、ステップアップセミナー受講者に対し、女性人材リストへの登録を勧め、審議会等への参画を促す。 ・女性人材リスト登録者の意欲の継続と学習機会とするため、フォローアップセミナーを開催する。 ・女性人材リスト登録者に対し地域リーダー育成事業等の情報提供を行う。	
89	女性の学習グループの活動の支援	政策、方針決定の場への女性の参画を促進するため、女性団体・グループ、NPO等の学習活動を支援する。	人権政策課	八代市男女共同参画社会づくりネットワーク(通称：八代みらいネット)の事務局として活動支援を行っている。リーフレットの作成、学習会の開催のほか、いっそ DE フェスタに協働で取り組んだ。	八代市男女共同参画社会づくりネットワーク(通称：八代みらいネット)の活動が充実し、魅力あるものとなるような支援が必要。	八代市男女共同参画社会づくりネットワーク(通称：八代みらいネット)事務局として活動を支援する。出前講座や研修会、各種団体総会時にみらいネットのリーフレットを配布し、会員拡大を図る。	
			生涯学習課	八代市地域婦人会連絡協議会研修事業補助金 1,700千円 八代市生活学校・子育て学級(青年育成、環境問題、交通安全、人権教育)等を各校区において開催。 11校区(代陽、八代、太田郷、宮地、松高、日奈久、麦島、郡築、高田、千丁、泉校区)	婦人会会員相互の意識の高揚は概ね行われている。いくつかの校区では市婦人会へ未加入の地域がある。	女性の学習グループの母体である市婦連から離脱する校区・町内があるが単位の組織での活動の支援をする。 生活学校・子育て学級等で女性参画の拡大に向けた意識の醸成に努める。	

② 市の審議会、委員会等への女性の積極的登用

No.	具体的施策	取組内容	担当課	25年度の実績	各課の評価と課題	26年度以降の取組	八代市男女共同参画審議会意見・提案
90	審議会、委員会等への女性の積極的登用	「八代市審議会等の設置及び運営に関する基本指針」では、委員の選任基準第5条第3号で「八代市男女共同参画計画(平成21年度～平成30年度)に基づき、女性を積極的に委員に登用すること。」と規定しており、政策、方針決定の場への女性の参画を促進するため、女性を審議会等の委員に積極的に登用する。	全課かい(人権政策課)	審議会等委員への女性の登用状況 H24年度 25.3%→H25年度% 政策・方針決定の場への参画促進のため、ステップアップセミナー修了者及び希望者は女性人材リストに搭載し、各種審議会や委員会委員への就任要請などを行った。 H25年度リスト提供数:4件	審議会委員等の更新時期に、女性人材リスト登録者からの登用が行われており、今後もさらに活用を促していくことが必要。	市の審議会等への女性登用率を調査し、男女共同参画行政推進委員会において報告し、審議会等への女性の積極的登用を確認する。また、女性人材リストを活用し、目標値女性割合 40%を目指す。	

② 地域活動における方針決定の場への女性の参画促進

No.	具体的施策	取組内容	担当課	25年度の実績	各課の評価と課題	26年度以降の取組	八代市男女共同参画審議会意見・提案
91	地域で活躍する女性リーダーの育成	男女共同参画を推進する市民団体等に対し、研修会の開催や講師の派遣を行うとともに、女性人材リスト登録者を対象とした研修会の開催、熊本県男女共同参画社会づくりリーダー育成事業への派遣により、地域で活躍する人材を育成する。	人権政策課	・熊本県男女共同参画社会づくりリーダー育成事業参加者:1名 ・女性人材リスト登録者等を対象にフォローアップセミナーを開催し、地域でのリーダーシップや地域力を引き出すためのファシリテーションの手法などを学んだ。参加者数:22名	リーダー育成事業では、男女共同参画を推進する充実した学びが提供できた。今後は地域リーダー育成事業参加者の活用を検討していく。	・女性人材リスト登録者の意欲の継続と学習機会とするため、フォローアップセミナーを開催する。 ・熊本県男女共同参画社会づくりリーダー育成事業への派遣を行い、研修後の地域での活動を促進する。	
92	地域活動における方針決定の場への女性の参画促進	自治会や地域協議会、PTA等の活動において、女性の能力が発揮できるようにするため、方針決定の場に女性が参画できるよう働きかける。また、地域活動における女性の参画についてあらゆる機会を通じて啓発する。	市民活動支援課	地域協議会設立に伴う説明会や出前講座において、女性役員の登用について啓発を行った。	地域婦人会等から出前講座の依頼があるなど、協議会に対する啓発と併せて、女性の参画についても啓発を行うことができたが、各種団体の代表は依然として男性の割合が多く、ほとんど変わっていない。	各団体の代表などへの女性の登用について、地域協議会を通じて引き続き啓発を行っていく。また、出前講座や各種啓発活動を通じて女性の参画の啓発を推進するよう働きかける。	

			生涯学習課	八代市総合社会教育推進協議会の努力目標に「男女共同参画の推進」を努力目標に掲げ各団体で女性役員を増やすように働きかけた。	地域活動においても実際には女性が中心となって活動しているものの、その方針は依然として代表者である男性が中心となって決定されている現状である。今後は、住民自治が展開し八代市総合社会教育推進協議会からまちづくり住民自治協議会にする。	地域活動をはじめ、あらゆる分野において男女双方の意見が反映されるよう、女性の参画機会の拡大に向けた意識の醸成と、積極的な取り組みや仕組みづくりを推進する。	
			人権政策課	情報紙、市 HP などにより男女共同参画に関する啓発を行うとともに、いっそ DE フェスタへ地域や各種団体からの参加を呼び掛け、地域における男女共同参画への働きかけをおこなった。	地域における女性役員登用に結びつくよう、啓発していくことが必要。	男女共同参画週間展示や情報誌 Mi☆Rai、いっそ DE フェスタ、みらいネット出前講座などあらゆる機会・媒体を通じて、地域活動における女性の参画について啓発する。	

④ 民間企業・団体等における方針決定の場への女性の参画促進

No.	具体的施策	取組内容	担当課	25 年度の実績	各課の評価と課題	26 年度以降の取組	八代市男女共同参画審議会意見・提案
93	事業所のポジティブ・アクション取組みの促進	事業所に対し情報提供を行い、ポジティブ・アクションを働きかける。	商工振興課 観光振興課	県より「ポジティブ・アクション取組状況について」が提供されたが、啓発素材の提供がなかったため、十分な周知ができなかった。	窓口設置のみの周知であったため、幅広く周知できなかった。更なる周知を図るため、八代市工業振興協議会会員企業への周知や市内企業訪問活動時に周知。	幅広く周知するため、八代市工業振興協議会会員企業への周知や市内企業訪問活動時に周知。 今後も事業所等に対し情報提供を行い、自主的かつ積極的な取組を行うよう働きかけていく。	

(2) 農林水産業・商工業など自営業における男女共同参画の推進

① 女性の経営への参画促進

No.	具体的施策	取組内容	担当課	25 年度の実績	各課の評価と課題	26 年度以降の取組	八代市男女共同参画審議会意見・提案
94	女性の登用促進	施策・方針決定の場へ女性の参画を進めるため、農業委員や JA、商工関係団体等の役員等への女性の登用を働きかける。	農業政策課	<ul style="list-style-type: none"> JA の女性理事の登用を依頼。 次回の農業委員の改選時に、選任農業委員（議会、JA、土地改良区、農業共済）に対して女性登用を依頼。 農村婦人の家、龍峯農業研修所の運営委員について、農村婦人の家 6 名中 4 名、龍峯農業研究所 6 名中 2 名の女性委員を登用している。 	<ul style="list-style-type: none"> JA の女性理事は平成 25 年度 2 名となっている。 平成 24 年度の農業委員の改選において 2 名の女性農業委員が選任された。 運営委員に女性がいることで、女性の視点からの施設運営を取り組むことができた。 	JA の女性理事の登用について、引き続き要請を行っていく。 農業委員については次回の改選時においても女性農業委員の登用を依頼する。 施設の運営委員については、本年度改選を迎えるので、女性の積極的な登用を行っていく。	

			水産林務課	各漁協や森林組合等に対して、役員への女性登用を働きかけた。	女性役員の登用には至っておらず、引き続き働きかけが必要である。	引き続き、漁協や森林組合理事への女性登用について、組合の理解を得られるよう啓発を行っていき、各団体とも最低でも1名以上を登用したい。	
			商工振興課	現在、働く婦人の家運営委員会役員に女性を一名起用している。運営委員会では、女性の視点に立った運営に関する意見をいただいた。	平成26年度で働く婦人の家委員会役員は解除されるので、引き続き、女性を取り入れた役員選定を実施する。	平成26年度で働く婦人の家委員会役員の任期が解除されるので、引き続き、女性を取り入れた役員選定を実施する。	
95	農業協同組合及び漁業協同組合の女性正組合員加入の促進	女性の意見を農林水産業組合等に反映させるため、女性の正組合員加入、役員登用について団体の理解を得られるよう啓発を行う。	農業政策課	加工や販売などを積極的に行っている女性の正組合員への促進依頼。	農産物や加工品の開発・販売など女性が得意とする分野も多く、JAの運営において今後も女性の正組合員加入への促進は必要であるため、今後も継続した働きかけが必要と思われる。	農業経営における女性の持てる能力を発揮するために、積極的に活動を行っている女性はもちろんのこと、その他の女性もその役割が正に評価されるように、女性の正組合員としての加入の促進や役員登用について、JAに対して働きかけを行う。	
			水産林務課	各漁協や森林組合等に対して、女性の正組合員加入、役員登用について啓発を行った。 ・現在の女性組合員の状況 漁協組合員 約3,400名中、約200名 森林組合員 約3,100名中、約500名	女性組合員数は、増加しているものの役員への登用が少ないことから、引き続き役員への登用についても啓発を行う必要がある。	世帯主が男性であっても、加工や販売などを積極的に行っている女性に、漁協や森林組合の組合員への加入について、組合の理解を得られるよう啓発を行う。	

96	女性の経営参画促進	女性の生産技術、経営管理能力の向上のため、関係機関・団体と連携して、講習会や研修会及び交流の機会を拡大する。また、女性の経営参画を促進し、共同経営者としての位置づけを明確にするため、女性認定農業者の認定、家族経営協定の締結推進を図る。	農業政策課	<p>【女性農業者講座】健康づくりに関する研修を行った。受講者は生活研究グループ会員、農産加工直売市グループ会員、その他女性農業者 22 名。</p> <p>【健康料理教室】受講者は生活研究グループ会員等女性農業者 21 名が参加した。</p> <p>【女性認定農業者の認定】認定農業者の更新時に、夫婦共同申請を推奨した。</p> <p>【家族経営協定】家族経営協定を締結し、経営に参画している女性農業者には、農業者年金、農業改良資金等のメリットがあることを伝え、家族経営協定の締結を促進。</p>	参加者からは、とても良い内容だったとの感想が聞かれた。ニーズを把握したうえで今後も続けていきたい。	引き続き女性農業者講座、健康料理教室等を行う予定。家族経営協定の締結を支援していく。	
			水産林務課	<p>各漁協を通じて、女性向けの講習会等への参加を促した。</p> <p>また、女性だけで組織されている林業研究クラブの五家荘しゃくなげ会では、八代林業普及協会への加入により、講習会等への参加機会が増加した。</p>	女性グループの講習会等への積極的な参加を促すため、引き続き開催情報の提供や活動への支援が必要である。	引き続き、漁協・森林組合を通じて、女性の生産技術、経営管理能力の向上に関する情報を提供する。講習会や研修会及び交流の機会については、市としても積極的に出席し、情報の共有化を図る。	
97	女性リーダーの育成	県農業女性アドバイザー認定や各団体・組織活動の充実のため研修会・講習会を実施し女性リーダーの育成を行う。	農業政策課	<p>【くまもとふるさと食の名人認定証交付式研修会】地元食材を使った料理でくまもとを代表する料理を作る人を認定してレシピの普及に努める。</p> <p>【熊本県農業女性アドバイザー】新たに 3 名のアドバイザーを推薦し、県で認定され、現在 10 名が認定されている。県主催の研修会や、市で行う各種研修会へ参加されており、地域のリーダーとして活動されている。</p>	くまもとふるさと食の名人は、食育活動など、地域で積極的に活動されている。熊本県農業女性アドバイザーについても、地域内で積極的に活動されている。今後も、積極的な活用を検討していきたい。	食の名人の活動支援を行っていく。	

② 女性の起業に対する支援

No.	具体的施策	取組内容	担当課	25年度の実績	各課の評価と課題	26年度以降の取組	八代市男女共同参画審議会意見・提案
98	農林水産業の振興につながるチャレンジ活動への支援	農林水産業に従事する女性グループの地域農林水産業の振興につながるチャレンジ活動(加工、生産活動等)に対する支援を行う。	農業政策課	<p>【くまもとふるさとブラッシュアップ事業(県事業)への取組み】</p> <p>消費者に喜ばれ、高い評価が得られるような「くまもとふるさと食品」を生み出していくことを目的とした事業で、市内の生活研究グループ(1団体)が取り組まれた。</p> <p>【ふるさとの食ビジネス化事業(県事業)への取組み】</p> <p>団体等が「食の名人」を活用し、郷土料理の商品化を図るとともに、販売機会の創出を推進する事業で、市内の直売所(1団体)が取り組まれた。</p>	本年度も継続して行われる事業なので、市としても取り組みを積極的に支援していきたい。	引き続き地元産食材を使った料理講習会を行い、レシピを増やしていく。 坂本町生活研究グループ連絡協議会への支援。	
			水産林務課	各漁協や森林組合を通じて、情報提供を行った。 また、女性だけで組織されている林業研究クラブの五家荘しゃくなげ会では、八代林業普及協会への加入により活動野幅が広がった。	他の女性グループにおいても、それぞれチャレンジ的な活動を実施されているが、さらなる向上のためにも情報の提供や活動への支援が必要である。	引き続き、漁協・森林組合を通じて、加工食品開発などの活動を支援するため、女性への情報提供を行う。 また、市としてもチャレンジ活動への新たなメニューを検討していく。	
99	食育・交流活動等の促進	地域の農林水産業を活かした食文化・地域文化を継承するため、地域や学校、関係機関の連携を図り、豊かな食育活動や伝統的な食文化の継承を支援する。	農業政策課	<p>実施年度:平成25年度</p> <p>事業名:地方の方に学ぶ郷土料理指導</p> <p>取組内容:坂本町生活研究グループ連絡協議会の協力により、坂本中学校生徒を対象とした、郷土料理指導を3回行った。</p>	<p>評価:坂本町生活研究グループ連絡協議会の協力により、薄れていく地域の郷土料理伝承に成果をあげていると共に、中学生との世代間交流を行っている。</p> <p>課題:会員の減少・高齢化に苦慮している。(男性の会員を募集し、活動へ参加することにより組織の活性化及び郷土料理等の継承ができるのではないかと)</p>	坂本中学校生徒への郷土料理指導(毎年度3回) 1学期:1年生対象(みょうがまんじゅう) 2学期:3年生対象(つんきりだご汁) 3学期:2年生対象(ぼたもち) 坂本町生活研究グループ連絡協議会及び農産加工・直売所連絡協議会が実施	
			水産林務課	水とみどりのふれあいスクールを開催し、3つの女性グループから10名の参加があった。 また、各漁協でも独自に地域等と連携した取組を継承されている。	ふれあいスクールについては、準備会議から女性グループの参加を得て、積極的に意見を出してもらい、運営面での連携が図れた。 また、各漁協で継承されている地域等との取組みは、貴重な市民との交流の場であり、積極的に協力していきたい。	これまで継承されていた事業については、引き続き各団体での継続を市としても支援していく。 また、本課で主催している「水とみどりのふれあいスクール」については、今後も、特に女性の参加者及びスタッフの意見や反省点を生かして取り組んでいきたい。	

			学校教育課	食育体験活動育成事業「食育推進校」有佐小学校委嘱。 ○全校田植え、稲刈り、もちつき。 ○夏野菜づくり。 ○冬野菜づくり。 ○ジャガイモ植え。	○平成26年度熊本県学校給食研究協議大会、平成26年度八代市学校給食研究協議大会で発表予定である。平成25年度の取組をさらに発信していくことが課題である。	平成26年度食育体験活動育成事業「食育推進校」代陽小学校委嘱。家庭や地域との連携を効果的に進めるために ○学校は、家庭や地域の協力を得て、児童生徒の食生活の状況等の課題を把握し、それらの情報を家庭や地域に発信する。 ○学校における食に関する指導の目標や各教科等における食に関する指導内容、学校給食の意義等について、家庭や地域に公開、発信する。	
			生涯学習課	多くの方に環境問題や第一次産業の現状と、その食育とのつながりを知ることが目的として、公民館講座として「食育講座」を開催。代陽公民館(2回)41名参加、麦島公民館(1回)30名参加。 その他、男の料理教室・健康料理講習会に協力開催、親子で体験(ジャガイモ植え&秋の収穫)を開催した。	食育講座は、概ね順調に開催しているが父親の参加が少ない。	引き続き事業の継続を図る。	
100	女性の起業活動の支援	県や農業協同組合、漁業協同組合、商工関係団体等と連携して、女性の視点やアイデアを生かした特産品の加工品開発、直売所等の起業活動を支援する。	農業政策課	【くまもとふるさとブラッシュアップ事業(県事業)への取組み】 消費者に喜ばれ、高い評価が得られるような「くまもとふるさと食品」を生み出していくことを目的とした事業で、市内の生活研究グループ(1団体)が取り組まれた。 【ふるさとの食ビジネス化事業(県事業)への取組み】 団体等が「食の名人」を活用し、郷土料理の商品化を図るとともに、販売機会の創出を推進する事業で、市内の直売所(1団体)が取り組まれた。 【農産加工アドバイザー活用についての呼びかけ】 県の事業で、農産加工グループ等の加工に関してアドバイザーを派遣するもので、市としては活用の呼びかけを行った。	本年度も継続して行われる事業なので、市としても取り組みを積極的に支援していきたい。	今後も研究グループ等と連携しながら、関係団体と連携し、支援していく。	女性のビジネス支援として、意識の啓発は活発に行われているので、今後はどのようなところで具体化していくかというところまで掘り下げてほしい。

			水産林務課	鏡町漁協による「鏡オイスターハウス」は、女性の視点やアイデアを生かすとともにスタッフとして活動された。林業関係では、スギの植林が手軽にできる「ポット苗」について、林業研究クラブ主催で講習、実演が実施され、女性会員6名の参加があった。	鏡オイスターハウスについては、女性の意見を取り入れたことが功を奏したが、マスコミの取材に、女性が積極的に協力できたことも大きい。他の組合でも女性のアイデアや参画を生かした取組みを進めたい。 ポット苗については、画期的ともいえる植林方法で、女性でも重労働にならず、啓発を図りたい。	引き続き、漁協・森林組合を通じて、女性の視点やアイデアを生かした加工品の開発や起業活動に対する情報提供を行うとともに、積極的な支援を行う。	
			商工振興課	商店街のおかみさん会を中心として、おかみさんデー（イチゴの日）やお雛祭り等イベントに取り組んだ。それらのイベントにあわせて、女性の視点を活かしたおもてなし、景観づくり、グッズや新商品の開発を行った。	いちごの日での通町の「おかみさん通市場」を開催し、おかみさん手作り商品である赤飯や味噌などの販売を実施し、好評であった。次年度も、継続予定。	前年度に引き続き、いちごの日での通町の「おかみさん通市場」を開催し、おかみさん手作り商品である赤飯や味噌などの販売を実施する。	
101	農林水産業における男女共同参画意識の浸透(再掲)	国、県と連携して、農林水産業における男女共同参画意識の浸透を図るため、情報提供やイベント開催を行う。	農業政策課	25年度は女性農業者講座を行い、健康づくりに関する研修を行った。22名が参加した。	今後も、女性農業者を対象に研修会を開催したい。	女性農業者講座等の開催を行う。	
			水産林務課	各種のイベントに際して、女性スタッフを登用し、企画・運営への参画を図った。 ・みなと八代フェスティバル 8名 ・水とみどりのふれあいスクール 11名 (森林インストラクター 1名)	イベントの企画・運営にあたっては、女性の意見や発想は貴重かつ重要である。 今後も積極的な参画を促す必要がある。	引き続き、漁協・森林組合を通じて、随時、意識啓発のための情報提供に努め、女性でも対応可能であったにも関わらず、これまで男性中心で実施してきたイベントやイベントにおけるブースなど積極的な参画を促し、男女共同参画意識の浸透を図る。 また、県や市が行う男女共同参画に関する講演会等には、重ねて案内を行う。	

(3) 男女共同参画の視点に立った地域活動の推進

① 男女共同参画の視点に立ったまちづくり、地域おこしを通じた地域活性化

No.	具体的施策	取組内容	担当課	25年度の実績	各課の評価と課題	26年度以降の取組	八代市男女共同参画審議会意見・提案	
102	男女がともに参画するまちづくり	住民自治によるまちづくり組織「地域協議会」において、男女共に参画し、誰もが暮らしやすいまちづくりができるよう働きかける。また、環境問題への取組や地域での見守り活動などを支援し、男女が共に地域活動に参画することで地域の活性化につなげる。	市民活動支援課	地域協議会の設立に向けて、準備委員会、協議会役員への女性の参画を促した。	準備委員会、協議会役員ともに、各種団体の長が主体となっており、女性の占める割合は低いものの、中には女性部を作るなどの動きもあった。	地域協議会の役員への女性の登用や、協議会活動への女性の参画推進について、引き続き啓発を行っていく。		
			環境課				・環境学習推進事業 環境学習出前講座の充実 環境を支える人づくりを目指し、市民、市民団体、事業者と連携して環境保全行動を促進するため、環境学習出前講座受講者数(H25年度実績 1,381人)の目標を平成29年度までに年間2,000人とする。	
			健康福祉政策課	—	—	—	—	

② 防災・復興・防犯活動等における男女共同参画の推進

No.	具体的施策	取組内容	担当課	25年度の実績	各課の評価と課題	26年度以降の取組	八代市男女共同参画審議会意見・提案
103	男女がともに参画する安心・安全のための取組	男女共同参画の視点で行う青少年健全育成のための活動や、自主防災組織、地域防災活動への支援を行う。	人権政策課	—	—	男女ともに行う青少年指導員による街頭指導や、社会を明るくする運動により、青少年健全育成やだれもが暮らしやすい社会づくりに取り組む。	
			防災安全課	—	—	八代市防災会議の委員に女性に多数加わってもらい、女性の視点からの意見を取り入れた防災計画を作成しており、それに基づき、自主防災組織等に対してもお互いを尊重した男女協働の防災活動をお願いしている。	防災会議の女性の委員数をもっと増やしてほしい。

基本的課題 5

《男女共同参画推進のための体制づくり(男女共同参画計画の推進)》

(1) 推進体制の充実

① 庁内推進体制の強化

No.	具体的施策	取組内容	担当課	25年度の実施状況	各課の評価と課題	26年度以降の取組	八代市男女共同参画審議会意見・提案
104	市の施策に対する苦情への対応	市が実施する男女共同参画に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に対する苦情に関して男女共同参画専門委員を配置して対応する。	人権政策課	男女共同参画専門委員を配置し、広報誌・ホームページ等で制度の周知を行った。	市の施策に対する苦情への対応はなかったが、今後とも制度の周知を図っていくことが必要。	・男女共同参画専門委員の配置により、市が実施する男女共同参画に関する施策または男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に対する苦情に対応する。 ・ホームページや広報やつしろ、男女共同参画週間展示等により制度の周知に努める。	
105	人権・男女共同参画推進員の配置	男女共同参画の視点を職場、職員に浸透させ、意識の向上を図るため、各課に人権・男女共同参画推進員を配置する。	人事課	平成25年度においては、各職場内に研修担当者を設置し、職場内研修の推進を図った。	平成25年度に設置した職場内研修担当者を今後は、人権・男女共同参画推進員としての役割を果たせるよう人権政策課と連携し、検討していく必要がある。	男女共同参画に関する研修会等を通して、男女共同参画の視点の浸透をすすめ、人権政策課と連携して、各課に設置している職場内研修担当者を人権・男女共同参画推進員として課内研修の充実を図る。	
			人権政策課	各課への推進員配置には至っていないが、行政推進委員会委員を中心に、男女共同参画の視点で業務に取り組むよう努めた。	行政推進委員会委員への学習機会の提供も必要。	人事課と連携して、各課かいの職場内研修担当者による課内研修の充実を図る。また、行政推進委員会委員を中心に、男女共同参画の視点での業務を推進する。	
106	庁内推進体制の連携・強化	男女共同参画審議会と連携を図り、行政推進委員会の主導の下、全庁的な連携、調整を図りながら計画を推進する。	人権政策課	八代市男女共同参画計画の進捗状況について調査し、審議会において報告・審議。結果を受け行政推進委員会で今後の取組を協議・検討した。	全庁的な推進体制と意識の再確認ができた。今後とも連携を強化し、計画の推進に努めていくことが必要。	全庁的な連携、調整を図り、男女共同参画計画の推進に取り組む。毎年、計画の進捗状況について調査し、審議会において報告・審議を行う。審議結果を受け八代市男女共同参画行政推進委員会において今後の取組について協議・検討する。	

107	職場における ポジティブ・ア クションの推 進	女性の能力活用を図るため、女性職員の職種や職域の拡大、管理職員への登用推進、研修機会の拡大などポジティブ・アクションを推進するとともに、毎年度登用状況調査を行い公表する。また、教育現場では、資質と意欲のある女性教職員の管理職、指導主事等への登用を促す。	人事課	<ul style="list-style-type: none"> ・係長昇任資格試験実施にあたり、女性職員の積極的な受験を促した。 ・女性キャリアデザイン研修を実施し、女性職員の意識改革、啓発を図った。(全女性職員(免許職を除く)受講予定。H24～26年度、3カ年計画) ・女性職員を県等へ派遣し、スキルアップを図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・係長昇任資格試験への女性受験者の比率が低いため、引き続き受験への推進を図る。 ・平成22年度に実施した、人材育成についてのアンケート調査結果から、指導的立場になるうえで必要と考えられている「仕事と家事・育児との両立」に向けた支援策を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度に引き続き、仕事と家庭の両立に向けた支援策について検討する。 ・引き続き女性キャリアデザイン研修を計画的に実施し、女性職員の意識改革、啓発を図っていく。 ・平成26年度から女性リーダーの育成を図るため、係長級以上の推薦した女性職員を全国国際文化アカデミー主催の「女性リーダーマネジメント研修」への派遣を実施する。
			学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・資質と意欲のある教職員に対しては、性別に関係なく、校長をとおして管理職選考考査受考を積極的に促す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資質と意欲のある教職員に対して、性別に関係なく、校長をとおして管理職選考考査受考を積極的に促すことに努めたが結果として受考者数が少なかった。今後は、さらに、リーダー研修会なども含めた積極的な受考(受講)を勧める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資質と意欲のある教職員に対しては、性別に関係なく、校長をとおして管理職選考考査の受考を積極的に促す。また、リーダー研修会などの受講を積極的に進める。
			人権政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・H24年度末時点における女性の登用状況調査を実施した。 ・女性のためのステップアップセミナーへの参加を女性職員に対し呼びかけた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ステップアップセミナーは女性職員に対する研修機会となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年度、登用状況調査を実施し公表する。 ・女性職員の研修機会として、ステップアップセミナーへの参加を呼びかける。
108	男女共同参画の視点に立った市の施策の企画立案及び事業の実施	「八代市審議会等の設置及び運営に関する基本指針」の中の、委員の選任基準第5条第3号で「八代市男女共同参画計画(平成21年度～平成30年度)に基づき、女性を積極的に委員に登用すること。」と規定しており、審議会等において女性の意見を反映するとともに、市が企画立案する施策及び事業の実施にあたっては、男女共同参画の視点に十分配慮する。	全課かい	<ul style="list-style-type: none"> ・行政推進委員会において、市が実施する事業については、男女共同参画の視点に十分配慮するよう確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各課かいにおいて改めて認識を深めることが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会等における女性の委員登用に努めるとともに、事業の実施にあたっては、男女共同参画の視点に十分配慮する。 ・八代市男女共同参画推進委員会において、以上のことを確認する。

② 市職員の意識の向上

No.	具体的施策	取組内容	担当課	25年度の実施	各課の評価と課題	26年度以降の取組	八代市男女共同参画審議会意見・提案
109	男女共同参画に関する職員研修の実施	すべての職員が男女共同参画社会を正しく理解し、常に男女共同参画の視点に立ち職務を遂行できるよう、意識改革を目的とした研修受講機会の充実を図る。また、男女共同参画社会の理念や男女共同参画の意義等について職員に周知を行う。	人事課	<ul style="list-style-type: none"> 「人権を確かめ合う日」の周知に合わせて、啓発資料を配付し、啓発を行った。 1月に広崎教育長を講師に迎え、男女共同参画研修を実施し職員の意識啓発を図った。 男女共同参画社会への実現に向け、ワーク・ライフ・バランスの意識改革を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 資料配付により意識啓発を図ると共に、研修を行ったが、啓発内容の充実等、効果的な取り組みについて引き続き検討する必要がある。 研修に参加した職員だけでなく、研修の効果や情報を各課かいで共有できるよう、職場内研修を活用し、職員の意識改革を図っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 人権政策課と連携して、各種講演会等への職員の積極的な参加を促す。 引き続き男女共同参画研修等の研修等を計画的に実施し、広く受講の機会を付与するとともに情報提供、意識啓発を図っていく。 	
			人権政策課	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画週間における本庁ロビーでの展示による啓発。庁内情報システムにより各職員に対して男女共同参画に関する情報提供を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 職員への啓発機会となった。すべての職員が常に男女共同参画の視点に立てるよう、啓発を継続していくことが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画週間等の機会を通じ、全職員への男女共同参画社会の理念や意義について周知する。 	
110	職場におけるセクハラ・パワハラ・マタハラの予防及び相談の充実	ハラスメントのない職場づくりのために、職場におけるハラスメントの防止等に関する要項に基づき、職員への意識啓発を行うとともに、相談・苦情に対し適切に対応するため相談体制を充実する。	人事課	<ul style="list-style-type: none"> 要項に基づき、苦情相談窓口での相談体制を継続している。 「人権を確かめ合う日」の周知に合わせて、「ハラスメント防止」をテーマにした資料を配付し、啓発を行った。 管理監督職員を対象にハラスメント研修を実施し意識啓発を図った。(H23～25年度、3カ年計画) 	<ul style="list-style-type: none"> 苦情処理委員会への相談までは至っていないものの、ハラスメントにつながる恐れがある事案も見受けられ、徹底した意識啓発を図っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、要項に基づき、苦情相談窓口での相談体制を継続していく。また相談が寄せられた際の対応について適切に対応できるよう各窓口の意識の統一や連携を図る。 引き続きハラスメント研修等、各種研修等を計画的に実施し、情報提供・意識啓発を図っていく。 	
111	職場におけるワークライフバランスの推進	男性職員の育児・介護休暇の取得促進を図るとともに、多様な働き方に対する相互理解を深め、「仕事と生活の調和」、「男女共同参画社会づくり」を意識した職場形成を図る。	人事課	<ul style="list-style-type: none"> 対象職員に対して、個別に働きかけを行った。 育児休業取得者なし 短期介護休暇取得者 4名 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進に向けた取組について(通知)」を、継続して周知に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 制度の周知及び男性の育児意識、職場の理解、取得した場合の代替職員の確保に課題がある。 時間外勤務の縮減とあわせ、定期的に周知に努めたが、今後も効果的な啓発に努める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も、引き続き職員に対し、情報提供・意識啓発を図っていく。 	

③ 計画の適正な推進のための進行管理

No.	具体的施策	取組内容	担当課	25年度取組み	各課の評価と課題	26年度以降の取組み	八代市男女共同参画審議会意見・提案
112	男女共同参画計画の広報周知	概要版の作成配布、情報誌、広報紙、市ホームページへの掲載などあらゆる機会をとらえて、市民へ周知を行い、市民の理解と協力を得る。	人権政策課	市ホームページに計画書本文及び概要版を掲載し周知を図った。また、概要版を市内各世帯に配布した。	概要版の全世帯配布により、市民への周知ができた。	ホームページや情報誌、出前講座などあらゆる機会を通じて広報に努める。	
113	男女共同参画計画の進行管理	男女共同参画計画を計画的かつ効果的に推進するため、市役所内の推進組織である八代市男女共同参画行政推進委員会及び八代市男女共同参画審議会において実施状況を定期的に検証し、進捗状況を明らかにする。	人権政策課	・各課に計画の周知を行うとともに、各施策の推進について協力を依頼。 ・男女共同参画審議会において評価を実施し、男女共同参画行政推進委員会において確認した。年次報告書を作成し公表した。	定期的な進行管理ができています。	毎年、計画の実施状況、進捗状況を把握し、男女共同参画審議会、男女共同参画行政推進委員会に諮るとともに報告書を作成し、公表する。	

④ 国、県との連携強化

No.	具体的施策	取組内容	担当課	25年度取組み	各課の評価と課題	26年度以降の取組み	八代市男女共同参画審議会意見・提案
114	国、県、他市町村との連携及び情報交換	市の男女共同参画の推進に当たっては、国の男女共同参画基本計画及び県の男女共同参画計画との整合を図るとともに、国、県、他自治体との共同による事業の実施や情報交換などの連携を図る。	人権政策課	・男女共同参画に関する市主催事業を県広報誌「ならんで」へ掲載、県主催事業等を市報・ホームページへ掲載した。 ・県主催の八代・芦北地域連絡会議において、県及び他自治体との情報交換を行った。 ・計画の改定に当たっては、国・県計画との整合を図った。	地域連絡会議においては、八代・芦北地域の各市町の情報交換ができた。また、県や県内他市町村の取組について情報を得ることができた。	各種研修会等への出席により国や県の動向等の情報収集に努めるとともに、八代・芦北地域男女共同参画地域連絡会議による情報交換を行い連携を図る。	

(2) 市民等との協働による推進

① 市民活動団体の育成及び支援

No.	具体的施策	取組内容	担当課	25年度の実績	各課の評価と課題	26年度以降の取り組み	八代市男女共同参画審議会意見・提案
115	男女共同参画を推進する市民や団体の活動支援	男女共同参画を推進する活動を行っている市民、団体及びその集まりである八代市男女共同参画社会づくりネットワークの活動を支援するとともに、ネットワーク活動がさらに充実するよう、会員の拡大を働きかける。	人権政策課	八代市男女共同参画参画社会づくりネットワーク(八代みらいネット)の事務局として活動を支援。いっそDEフェスタ、会員学習会等を実施。また市内事業所にネットワークへの加入案内を送付し、呼びかけを行った。	男女共同参画推進の動きを広げるため、魅力ある活動と会員の拡大が必要。	・ネットワークの事務局としてネットワーク活動を支援するとともに、リーフレットを活用し会員の拡大を呼び掛ける。 ・団体の活動状況をさまざまな機会でも周知する。 (NPO情報誌、情報誌Mi☆Raiへの掲載、男女共同参画週間での掲示など)	
116	公共的団体との連携強化	老人会、地域婦人会、民生委員・児童委員協議会、人権擁護委員協議会、PTA等と連携を図るとともに、イベント、講演会、学習会等を共同開催する。	長寿支援課	・老人クラブ連合会、民生委員・児童委員協議会等からの依頼による講師派遣を行った。 ・長生き世代ゲートボール大会 主管 やつしろ長寿支援隊(老人会、婦人会等含む) 開催日時 平成25年5月23日 場所 八代市民球場サブグラウンド 参加者数 218名	・民生委員・児童委員全体研修会、市老人会主催による「シルバーヘルパー養成講習会」における講師派遣依頼に伴い、事業概要等説明を行った。 ・長生き世代ゲートボール大会 老人会、婦人会等と連携し実施した。	今後も老人クラブ連合会、民生委員・児童委員協議会等と連携し、研修会等開催に協力していく。	
			生涯学習課	まなびフェスタやつしろ ～親子のきずな・地域のきずな～ 講演会、子育て体験発表、食パザーイベント、ふれあい体験イベント、公民館クラブ・婦人学級活動発表、文化作品展示・婦人会活動パネル展示等を実施した。 地域交流事業として15公民館で公民館祭り等の実施。	各世代が共に学び、一緒になって様々な体験をすることで、より親密な交流を図ることができた。特に25年度は、講演会の入場者が多かった。	今後もまなびフェスタを開催し、交流の場を提供できるよう支援を図っていく。地域交流事業においても規模拡大、内容の充実を図り多くの地域住民の参加が見られるよう努める。	
			健康福祉政策課				育児不安や高齢者の問題にしても、本当に必要な人を外に出してくるのは難しい。民生委員も相談研修を受けているので、安心して相談してほしい。

			人権政策課	いっそDEフェスタにおいて各種団体への参加要請を行い、学習の機会とした。	あらゆる世代での啓発のため、さらに連携していくことが必要。	引き続き、関係各課や男女共同参画社会づくりネットワークを通じ、学習会開催の呼びかけやイベントの案内などにより、連携して男女共同参画を推進する。	
--	--	--	-------	--------------------------------------	-------------------------------	---	--

② 男女共同参画活動の拠点づくり

No.	具体的施策	取組内容	担当課	25年度取組み	各課の評価と課題	26年度以降の取組み	八代市男女共同参画審議会意見・提案
117	地域で男女共同参画を推進するリーダーの育成	人権サポーター養成講座の開催や、熊本県男女共同参画地域リーダー研修への派遣などにより、地域で人権啓発や男女共同参画を推進するリーダーを育成する。	人権政策課	・校区人権啓発推進員として検討。 ・地域や職場などで人権のまちづくりを推進するリーダー育成のため、「市民じんけんサポーター育成講座」を開催した。(8回・のべ176人参加)	住民自治組織での推進員の位置づけや役割など今後の検討が必要。	市民じんけんサポーター育成講座の実施や熊本県男女共同参画地域リーダー研修への市民の派遣により、地域で人権啓発や男女共同参画を推進するリーダーを育成する。	
118	拠点施設の整備	男女共同参画に関する情報発信や啓発、相談等の機能を備えた活動拠点として、人権啓発センターの機能の充実を図る。	人権政策課	平成23年度から千丁庁舎に人権啓発センターを設置し、男女共同参画に関する情報も含めた啓発・相談業務を行っている。	活動拠点としての機能を検討する必要がある。	人権啓発センターを充実し、活動拠点としてだれもが利用できるよう検討していく。	

③ 民間企業、NPO等との連携

No.	具体的施策	取組内容	担当課	25年度取組み	各課の評価と課題	26年度以降の取組み	八代市男女共同参画審議会意見・提案
119	男女共同参画推進に関する事業所の取組への支援と連携の強化	事業所等に対して機会あるごとに、セクハラ・マタハラ防止、ポジティブ・アクションの推進、ワーク・ライフ・バランスの推進等に関する情報提供や啓発を行い、事業者が自主的に取り組むように働きかける。	商工振興課	厚生労働省から提供される「男女雇用機会均等法のあらまし」を、企業向けパンフレット置き場へ設置するなどの周知を図った。	窓口設置のみの周知であったため、幅広く周知できなかった。更なる周知を図るため、八代市工業振興協議会会員企業への周知や市内企業訪問活動時に周知。	幅広く周知するため、八代市工業振興協議会会員企業への周知や市内企業訪問活動時に周知。	

			農業政策課	生産組織等への情報提供や啓発活動につながる具体的な活動は行っていない。	各農業者に対しては認定農業者の更新の際など家族経営協定の推進等とあわせてワーク・ライフ・バランスの推進や女性ならではの能力発揮のためポジティブアクションの推進などの啓発活動は可能であるが、生産組織等への情報提供や啓発活動を計画的かつ臨機応変に対応することが必要と思われる。	JAをはじめ生産組織等に対して、農業関係の事業の推進等にあわせて、積極的に機会を見つけ、女性の能力発揮のためポジティブアクションの推進、ワーク・ライフ・バランスの推進等の啓発を行い、女性が働きやすい環境づくりに自主的に取り組むような働きかけを行うようにする。	
			水産林務課	各漁協や森林組合に対し、情報提供に努めた。 八代森林組合においては、女性係長1名(全4名中)を任用している。	漁業、林業関係の事業所は、比較的小規模な事業所であることから、市としては情報提供、啓発活動を根強く行っており、自主的な取り組みを働きかける。	10 漁協・1 森林組合等に対し、セクシュアル・ハラスメント防止等に関する意識啓発及び情報提供に努める。	
			人権政策課	・アドバイザー派遣事業により、事業所等が開催する男女共同参画研修会に講師派遣を実施(3回)。 ・アドバイザー派遣事業についての案内を市内事業所に送付し啓発。	継続的な働きかけが必要。	男女共同参画アドバイザー派遣事業や事業者表彰制度について周知し、自主的な取り組みを働きかける。(H26 年度 200 件発送)	

八代市男女共同参画計画 平成 25 年度 成果指標進捗状況

項 目	計 画 策定時	前 期 目 標 (H25 年度)	H25 年度実績	後 期 目 標 (H30 年度)
男女の地位の平等感について平等と思う人の割合	17.6% (H19 年度)	33%	24.4% (H24 年度)	33%
「男は仕事、女は家庭」という性別で役割を固定することに賛成しない人の割合	62.5% (H19 年度)	75%	62.6% (H24 年度)	75%
次の事項で「人権が尊重されていない」と感じる人の割合 ・家庭内での夫から妻への暴力 ・職場でのセクシュアル・ハラスメント	45.9% 42.3% (H19 年度)	75% 75%	40.9% 42.0% (H24 年度)	75% 75%
熊本県男女共同参画推進事業者表彰を受けた事業所数	2 事業所 (H20.4.1)	3 事業所 以上	2 事業所 (H26.3.31)	3 事業所 以上
家族経営協定を締結している農家数	184 戸 (H20.3.31)	220 戸	357 戸	350 戸
審議会・委員会への女性の登用率	25.60% (H20.3.31)	40%以上	31.3% (H26.3.31)	40%以上
女性自治会長の数(割合)	8 人(2.1%) (H20.4.1)	15 人(3.9%)	10 人(2.6%) (H26.4.1)	15 人(4%)
地域協議会女性役員の数(割合)	—	—	73 人/403 人中 (18%) (H26.7.25)	33 人(25%) ※101 人/403 人中
女性消防団員の数	37 人 (H21.2.1)	50 人	31 人 (H26.6.1)	50 人
スポーツ推進委員の女性の数(割合)	—	—	21 人(30.9%) (H26.4.1)	22 人(32%)
女性人権擁護委員の数	10 人 (47.6%) (H20.2.1)	11 人 (52.3%)	10 人 (47.6%) (H26.4.1)	10~11 人 (男女半数ずつ)
女性農業委員数(割合)	1 人(2.8%) (H19.3.31)	2 人以上(5.4% 以上)	2 人(5.4%) (H26.4.1)	4 人(10.8%以上・ 全農業委員1割以上)
女性のJA理事の数	0 人 (H20.4.1)	2 人以上	2 人 (H26.4.1)	3 人
女性認定農業者数(女性の単独申請及び夫婦共同申請者の計)	53 人 (H20.3.31)	150 人	142 人 (H26.3.31)	200 人
市の管理職員(課長級以上)に占める女性職員の割合	6% (H20.4.1)	10%	9.2% (H26.4.1)	15%
市の役付職員(係長級以上)に占める女性職員の割合	20.20% (H20.4.1)	25%	19.6% (H26.4.1)	25%
市男性職員の育児休業取得割合	0% (H20 年度)	10%	0% (H26.4.1)	10%
八代市男女共同参画社会づくりネットワーク(八代みらいネット)の加入団体数	16 団体 (H21.2.1)	30 団体	19 団体 (H26.4.1)	30 団体

IV

平成 25 年度男女共同参画推進室の事業実績

男女共同参画推進室の活動経過

年月日	内容	詳細	備考
H25. 4. 24	八代市男女共同参画社会づくり ネットワーク役員会	(1) 総会案件について ・ H24 年度事業報告について ・ H24 年度決算報告について ・ H24 年度監査報告について ・ H25 年度事業計画 (案) について ・ H25 年度予算 (案) について ・ H25 年度担当班 (案) について ・ 定例会の運営について (2) いっそ DE フェスタ 2014 について	会場：市庁舎 31 号会議室
H25. 5. 16	八代市男女共同参画社会づくり ネットワーク通常総会	①平成 24 年度事業報告について ②平成 24 年度決算報告及び監査報告について ③平成 25 年度事業計画 (案) について ④平成 25 年度予算 (案) について ⑤その他 ・ 新規会員紹介 ・ 担当班について ・ 定例会について ・ いっそ DE フェスタの開催について ・ 平成 25 年度八代市男女共同参画事業について	会場：人権啓発センター 会議室 (千丁庁舎 3 階)
H25. 5. 20	平成 25 年度第 1 回 八代市男女共同参画審議会	① 八代市男女共同参画計画の平成 24 年度の 取組及び成果指標進捗状況並びに今後の 取組について ② 八代市男女共同参画計画の改定について	会場：市庁舎 5 階 大会議室 A
H25. 6. 13	いっそ DE フェスタ 2014 第 1 回 実行委員会	①規約について ②予算について ③プログラム概要について ④講師選定について ⑤実行委員会のスケジュールについて	会場：代陽公民館

H25. 7. 2	平成 25 年度第 1 回八代市男女共同 参画行政推進委員会	① 八代市男女共同参画計画の平成 24 年度の 取組及び成果指標進捗状況並びに今後の 取組について ② 八代市男女共同参画計画の改定について	会場：市庁舎 31 号会議室
H25. 7. 3	情報誌 Mi☆Rai 第 10 号編集会議①	・編集スタッフ紹介 ・紙面構成検討、スケジュール確認	会場：代陽公民館
H25. 7. 4	アドバイザー派遣事業	内容：デートDV防止講座 講師：千丁ウィミンズ 堀口佳寿代 氏・山本三代子 氏 対象：高校生	会場：市内高校
H25. 7. 5	八代市まちづくり出前講座	内容：「自分らしく」あるために ～男女共同参画講座～ 講師：八代市人権啓発センター 人権相談員 西村 洋子 氏 対象：中学生	会場：市内中学校
H25. 7. 9	アドバイザー派遣事業	内容：デートDV防止講座 講師：千丁ウィミンズ 堀口佳寿代 氏・山本三代子 氏 対象：高校生	会場：市内高校
H25. 7. 10	アドバイザー派遣事業	内容：デートDV防止講座 講師：千丁ウィミンズ 堀口佳寿代 氏・山本三代子 氏 対象：高校生	会場：市内高校
H25. 7. 11	八代市男女共同参画社会づくり ネットワーク 7 月定例会及び いっそ DE フェスタ 2014 第 2 回 実行委員会	◆定例会 ① 会員学習会について ② 会員拡大に関する取組について ◆実行委員会	会場：市庁舎 22 号会議室

		① 講師選定について	
		② 講演以外のプログラムについて	
H25. 7. 18	情報誌 Mi☆Rai 第 10 号編集会議②	① 特集記事内容検討	会場：代陽公民館
H25. 7. 22	アドバイザー派遣事業	内容：女性のライフキャリアについて	会場：市内学校
		講師：キャリアカウンセラー 草野 幸栄子 氏	
		対象：学生	
H25. 8. 5	アドバイザー派遣事業	内容：セクシュアル・ハラスメント防止研修	会場：市内事業所
		講師：八代市人権啓発センター	
		人権相談員 西村 洋子 氏	
		対象：市内事業所職員	
H25. 8. 8	いっそ DE フェスタ 2014 第 3 回 実行委員会	① 講演以外のプログラムについて	会場：人権啓発センター
		② タイムスケジュールについて	会議室（千丁庁舎 3 階）
		③ チラシについて	
H25. 8. 12	情報誌 Mi☆Rai 第 10 号編集会議③	① 特集記事構成について	会場：代陽公民館
		② 育休体験談取材について	
H25. 9. 5	情報誌 Mi☆Rai 第 10 号編集会議④	① 特集記事内容及びレイアウト作成	会場：代陽公民館
		② 育休体験インタビュー	
H25. 9. 7	八代市男女共同参画社会づくり ネットワーク会員学習会	内容：静かな革命 ～男女共同参画への道～	会場：八代市厚生会館
		講師：八代市教育長 広崎 史子 氏	
H25. 9. 11	アドバイザー派遣事業	内容：対等なコミュニケーション	会場：市内高校
		講師：心理カウンセラー あんどうまり 氏	
		対象：高校生	
H25. 9. 12	八代市男女共同参画社会づくり ネットワーク 9 月定例会及び	◆定例会 ① 会員学習会報告	会場：市庁舎 5 階大会議室

	いっそ DE フェスタ 2014 第 4 回	② 会員レクリエーションについて	
	実行委員会	③ 映画上映会の後援について	
		◆実行委員会	
		① ワークショップについて	
		② チラシについて	
H25. 9. 27	情報誌 Mi☆Rai 第 10 号編集会議⑤	① 紙面全体内容及びレイアウト確認	会場：代陽公民館
H25. 10. 2	アドバイザー派遣事業	内容：デートDV防止講座 講師：千丁ウィミンズ 堀口佳寿代 氏・山本三代子 氏 対象：高校生	会場：市内高校
H25. 10. 4	八代市男女共同参画行政推進 委員会幹事会	① 八代市男女共同参画計画改定について ・基本計画改定案及び後期実施計画案検討	会場：本庁舎 31 号会議室
H25. 10. 10	いっそ DE フェスタ 2014 第 5 回 実行委員会	① チラシについて ② 会場割り当てについて ③ 看板等仕様について	会場：人権啓発センター 会議室（千丁庁舎 3 階）
H25. 10. 17	女性のためのステップアップ セミナー 第 1 回	開講式 講座：つながろう ～人と地域があなたを輝かせる～ 講師：熊本ワークショップ事務局 代表 岡崎 真理 氏	会場：やつしろハーモニー ホール 大会議室 A
H25. 10. 25	女性のためのステップアップ セミナー 第 2 回	講座：バランスエイジングでイキイキ輝く！ ～身体と心の知って得するお話～ 講師：歯科医師 添島 絵美 氏	会場：やつしろハーモニー ホール 大会議室 A
H25. 10. 31	女性のためのステップアップ セミナー 第 3 回	講座：女性性のリーダーシップ ～一人一人が輝いて生きるために～ 講師：マインドビジョン代表 榎林 康子 氏	会場：やつしろハーモニー ホール 大会議室 A

H25. 11. 4	八代市男女共同参画社会づくりネットワーク会員レクリエーション	東陽町石橋めぐりと歴史散策	会場：東陽町石匠館周辺
H25. 11. 7	女性人材リスト登録者のためのフォローアップセミナー (女性のためのネクステージセミナー)	講座：地域力を引き出す ～あなたが地域を輝かせる～ 講師：熊本ワークショップ事務局 代表 岡崎 真理 氏	会場：やつしろハーモニー ホール 大会議室 A
H25. 11. 14	八代市男女共同参画社会づくりネットワーク 11 月定例会及び いっそ DE フェスタ 2014 第 5 回 実行委員会	◆定例会 ① 会員レクリエーション報告 ② 出前講座の実施について ③ 地域リーダー研修報告 ◆実行委員会 ① 当日プログラムについて ② アンケートについて	会場：千丁公民館
H25. 12. 12	いっそ DE フェスタ 2014 第 7 回 実行委員会	① 広報計画及び広報の役割分担について ② 会場レイアウトについて ③ 当日の役割分担について ④ 来年度のフェスタ日程について	会場：人権啓発センター 会議室（千丁庁舎 3 階）
H26. 1. 9	八代市男女共同参画社会づくりネットワーク 1 月定例会及び いっそ DE フェスタ 2014 第 8 回 実行委員会	◆定例会 ① 各種研修会の参加について ◆実行委員会 ① 最終確認 ・会場レイアウト ・タイムスケジュール、役割分担 ② 来年度いっそ DE フェスタ日程について	会場：人権啓発センター 会議室（千丁庁舎 3 階）
H26. 1. 14	平成 25 年度第 2 回八代市男女共同参画行政推進委員会	八代市男女共同参画計画改定案について	会場：本庁舎 5 階 大会議室 B
H26. 1. 17	八代市まちづくり出前講座	内容：「認めあって、支えあって」	会場：セレクトロイヤル

		～知っておきたい男女共同参画の話～	
		講師：八代市人権啓発センター	
		人権相談員 西村 洋子 氏	
		対象：市内事業所職員	
H26. 1. 26	いっそ DE フェスタ 2014	◆八代みらいネットによるワークショップ・展示 ◆八代みらいネットによる寸劇	会場：やつしろハーモニー ホール
		～ジェンダーかるたで考えよう～	
		「理系女子 ママも宇宙へ 飛ぶ時代」	
		「モデル次第？ その商品の 売れ行きは」	
		◆講演	
		演題：お話と朗読劇と歌で心のストレッチ	
		～いのちと絆の大切さ	
		さあ、あなたの物語を始めましょう～	
		講師：佐久間 レイ 氏（声優・歌手・脚本家）	
H26. 1. 28	平成 25 年度第 2 回 八代市男女共同参画審議会	八代市男女共同参画計画改定案について	会場：人権啓発センター 会議室（千丁庁舎 3 階）
H26. 1. 29	アドバイザー派遣事業	内容：セクハラ・パワハラ防止研修 講師：社会保険労務士 川内 恵里 氏 対象：市内事業所職員	会場：市内事業所
H26. 2. 14	平成 25 年度第 3 回 八代市男女共同参画審議会	八代市男女共同参画計画改定案について	会場：人権啓発センター 会議室（千丁庁舎 3 階）
H26. 3. 4	八代市男女共同参画計画改定案 パブリックコメント	平成 26 年 3 月 4 日～14 日	
H26. 3. 13	八代市男女共同参画社会づくり ネットワーク 3 月定例会	(1)いっそ DE フェスタ 2014 実績報告について (2)平成 25 年度活動状況について (3)会員拡大の取組について (4)平成 26 年度事業計画について	会場：代陽公民館

H26. 3. 20	平成 25 年度第 4 回	① 八代市男女共同参画計画基本計画案の確認	会場：人権啓発センター
	八代市男女共同参画審議会	について	会議室(千丁庁舎 3 階)
		② 後期実施計画案について	
随時	相談業務	八代市人権啓発センター人権相談員及び	
		八代市男女共同参画専門委員による	

平成 25 年度 女性のためのステップアップセミナー実施要項

1 目的

本市の男女共同参画社会づくりを推進するため、女性の意識改革や知識、スキル等の習得の場を提供して、やる気と行動力を高め、女性の新たなチャレンジを応援する。

また研修受講者のうち、希望される方は女性人材リストに登録し、審議会等の委員へ登用促進を行うなど女性の社会参画を目指す。

2 テーマ及び内容

『つながりがもたらすパワー ～あなたを輝かせる3ステップ～』

回	月日	時間	講座・講師
第1回	10/17	19:30～ 21:30	開講式
			「つながろう ～人と地域があなたを輝かせる～」
			熊本ワークショップ事務局 代表 岡崎 真理
第2回	10/24	19:30～ 21:00	「バランスエイジングでイキイキ輝く！ ～身体と心の知って得するお話～」
			添島歯科クリニック 歯科医師 添島絵美
第3回	10/31	19:30～ 21:30	「女性性のリーダーシップ ～一人ひとりが輝いて生きるために～」
			有限会社マインドビジョン 代表 榎林 康子
			修了式

3 予定人員 50名程度

4 会場 やつしろハーモニーホール 大会議室A

平成 25 年度 女性人材リスト登録者のための フォローアップセミナー実施要項

1 目的

女性人材リスト登録者が、自信を持って地域の方々とかわり、活気ある話し合いの場を形成することを身につけ、地域社会を活性化していくことを目的とする。

2 開催日時 平成 25 年 11 月 7 日（木）19 時 30 分～21 時

3 セミナー内容 ネクステージセミナー

「地域力を引き出す ～あなたが地域を輝かせる～」
講師 熊本ワークショップ事務局 代表 岡崎 真理

4 対象者 女性人材リスト登録者及び平成 25 年度ステップアップセミナー受講者（希望者）

5 会場 やつしろハーモニーホール 大会議室A

いっそDEフェスタ 2014 実施概要

1 趣 旨

男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を図るために開催する。

「いっそで」とは、八代地域の方言で「みんな一緒に」の意味で、「男性も女性も、若い人からお年寄りまで、みんな一緒に男女共同参画社会づくりを考えましょう」というメッセージを含んでいる。

2 概 要

(1) 主 催 八代市・いっそDEフェスタ 2014 実行委員会

(2) 日 時 平成 26 年 1 月 26 日 (日)

(3) 場 所 やつしろハーモニーホール

(4) テーマ 向きあい・語りあい・認めあい、男女にめ^{とも}ぞう調和の社会

(5) プログラム

第 1 部 ・八代みらいネットによるワークショップ

「女性の宝もの“女子差別撤廃条約”をいっしょに読んでみましょう」
(千丁ウィミンズネットワーク)

「い草のリース作り体験」

(手づくりの会 藺えるぶ)

「男女共同参画を楽しく学ぼう」

(男女平等教育研究サークル)

「ほのぼののフォトグラフ～写真で振り返る八代の半世紀～」

(八代市役所職員組合)

第 2 部・開会式

・八代みらいネットによる寸劇

～ジェンダーかるたで考えよう～

「理系女子 ママも宇宙へ 飛ぶ時代」

「モデル次第? その商品の 売れ行きは」

・講演

演題『お話と歌と朗読劇で心のストレッチ

～いのちと絆の大切さ

さあ、あなたの物語を始めましょう～』

講師 佐久間 レイ 氏 (声優・歌手・脚本家)

(6) 入場料 無料

(7) 託 児 事前の申込に応じて、1 歳～就学前の幼児を対象に実施

(8) 手話通訳 3 名

(9) 入場者数 300 名

来場者感想（アンケートより抜粋）

No.	御意見	性別	年代
1	一羽のハチドリになって自分自身の一步を！改めて考えさせられました。	男性	50代
2	まず驚いたのが、NHK ビギナー料理の高木ばあちゃんの声であったこと、ファンの1人として会えて本当に嬉しかったです！！最近悲しいことがあり、心が沈んでいたけど、この講演で元気づけられました。今日の涙を大切にしたいと思いました。ありがとうございました。	女性	60代
3	寸劇はわかりやすくよかったです。が、レジュメのカルタの中で、『く』口数ほど…の意味がわかりません。佐久間さんがシングルマザーであることを「謝らなければならない」と言われましたが、決して悪ことではない、むしろ傷つきから立ち上がり、自分らしく生きていたと思いました。感動する素晴らしい講演でした。ジェンダーの視点が沢山入ってればもっと良かった。	女性	50代
4	男性の立場からの話を聞きたい。	男性	60代
5	佐久間さんの講演会のみ参加させていただきました。心が洗われて涙があふれました。たった一人でも空間や時や風景が目につかび、素晴らしい時間をいただきました。ありがとうございました。自分にできることを探してみたいです。	女性	60代
6	午前中にワークショップの1階の案内が少なかった。ワークショップは3階ですなど看板があれば良かったと思います。佐久間レイさんはとてもよかったです。	女性	50代
7	佐久間レイさんが大好きで大満足です。近日是非！！	男性	
8	八代特産のい草を使ってリース作りをして、素晴らしい記念になりました。500円の参加費で楽しい思い出の作品が出来ました。材料の準備が大変だったでしょう。又午後からの佐久間さんのバラエティに富んだお話、大変楽しく過ごさせていただきました。心のストレッチをこれから考えていきたいと思います。	女性	60代
9	佐久間レイさんの話がとても良かったです。民生委員の仕事をして頂いたことに感謝します。今日の話をお人會などで話をさせて頂きます。読み聞かせて子ども達にも伝えていきます。	女性	60代
10	佐久間さん素晴らしい。私も5年前に大切な娘と孫をお産で失くしました。でも泣けないでいましたが、泣いてもいいと思った次第です。さあ、今からでも元気で生きていきましょう！！今日は良い時を有難うございました。	女性	70代
11	寸劇で学習でき、講演で心のストレッチができて元気になった。参加して良かった。	女性	60代
12	30代、40代の子育て中の女性の参加が一人でも出来るようなイベントを考えてみてはいかがでしょうか？佐久間レイさんは気取らずに近くにあることや人を威張らずに語られて良かったです。	女性	50代
13	もっともっと男女共同参画を進めて欲しい。寸劇良かったです。	女性	50代
14	子どもと一緒に参加できるイベントをぜひお願いします。当日、子どもを預かって頂けると嬉しいです。	女性	30代
15	レイさんの一言一言が胸に染み入りました。まずは家族に優しくしていきたいと思います。ありがとうございました。	女性	40代
16	佐久間さんの講演とても心に響きました。自分を信じ、そして周りの人を大切に、つながっていききたいと思います。	女性	50代
17	男女共同参画のイベントに参加して私の間違いに気づき、大変勉強になりました。	女性	60代
18	人権のイベントだったけど、突き詰めれば一人一人の命の問題なのかなと思いました。久しぶりに泣きました。	女性	50代
19	佐久間レイさん講演会とても感動しました。少ない人数でもったいないですね。	女性	70代
20	アンパンマンのマーチ、ふるさとの歌など新たな発見が出来たようです。いつか見る景色の一人芝居とても良かったです。生きる事の大切さを知りました。	女性	60代
21	展示とても良かった。	女性	60代
22	命の大切さ、自分の大切さ、家族の大切さ、たくさんの方の大切さをありがとうございます。生きてるからなんですね。楽しかったです。	女性	40代
23	難しい内容の企画は不要。地道に積み重ねていきましょう。	女性	50代
24	大変良かったです。多くの市民の皆さんに参加してほしいと思います。実行委員会の皆様、準備からお疲れ様でした。ありがとうございました。	男性	40代
25	講演会とはメモを取りながら、というのが常でしたが、佐久間さんの語り口、内容に最後まで引き込まれて一文の書けませんでした。数十年間、数えきれない講演を聞きましたが、一番忘れられない講演でした。ありがとうございました。	女性	60代
26	ジェンダーかるたが出来たという事はすごいと思います。佐久間レイさんの講演が良かった。明るいレイさんに力を頂きました。託児があるためか、子どもの泣き声等なく集中できました。ありがとうございました。	女性	70代
27	もっとたくさんの方に参加してもらえるような工夫が必要だと思います。もったいないです。ジェンダーかるたの内容は良かったが娘は標準語、両親は八代弁…	女性	50代
28	今日の講演素晴らしかった。来られなかった人達に聞かせてあげたいです。又お願いします。	女性	70代



八代市男女共同参画推進事業

いっそDEフェスタ 2014

とも
向きあい・語りあい・認めあい、男女にめざそう調和の社会

日時 2014年1月26日(日)

会場 やつしろハーモニーホール

第1部

10:00~

八代みらいネットによる
ワークショップ

※詳しくは裏面をご覧ください。

入場無料



託児あり
(要予約)

1歳~就学前

※1月20日(月)まで
お申込みください

第2部

13:30~15:30 (開場13:00)

寸劇 「ジェンダーかるたで考えようPart II」

出演 八代みらいネット

講演

手話通訳あり

お話と朗読劇と歌で心のストレッチ

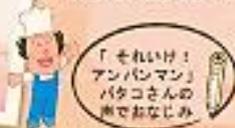
~いのちと絆の大切さ

さあ、あなたの物語を始めましょう~

講師

佐久間 レイ さん

(声優・歌手・脚本家)



「それいけ!
アンパンマン」
バタコさんの
声でおなじみ



主催：八代市 いっそDEフェスタ2014 実行委員会

八代みらいネットによるワークショップ

日時 市民ホール ホワイエ
10:00～15:00

ほのぼのフォトグラフ ～写真で振り返る八代の半世紀～

八代市立博物館未来の森ミュージアムに収蔵されている
郷土写真をご紹介します。
当時の市民生活の素顔に触れてみてはいかがでしょうか？

八代市役所職員組合
☎ 0965 (32) 6549
✉ sishoku8@yachi.ocn.ne.jp

ワークショップ 3F 中会議室
10:00～12:00

女性の宝もの “女子差別撤廃条約”を いっしょに読んでみましょう

この条約の精神は、男女共進歩社会の実現に欠かせない
ものです。楽しい、あるいは面白いところがあると感じて
いませんか。身の回りの出来事をおして、解りやすい言葉
で学んでみましょう。
※ 参加ご希望の方は、事前にお申し込みください。

女性のみ
20名

千丁ウィミンズネットワーク (山本)
☎ 0965 (46) 2185
✉ miyo.y_cat@yahoo.co.jp

ワークショップ 3F 研修室
10:00～12:00

男女共同参画を楽しく学ぼう

● 第1部 ● 育児/パパと語ろう、子育て体験記

育児を頑張っているパパとママに語るトークショー。
あなただけの育児の悩みや本音を一緒に語り合いませんか？

● 第2部 ● ジェンダーかるたを創って遊ぼう

八代みらいネット作のジェンダーかるたを使って、
2種類のゲームを行います。ステキなおみやげがあるよ！

男女平等教育研究サークル (森永)
☎ 090 (9653) 5862

ワークショップ 3F 第3小会議室
10:00～12:00

い草のリース作り体験

八代の特産である、い草の香りの中で、
自分だけのリースを作ってみませんか。

先着20名
材料費
500円

手づくりの会「餅・えるぶ」(竹本)
☎ 080 (5603) 2176

佐久間レイさん Profile

「それいけ! アンパンマン」のパパコ役、「魔女の宅急便」のジジ役など、誰もが知っている
人気アニメーションの声優として活躍する他、昭和の歌と「語り」の二本立ての「音楽温泉
ライブ」を定期的に関催。短編の物語を演じる「一人語り」は毎回涙を誘い大好評。また、
私生活では、一人娘を持つシングルマザー。子育てや生き方に悩む女性たちへの「お話
し会」や、「女性の生き方」「人権」「育児」などをテーマとした講演も精力的に行っている。



お問い合わせ

いっそDEフェスタ2014実行委員会事務局
(八代市人権政策課内)

TEL 0965(30)1701
FAX 0965(46)1950
✉ gender-equal@city.yatsushiro.lg.jp

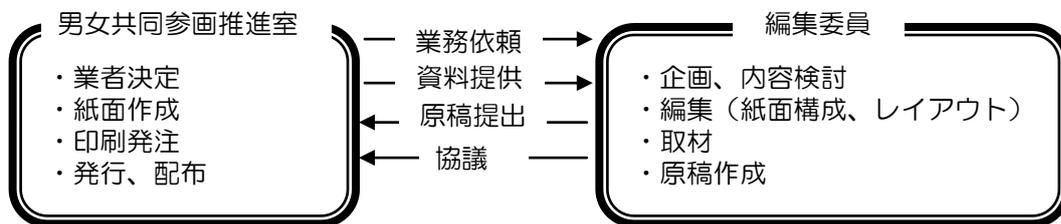
会場案内図



八代市男女共同参画情報誌Mi☆Rai第10号発行概要

1. 件名 八代市男女共同参画情報誌
2. 部数 49,000部
3. 発行日 平成25年12月1日
4. 配布方法 広報やつしろ12月1日号 折込（全戸配布）
5. 紙面 A4版 4頁 2色刷
6. 内容
 - 1面 表紙（タイトル、コンテンツ、写真など）
 - ・イクメンの星
 - 2～3面 特集「男女共同参画って何だろう」
 - ・記事
 - 4面 イクメン体験談、お知らせ、編集後記
 - ・育児休業を振り返って 宮嶋 健行さん
 - ・いっそDEフェスタ2014
 - ・八代みらいネット会員募集

7. 編集体制 ボランティアスタッフによる編集



8. スケジュール

6月	ボランティアスタッフ募集
7月～9月	紙面構成検討、取材、紙面作成
10月	決裁、入稿、校正
11月～12月	印刷、納品

2013年12月1日発行

八代市男女共同参画推進情報誌

Mi☆Rai

みらい

男女共同参画推進部
八代市シンボルマーク

第10号



★イクメンの星★



CONTENTS : 男女共同参画って?・イクメン体験談・お知らせ☆

八代市男女共同参画推進情報誌 Mi☆Rai

男女共同参画って何だろう？

～男性も女性も一人ひとりが輝くために～

みんなの疑問に
答えます



旧八代市は、平成9年に九州初として「男女共同参画都市」を宣言し、合併後平成21年には新市として宣言をしました。男女がともに支え合う元気都市「やつしろ」の実現をめざして「八代市男女共同参画計画」を推進しています。



ジェンダーって？

生物学的な性別と区別した、社会的文化的に作られた性差・性別のことです。(例：男らしく女らしく)

男女平等のランクを示すジェンダーギャップ指数
世界136カ国中 日本105位!
世界は男女平等のために努力を続けています



男女共同参画って？

参画とは…単に仲間に加わる参加と違い、企画・運営・計画立案から決定までの議論に関わること

男性と女性が対等な構成員として、職場、学校、地域、家庭等あらゆる分野の活動に参画することです。八代市はその機会を確保し、互いの人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会を目指します。



ワーク・ライフ・バランスって？

仕事と生活の調和のことをいいます。誰もが、仕事・家庭生活・地域活動・個人の自己啓発など様々な活動を、子育て期・中高年期といった人生の各段階に応じて自分の希望するバランスで実現できる状態をいいます。職場環境を見直し、優秀な人材を確保・定着させ、男女共に活躍することが、将来的な企業の成長・発展につながる重要な経営戦略として注目されています。



男女混合名簿って？

性別に関係なく、生年月日や五十音順に並べた名簿。
自然な形で男女平等の感覚を身につけます。
市内小学校100%、中学校約半数実施。



最強!! 女子差別撤廃条約

国連が世界の人権状況改善のために1979年に採択をし、日本も1986年に締結しました。同時に積極的に男女平等を促進するような政策を行うため、男女雇用機会均等法を制定しました。



日本では女性登用率
自民2020年までに30%

クォータ制って？

政策決定機関での男女間の格差を積極的に是正するための方策で「割り当て制」ともいいます。国会議員など政治家や国の審議会、公的機関の議員・委員の人数枠を、制度として割り当てることで、男女の比率に偏りが無いようにするものです。

☆男女の地位は平等でしょうか？



近平等感が最も高いのは『学校』ですが、それ以外は平等と女性優遇を合わせた数値よりも男性優遇の方が高く、不平等感が高いことがわかります。男女共同参画を推進するには、まずこの意識改革が必要です。

☆八代市が力を入れるべき施策



※H19年度に比べてH24年度の調査の数値が減ってきたということは、政策が強んできたということでしょうか？

H24市民意識調査結果 市HPにて公開中!

イクメン度チェック

- 一緒に風呂に入る
- おむつを積極的に取りかえる
- 寝る前に絵本を読む
- 荷物の準備をして子どもと出かける
- 子どもの食事の支度をやる
- 子どもの好きな遊び場を知っている
- 妻の育児のグチを聴いている
- パパ友がいる
- 早く帰宅できるように役取り良く仕事をこなしている

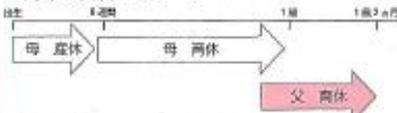
育児休業法

●一歳に満たない子を養育する労働者は、**男女問わず**、希望する期間子どもを養育するために休業することができます。

パパ・ママ育休プラス

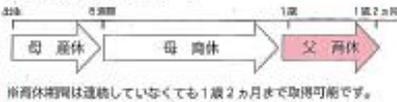
パパも育児休業が取りやすくなりました

●同時に取得するパターン

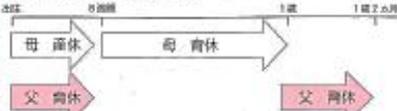


※両者の育休期間が重複することも可能です。

●交代で取得するパターン



●パパが2度取得するパターン



※母の産休中に父が育休を取ると2度目取得可能です。

☆相談窓口☆

人権啓発センター

- ・差別・人権侵害・DV・セクハラ等
人権相談窓口 ☎30-1710
- ・家庭・学校・いじめ等
ヤングテレホンやつしろ ☎30-1700

市民相談室

婦人・児童悩みごと相談 ☎33-4452

八代市男女共同参画推進協議会情報誌 Mi☆Rai

両横って二人に食べさせます



【現場】 場には育児休業取得の約半年前に相築し、周りの反応は概ね好意的。「自分の時にもそんな制度があれば」という先輩もおられたと

宮嶋さんは今まで息子さんを子育てした経験から育児にとっても興味がありました。そんなときに2人目が生まれ育児休業について考え始めます。

イクメン 偉

育

見をもっと手伝えたい！そう思っている男性は多いはず。でも育児休業って男性も取れるのかわからない。そんな声をよく聞くようになり

育児休業を振り返って

あの瞬間は私の財産

か、実際に休業に入り、子育てが始まると大変なことばかり。赤ちゃんは泣きだすとなかなか泣き止まず「こんなとき自分にもおっぱいが出たら」と思ったことも。思ったようにならずイライラして、子どもにもキツくあたってしまったりもありませんでした。そんな時は夫婦で子育てについて話し合い、「感情的にならないよう気を付ける」「10数えて冷静になる」など、失敗から多くのことを学びました。子ども達は外で遊ぶことが大好き。「男3人だからお母さんと一緒にできないことをしよう」と考え、よく野山を探検したりしました。子どもたちは虫捕りをするとキラキラした笑顔で喜んでくれます。

【育】 嶋さんは育児休業を終えた現在でも、奥様の帰宅が遅くなる時は、夕ご飯を作って帰りを待つなど、家事や育児を積極的にこなしています。こういう考えになれたのも育児休業で、育児しながら家事をする大変さや楽しさを学んだからと宮嶋さんは話



育児休業を振り返る宮嶋さん

します。

そして「男性も育児をすることで子どものことがより愛おしくなるし、パートナーの気持ちもよく分かる。一緒に育児をしていくことで良い家族ができあがると思う。ぜひ育児休業を取得して子どもと貴重な時間を過ごしてほしい」と自分の経験を思い返し、これからパパになる男性にエールをおくりました。

宮嶋さんは育児休業中、忘れられないことがありました。それは、我が子が初めて立ち上がった瞬間を目撃したこと



素敵な思い出がたくさん出ました

「笑みをこぼしながら一生懸命立ち上がったあの瞬間はと

☆いっぞDEフェスタ2014☆

【開催日】平成26年1月26日
 【場所】やつしろハーモニーホール
 【内容】午前10時～ ワークショップ
 午後1時30分～ 講演 ※入場無料
 ・八代みらいネットによる寸劇
 ・講演「お話と船政と歌と…心の講演会
 ～絆の大切さ いのちをひとつにつなぐ～」
 講師：佐久間レイさん（それいけ！アンパンマンのバタコ娘でおなじみ）
 ※託児無料（要予約・1歳～就学前まで）
 【問合せ】市役所人権政策課 TEL 30-1701



講師 佐久間レイさん
 (声優・歌手・脚本家)

でも感動し、今でも昨日のことのように覚えていて。育児休業を取得して毎日子どもと接していなければ、恐らく見ることもできなかったと思う。これは紛れもなく私の財産」と力強く語ってくれました。
 こんな素敵な瞬間の目撃者、あなたもなってみませんか？

八代みらいネット会員募集！

八代みらいネットは、男女共にいきいきと暮らす社会づくりを目指して、地域で活動する個人や団体が集まり様々な取組を行っています。あなたも参加してみませんか？

【問合せ】市役所人権政策課
 TEL 30-1701 FAX 46-1950

編集後記

片岡 「成せばなる」の気持ちでのスタートでした。スタッフの皆さん、お話し、知らない事を知る、楽しさと面白さが詰まった時間でした。そして取材や編集が進みました。無事に発行出来てホッとしています。

編集スタッフ
 片岡 雪子
 井山 さおり
 松岡 長明

V

データでみる八代市の男女共同参画の状況

八代市における審議会等委員への女性の登用状況調査

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

1. 審議会等への女性の登用状況

(1) 地方自治法第 180 条の 5 に基づく委員会(委員会数 6)

委員会名	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性の割合(%)
教育委員会	5	2	40.0
選挙管理委員会	4	0	0.0
公平委員会	3	1	33.3
監査委員	3	0	0.0
農業委員会	37	2	5.4
固定資産評価審査委員会	3	0	0.0
小計①	55	5	9.1

(2) 地方自治法第 202 条の 3 に基づく審議会(審議会数 37)

	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性の割合(%)
小計②	532	168	29.2

	委員総数(人)	女性(人)	女性の割合(%)
合計(①+②)	587	173	29.5

(3) その他要項等に基づく委員会、協議会、懇話会等(委員会等数 31)

委員会、協議会、懇話会名	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性の割合(%)
小計③	376	128	34.0

※(1)(2)(3)の合計(審議会等数 85)

合計	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性の割合(%)
計(①+②+③)	963	301	31.3

2. 女性議員

区分	現員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性の割合(%)
八代市議会	32	3	9.4

3. 女性職員の役職登用状況 (※各種委員会を含み、現業職員を除く)

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

	職員総数	課長級以上	補佐級	係長級	役付計
職員総数(女性+男性)	1,070	141	203	84	428
女性の数	393	13	49	22	84
女性の割合(%)	36.7	9.2	24.1	26.2	19.6

○八代市における審議会等委員への女性の登用状況

	地方自治法第180条の5 に基づく委員会 ①			地方自治法第202条の3 別表7による審議会 ② ※広域を含まない			合計 ①+②			その他要項等による 委員会、審議会、協議 会等 ③			合計 ①+②+③		
	総数 (人)	女性 (人)	女性の 割合 (%)	総数 (人)	女性 (人)	女性の 割合 (%)	総数 (人)	女性 (人)	女性の 割合 (%)	総数 (人)	女性 (人)	女性の 割合 (%)	総数 (人)	女性 (人)	女性の 割合 (%)
H22.3.31	53	4	7.5	562	181	32.2	615	185	30.1	551	130	23.6	1,166	315	27.0
H23.3.31	54	4	7.4	590	183	31.0	644	187	29.0	657	148	22.5	1,301	335	25.7
H24.3.31	54	4	7.4	559	162	29.0	613	166	27.1	610	155	25.4	1,223	321	26.2
H25.3.31	55	7	12.7	527	154	29.2	582	161	27.7	491	110	22.4	1,073	271	25.3
H26.3.31	55	5	9.1	532	168	31.6	587	173	29.5	376	128	34.0	963	301	31.3

○八代市の女性職員の役職登用状況

	全 体			課長級以上			補佐級			係長級			役付総数		
	職員総 数	女性 の数	女性の 割合 (%)	職員 総数	女性 の数	女性の 割合 (%)	職員 総数	女性 の数	女性の 割合 (%)	職員 総数	女性 の数	女性の 割合 (%)	職員総 数	女性 の数	女性の 割合 (%)
H22.4.1	1,153	421	36.5	133	9	6.8	218	52	23.9	55	23	41.8	406	84	20.7
H23.4.1	1,129	412	36.5	143	8	5.6	208	51	24.5	69	25	36.2	420	84	20.0
H24.4.1	1,114	408	36.6	146	15	10.3	199	46	23.1	71	23	32.4	416	84	20.2
H25.4.1	1,073	391	36.4	140	14	10.0	193	46	23.8	85	26	30.6	418	86	20.6
H26.4.1	1,070	393	36.7	141	13	9.2	203	49	24.1	84	22	26.2	428	84	19.6

○八代市の新規採用職員の採用状況

	総 数	女 性 の 数	女 性 の 割 合	職種ごとの女性の数 ()は男性の数														
				事務 職	技術 職	保 育 士	教 諭 幼 稚 園	保 健 師	看 護 師	技 師	臨 床 検 査	衛 生 士	歯 科	技 師	放 射 線	栄 養 士	管 理	福 祉 士
22年度	8	3	37.5	3(2)	0(3)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)									
23年度	11	1	9.1	1(5)	0(5)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)									
24年度	14	6	42.9	5(2)	0(5)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)			1(0)	0(1)					
25年度	15	8	53.3	2(4)	2(3)	2(0)	0(0)	1(0)	0(0)	1(0)								
26年度	28	16	57.1	9(5)	0(6)	2(0)	2(0)	1(0)	1(1)								1(0)	

男女共同参画推進室への相談状況

(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

	受付内容	件数(人)	処理状況	件数
市の施策に関する苦情		—		—
私人間の事案	ドメスティック ・バイオレンス	5 (3)	面談による相談 電話・電子メール うち、専門委員による助言指導	2 3 —
	セクシュアル ・ハラスメント	5 (3)	面談による相談 電話・電子メール うち、専門委員による助言指導	3 2 —
	家族関係	11 (4)	面談による相談 電話・電子メール うち、専門委員による助言指導	6 5 2
	仕事関係	—		—
	その他	12 (5)	面談による相談 電話・電子メール うち、専門委員による助言指導	5 7 1
合計	33件		専門委員による助言指導	3
			他の機関を紹介	4
			窓口相談・問合せのみ	26
			その他	—

VI

資 料

八代市男女共同参画推進条例

平成 17 年 8 月 1 日
条例第 8 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 9 条）
- 第 2 章 男女共同参画の推進に関する施策（第 10 条—第 13 条）
- 第 3 章 八代市男女共同参画審議会（第 14 条・第 15 条）
- 附則

日本国憲法は、個人の尊重と法の下での平等を謳っている。にもかかわらず、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

八代市は、伝統的な保守性と進取の精神が対峙し、又は包容しながら誇るべき歴史と文化を培ってきた。

しかしながら一部ではあるが、閉鎖的、排他的な気風と慣習が残り、男性を中心とする意識や、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識が今なお存在している。また、市民生活のさまざまな場面において、女性は控えめであることが求められ、女性自身もまたこれを容認する傾向が残っている。

このような状況を踏まえ、すべての「ひと」男女が、社会的、文化的に形成された性別の概念にとらわれず、自分らしく個性と能力を十分に発揮し、喜びも責任も分かち合い、幸せな生活が送れるまちの実現をめざして、ここにこの条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、実現すべき姿の達成に向けて、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に実施することにより、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として自らの意思により社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されるとともに男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 事業者 市内において事業を行う個人、法人その他団体をいう。
- (3) ジェンダー 男女の役割を固定的に捉える社会的、文化的に培われ形成されてきた性別をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる性的な言動により相手方の生活環境を害する行為又は当該言動に対する相手方の対応によって不利益を与える行為をいう。
- (5) 積極的格差是正措置 第 1 号に規定する機会についての男女間の格差を是正するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進についての基本理念(以下「基本理念」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保され、男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度や慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が共に、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動及び家庭生活以外の活動を円滑に行うことができるよう配慮されること。
(実現すべき姿)

第4条 市、市民及び事業者は、男女共同参画の推進に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる実現すべき姿の達成に努めるものとする。

- (1) 家庭において実現すべき姿
 - ア 家族それぞれが多様な生き方を選択でき、それをみんなが認め合う充実した家庭生活が営まれること。
 - イ 「男らしさ」「女らしさ」という観念にとらわれず、「その人らしさ」を尊重しあう家庭になること。
- (2) 職場において実現すべき姿
 - ア 育児休業や介護休業を男女とも取得できる環境が整い、仕事と家庭がゆとりをもって両立できるようになること。
 - イ 採用、配置、賃金、昇進等の男女格差が解消されることにより、個人の能力、個性、意欲等が十分に発揮され、ジェンダーにとらわれない生き生きとした職場になること。
 - ウ セクシュアル・ハラスメントのない、快適で安心して仕事ができる職場環境がつくられること。
- (3) 学校において実現すべき姿
 - ア 教育のあらゆる分野で、「男の子だから」「女の子だから」ではなく、個性を尊重し能力を発揮できる教育が進むこと。
 - イ 男女共同参画の推進について指導者の研修の機会が増進されること。
- (4) 地域において実現すべき姿
 - ア 古い慣習やしきたりにとらわれず、人権が尊重され、差別のない心豊かな地域がつくられること。
 - イ 男女が対等に地域活動に参画することにより、住みよい地域づくりに貢献できること。
(市の責務)

第5条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下「施策」という。)を総合的に策定し、計画的にこれを実施しなければならない。

- 2 市は、市民及び事業者が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため、男女共同参画に関する教育の推進、情報の提供その他必要な措置を講じなければならない。
- 3 市は、国、県、他の地方公共団体その他関係団体(事業者を含む。)との連携に努めなければならない。
(市民の責務)

第6条 市民は、男女共同参画について理解を深め、社会のあらゆる場において、自ら進んで男女共同参画社会の実現に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。
(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業活動に関し、男女が共同して参画することができる体制の整備に取り組むとともに、率先して男女共同参画社会の実現に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。
(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、性別を理由とする差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、あらゆる場においてセクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、夫婦間を含むすべての男女間において、個人の尊厳を踏みにじる身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第9条 公衆に表示する情報を発信しようとするものは、性別による役割分担の固定化又は女性に対する暴力的行為を助長し、又は連想させる表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する施策

(行動計画)

第10条 市長は、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、行動計画を策定するに当たっては、広く市民の意見を聴くとともに、八代市男女共同参画審議会に意見を求めるものとする。

3 市長は、行動計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前3項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(男女共同参画週間)

第11条 市は、市民の間に広く男女共同参画について関心と理解を深め、男女共同参画の推進に関する活動への積極的な参加を促すため、八代市男女共同参画週間(以下「男女共同参画週間」という。)を設ける。

2 市長は、男女共同参画の推進に関する取組みを積極的に行っているものの顕彰その他の男女共同参画週間の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(苦情等の処理)

第12条 市民又は市内に在勤する者若しくは在学する者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策又は男女共同参画の推進を阻害する要因により人権を侵害されたことについて苦情又は相談(以下「苦情等」という。)があるときは、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項に規定する苦情等の申出について、関係機関との連携を図る等適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

3 市長は、前項に規定する事務を適切かつ迅速に処理するための機関を設置するほか、必要な体制の整備を行うものとする。

4 前項の機関は、第1項の規定により施策についての苦情等の申出を受けたときは、調査のため必要に応じて市長に対し説明及び関係資料の提出等を求め、必要があると認めるときは、勧告等を行うことができる。

5 第3項の機関は、第1項の規定により人権を侵害されたことについての苦情等の申出を受けたときは、調査のため必要に応じて関係者に対し、その協力を得た上で資料

の提供及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うとともに、市長に対して勧告するよう求めることができる。

(年次報告)

第 13 条 市長は、毎年度男女共同参画の状況、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

第 3 章 八代市男女共同参画審議会

(審議会の設置)

第 14 条 市長は、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、八代市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) その他市長が適当と認める者

4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

5 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の八代市男女共同参画推進条例(平成 13 年八代市条例第 31 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

八代市男女共同参画推進条例施行規則

平成 17 年 8 月 1 日
規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、八代市男女共同参画推進条例(平成 17 年八代市条例第 8 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(苦情等の処理)

第 2 条 条例第 12 条第 3 項に規定する機関として男女共同参画専門委員(以下「専門委員」という。)を置く。

- 2 専門委員は 3 人以内とし、人格が高潔で、男女共同参画の推進に関し、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 専門委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治的団体の役員と兼ねることができない。
- 4 専門委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 専門委員は、再任されることができる。
- 6 市長は、専門委員が心身の故障のため職務の執行に堪えないと認めるとき、又は専門委員に職務上の義務違反その他専門委員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解嘱することができる。

(職務等)

第 3 条 専門委員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 条例第 12 条第 4 項又は第 5 項の規定により、苦情等の申出について調査し、助言、是正の要望、勧告等を行うこと。
- (2) 前号に規定する職務を行うに際し、関係機関又は関係団体と必要な連絡調整を行うこと。
- 2 専門委員は、それぞれ独立してその職務を行うものとする。
- 3 専門委員は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を決定するときは、合議により行う。
 - (1) 職務の執行の方針に関する事項
 - (2) 職務の執行の計画に関する事項
 - (3) その他専門委員が合議により処理することが適当であると認められる事項
- 4 専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(苦情等の申出)

第 4 条 条例第 12 条第 1 項の規定による申出は、書面(様式第 1 号)により行うものとする。ただし、専門委員が当該申出書の提出ができない特別の理由があると認めるときは、口頭ですることができる。

- 2 前項ただし書の規定により口頭による申出があったときは、専門委員は、その内容を聴取し、書面に記録するものとする。

(調査しない申出)

第 5 条 専門委員は、次の各号のいずれかに該当する事項に係る申出については、調査しないものとする。

- (1) 判決、裁判等により確定した事項
- (2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項

- (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条の紛争の解決の援助の対象となる事項
 - (4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項
 - (5) 条例又はこの規則に基づく専門委員の行為に関する事項
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、専門委員が調査することが適当でないと認める事項
- 2 専門委員は、条例第12条第1項の男女共同参画の推進を阻害する要因により人権を侵害された旨の申出が当該申出に係る人権の侵害があった日から1年を経過した日以降にされたときは、当該申出について調査しないものとする。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
 - 3 専門委員は、前2項の場合においては、申出について調査しない旨及びその理由を当該申出をした者に対し、書面(様式第2号)により通知するものとする。
(調査開始の通知等)
- 第6条 専門委員は、条例第12条第1項の規定による申出について調査を開始するときは、市長又は関係者に対し、その旨を書面(様式第3号)により通知するものとする。ただし、人権侵害の申出の場合において、相当な理由があると認めるときは、通知せず、又は調査開始後に通知することができる。
- 2 専門委員は、条例第12条第4項又は第5項の規定により、市長又は関係者に対し説明及び関係資料の提出等を求めるときは、書面(様式第4号及び第5号)により依頼するものとする。
(調査結果等の通知等)
- 第7条 専門委員は、申出について調査が終了したときは、その結果を速やかに当該申出をした者に対し書面(様式第6号)により通知するものとする。この場合において条例第12条第4項の勧告等又は同条第5項の助言、是正の要望等を行ったときは、併せてその内容を当該申出をした者に通知するものとする。
- 2 専門委員は、申出について調査が終了した場合において、条例第12条第4項の勧告等又は同条第5項の助言、是正の要望等を行わないときは、その結果を、速やかに、前条第1項の規定により調査開始の通知をした市長又は関係者に対し、書面(様式第7号)により通知するものとする。
(勧告、意見表明及び助言)
- 第8条 専門委員は、条例第12条第4項の申出について調査した結果、必要があると認めるときは、市長に対し、同項の勧告のほか、意見表明又は助言をするものとする。
- 2 条例第12条第4項の勧告又は前項の意見表明若しくは助言は、書面(様式第8号)により行うものとする。
(助言、是正の要望等)
- 第9条 専門委員は、条例第12条第5項の助言を口頭で行った場合において、当該関係者から当該助言の趣旨及び内容を記載した文書の交付を求められたときは、書面(様式第9号)により交付するものとする。
- 2 条例第12条第5項の是正の要望等は、書面(様式第10号)により行うものとする。
 - 3 専門委員は、市長に対して条例第12条第5項の勧告を求めるときは、書面(様式第11号)により行うものとする。
 - 4 市長は、前項により勧告を求められた場合において、必要があると認めるときは、書面(様式第12号)により勧告するものとする。
(是正その他の措置の報告)
- 第10条 専門委員は、条例第12条第4項の勧告又は第8条第1項の意見表明を行ったときは、市長に対し、是正その他の措置について、相当の期限を設けて報告(様式第13号)を求めるものとする。

(処理状況報告書)

第11条 専門委員は、毎年度1回、申出の処理の状況及びこれに関する所見等についての報告書を作成し、市長に提出するとともに、これを公表するものとする。

(審議会)

第12条 条例第14条に規定する八代市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)は、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

- (1) 行動計画の策定に関する事項
- (2) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策の評価に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する重要事項

2 審議会は、前項に定める事項について市長に意見を述べることができる。

(会長及び副会長)

第13条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第14条 会議は会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(窓口)

第15条 条例第12条第1項に規定する苦情等の申出の受付及び審議会の庶務については、市民環境部人権政策課において処理する。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の八代市男女共同参画推進条例施行規則(平成14年八代市規則第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年3月31日規則第25号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

様式(省略)

八代市男女共同参画審議会委員名簿

任期：平成 26 年 8 月 4 日～平成 28 年 8 月 3 日（2 年間）

	氏 名	区分
会長	ありた みよこ 有田 美代子	坂本
委員	こが のりつぐ 古賀 倫 嗣	学識経験者
委員	さくだ きぬこ 作田 絹子	千丁
副会長	さわい みか 澤井 美香	八代
委員	しげもとすみしげ 重本 公茂	学識経験者
委員	たのうえあけみ 田上 朱美	泉
委員	はじめ ちかふさ 一 親 房	八代
委員	はたなか ゆみ 畑 中 由美	東陽
委員	ほりぐちかずよ 堀 口 佳寿代	千丁
委員	もみのき めぐみ 樅 木 恵	鏡
委員	やまが さとし 山鹿 智	学識経験者
委員	やまもとけんじ 山本 健之	坂本

（50音順 敬称略）

男女共同参画啓発用貸出ビデオ・DVD 一覧

2014/4/1 現在

番号	タイトル	内 容	時間 (分)	テーマ	分類	対象	備考
1	八代市女性模擬議会	女性模擬議会の記録	120	記録として (男女共同参画)	記録	一般	
2	山田家の食卓	---	45	男女共同参画	--	--	
3	ドメスティックバイオレンス 家庭内における女性と子どもへの影響	児童虐待がここ 10 年 10 倍以上に増え続けている。今、子ども達に何が起きているのか。その原因はドメステックにあるとされている。ドメステックバイオレンスの女性と子どもへの影響について、福祉に携る現場の方々のお話を交えて考える。	25	DV	学習	一般	1988 年作
4	ドメスティックバイオレンス どうして私を殴るのですか ～妻や恋人への暴力は犯罪です～	夫や恋人からの暴力・・・ドメステックバイオレンスについての解説や女性へのアドバイス	25	DV	学習	一般	
5	さよなら！職場の セクシュアルハラスメント	職場の効率的運営から見ても見逃せないセクハラ。その防止への取組みをドラマ形式で説明。	27	セクシュアルハ ラスメント	学習	一般	1998 年作
6	根絶！夫からの暴力'04 (改訂版)	平成 13 年 4 月配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が制定された。夫からの暴力に悩む女性を主人公にしたドラマを通して、それがどのような法律であるか、実際暴力を受けている人を保護するためにどのような政策がなされているかを紹介する。「配偶者暴力防止法」が改正されたことを受けて一部改定したものである。	27	DV	ドラマ	一般	2004 年作
7	21 世紀はみんなが主役 男女共同参画社会基本法 のあらまし	①男女共同参画社会とは何か ②男女共同参画社会の実現の必要性 ③男女共同参画社会基本法成立に至るまでの経緯 ④男女共同参画社会基本法の5つの基本理念 ⑤国の取組み	23	男女共同参画	ドラマ	一般	2002 年作
8	ロボットハートのぎもん	男の子、女の子って何ですか？—人間の心がわからないロボット「ハートン」の疑問をアカリとユウキは解決できるか？	17	男女共同参画	アニメ	小学生 高学年	2004 年作

男女共同参画啓発用貸出ビデオ・DVD 一覧

2014/4/1 現在

番号	タイトル	内 容	時間 (分)	テーマ	分類	対象	備考
9	ならんで一緒に歩きたい 男女共同参画社会づくりに 向けて	日本女性がいま、どのような問題を抱えているのか、また、日本が女性問題の解決に向け、世界にどれだけ貢献できるのかななどをまとめた作品。	16	男女共同参画	学習	一般	1996 年作
10	元気に再チャレンジ！ ～キラキラしている女性 たち～	再就職を目指す主婦が、不採用の連続という厳しい現実にも直面しながらも、地域の女性センターなどで開催される「再就職支援セミナー」に参加することで勇気づけられ、再び求職活動に積極的に取り組む。果たして努力は実るのか？実際に再チャレンジを果たした女性たちが登場し、実体験を語りながら力強いエールを送る。	25	男女共同参画	ドラマ	一般	2006 年作
11	体験！発信！チャレンジ・ ストーリー ～まちづくりにかける元気な 女性たち～ダイジェスト版	まちづくりにかける元気な女性たちの事例3件を紹介。・滋賀県栗東市:NPO 法人「びいめ～る企画室」コミュニティ・ショップの夢にチャレンジ！・熊本県宇城市:「風の会」歴史ある町並みを蘇らせる女性たち！・京都府舞鶴市:NPO 法人「舞鶴市女性センターネットワークの会」“人”と“気持ち”をつなげたい！	39	男女共同参画	ドキュメント	一般	2006 年作
12	ワーク・ライフ・バランス ～働きがいのある職場と 生き生きした暮らし～	ワーク・ライフ・バランスとは、多様化する生活スタイルや働き方に対する新たな取り組みのこと。仕事と生活の調和を図るために、ワーク・ライフ・バランスを推進する組織や個人の取り組みを紹介する。	27	男女共同参画	学習	一般	2007 年作
13	夢へのパスポート ～まちづくりにかける元気な 女性たち～	まちづくりや地域おこしに取り組む、元気な女性たちのドキュメンタリー・ビデオ。内閣府が男女共同参画のロールモデルとして発信する第2弾。本作では、新潟県上越市、岐阜県郡上市、東京都大田区の女性たちの奮闘ぶりを描く。	87	男女共同参画	ドキュメント	一般	2007 年作 《DVD》

男女共同参画啓発用貸出ビデオ・DVD 一覧

2014/4/1 現在

番号	タイトル	内 容	時間 (分)	テーマ	分類	対象	備考
14	明日への道しるべ ～まちづくりにかける元気な女性たち～	まちづくりや地域おこしに取り組む、元気な女性たちのドキュメンタリー・ビデオ、第3弾。本作では、青森県八戸市(はちのへ女性まちづくり塾生の会)「再発見！私たちのオリジナル観光マップ」、福島県安達郡大王村(森の民話茶屋)「伝えたい！民話で語る村の心」の女性たちの活動を追いかける。	60	男女共同参画	ドキュメント	一般	2008 年作 《DVD》
15	配偶者からの暴力の根絶をめぐって～配偶者暴力防止法のしくみ～	配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。配偶者からの暴力は、あなたの身近なところでおきています。このDVDでは、配偶者からの暴力の根絶をめぐって、「配偶者暴力防止法」のしくみ等についてわかりやすく紹介しています。	35	DV	学習	一般	2008 年作 《DVD》
16	デートDV ～相手を尊重する関係をつくる～	DV(ドメスティック・バイオレンス)は親密な関係の相手に対してふるうからだと心への暴力です。これは大人だけの問題ではありません。若者の間でも広くおきています。デート相手にするので「デートDV」と呼びます。若者たいが、DVをする人にもされる人にもならないために学ぶ教育が、今必要とされています。 若者たちが「デートDV」とは何か、なぜおきるのか理解し、それが自分の問題だと気づくことや学ぶことが必要です。学校などで若者たちが、相手を尊重する関係をつくる大切さを、具体的にわかりやすく学べるように制作されています。	30	デートDV	学習	生徒 一般	2006 年作 《DVD》 字幕入り
17	人と人とのよりよい関係をつくるために — 交際相手とすてきな関係をつくっていくためには—	若年層を対象とした交際相手からの暴力の予防啓発教材「人と人とのよりよい関係をつくるために」を使った授業の例を指導者向けにわかりやすく解説した教材です。若年層にそのまま視聴できる部分も含めた構成になっています。	42	デートDV	学習	生徒 一般	2010 年作 《DVD》 一部字幕 入り

男女共同参画啓発用貸出ビデオ・DVD 一覧

2014/4/1 現在

番号	タイトル	内 容	時間 (分)	テーマ	分類	対象	備考
18	わかったつもりでいませんか？セクハラ対策の新常識① 「セクハラになる時、ならない時」	どのような時にセクハラになり、どのような時にはならないのか。また相手によってセクハラになったりならなかったりする理屈を、アニメを用いてわかりやすく解説。他に人権侵害型とジェンダー型のグレーな事例を詳しく解説。 ・セクハラになる時とならない時の違いは何か ・ジェンダー型セクハラ など	24	セクハラ問題 職場の人権	学習	一般	《DVD》
19	わかったつもりでいませんか？セクハラ対策の新常識② 「あなたならどうする？」	ディスカッション用の事例ドラマと、考えるヒントとしての設問・解説によって構成。微妙なセクハラ事例の当事者となったとき、どのような対応をすればよいかを考える教材。 ・上司から個人的な行為を寄せられた部下 ・部長によるセクハラ行為を部下から相談された課長	25	セクハラ問題 職場の人権	学習	一般 (管理職 向け)	《DVD》
20	私らしくマイノリティを生きる ～女性差別撤廃条約のいま～	複合的な差別を乗り越えようとしている当事者の声を紹介。見ようとしなければ見えにくいマイノリティの立場に置かれた人びとへの差別に気づき、あわせて女性差別のない社会に向けて立ち上がる必要性を学ぶことができる作品。	20	男女共同参画	学習	一般	《DVD》

八代市男女共同参画社会づくりネットワーク（八代みらいネット）

<p>プロフィール</p>	<p>八代みらいネット（八代市男女共同参画社会づくりネットワーク）は、男女がともにいきいきと暮らす社会づくりをめざして、地域で活動する個人や団体が集まったネットワークです。</p> <p>男女共同参画についての学習会や啓発グッズの開発などの自主活動のほか、八代市主催事業（いっそ DE フェスタなど）への参画等、積極的な活動を展開しています。</p> <p>モットーは「一人の百歩よりも百人の一步」。ともに歩む仲間をいつでも募集中です。グループでも個人でも大歓迎。みなさまの参加をお待ちしています。</p>
<p>主な活動内容</p>	<p>出前講座、会員学習会、会員レクリエーション、啓発グッズの作成、市主催事業への参画（いっそ DE フェスタなど）、通常総会（年1回）、定例会（2か月に1回）など</p>
<p>会 員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 個人会員 満20歳以上の者であって、八代市内に居住又は通勤・通学する者 ◇ 団体会員 八代市内に主な活動拠点を有する団体

いっそDEフェスタ 2014 より



寸劇 ジェンダーかるたで考えよう
「モデル次第？ その商品の売れ行きは」



ワークショップ
男女共同参画を楽しく学ぼう



八代市男女共同参画
シンボルマーク

発行者：八代市
所属：人権政策課
発行年度：平成 26 年度